

バリアフリーぐんま 障害者プラン 8



令和3年3月 策定
令和6年3月 改定
群馬県

表紙デザイン

茂木 一司

表紙の絵

『無題』

中島 涼介

作者コメント「これは漢字です。難しい漢字が好きで、好きすぎて
自分で漢字を作っています。」

※令和2年度群馬県障害者作品展 出展作品

バリアフリーぐんま障害者プラン8の策定に当たって

群馬県では、平成30年3月策定の「バリアフリーぐんま障害者プラン7」のもと、「障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現」のため、総合的な障害者施策を推進してきました。特に、近年は、「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」も制定し、共生社会の実現に向けた取組の一層の充実に力を注いでまいりました。



また、令和2年12月に策定した「新・群馬県総合計画（ビジョン）」においても、「すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の構築をその理念としており、障害者施策に関しても、これまでの取組を確実に推し進めるとともに、新たな課題にも積極的に取り組んでまいります。

こうした中、令和3年度から令和8年度までを期間とする新たな計画「バリアフリーぐんま障害者プラン8」を作成しました。本プランでは、共生社会の実現を目指し、お互いの理解の促進、当事者本位の総合的支援、安全で安心できる地域づくりに視点を置き、施策の推進に取り組むこととしています。

知事として、今後も、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し、共に暮らすことができる社会の実現に向けて、努力を継続してまいります。是非とも、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、群馬県障害者施策推進審議会及び群馬県障害者自立支援協議会、群馬県工賃向上推進会議の委員の皆様をはじめ、御尽力を賜りました多くの皆様方に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

群馬県知事

山本 一太

目 次

第1章 総論

1 本計画の位置付け	1
2 計画策定の背景	2
3 障害のある人(障害者)の定義	3
4 バリアフリーぐんま障害者プラン8と SDGsの対応	3
5 計画の期間	4
6 推進体制	4

第2章 計画の体系

1 基本理念	5
2 基本目標	5
3 施策体系	5

第3章 障害者施策の展開

1 お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	7
(1) お互いの理解の促進	7
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	8
(3) 権利擁護の推進、虐待の防止	8
2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進	10
(1) 意思決定支援と情報提供の推進	10
(2) 総合的な相談支援体制等の整備	11
(3) 障害福祉サービス等の充実	13
(4) 生活の安定と充実のための施策の推進	14
(5) 福祉サービスを支える人材の育成・確保	15
(6) 障害のある子どもへの療育支援	17
(7) 発達障害のある人への支援	19
【新たな課題等への対応】 新型コロナウイルス感染症やデジタル化に 対応した障害福祉	21
【新たな課題等への対応】 障害児のための療育支援 ・重度障害児者のための支援	22
3 保健・医療体制の充実	23
(1) 保健事業の充実	23
(2) 医療及びリハビリテーションの充実	24
(3) 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実	25
(4) 難病患者支援の充実	27
(5) 保健・医療従事者の育成・確保	27

4 教育の充実	28
(1) 学校教育の充実	29
(2) 教育職員の専門性の向上	30
5 文化芸術活動・スポーツ等の振興	31
(1) 文化芸術活動の推進	31
(2) 障害者スポーツの振興	32
(3) 余暇・レクリエーション活動の充実	33
6 雇用の拡大、就労の促進	34
(1) 雇用の拡大と職場への定着支援	34
(2) 職業能力の開発推進	36
(3) 福祉施設からの就労と工賃向上	36
7 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	37
(1) 情報アクセシビリティの向上	37
(2) 意思疎通支援の充実	38
【新たな課題等への対応】読書バリアフリーの推進に関する取組	40
8 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	41
(1) 防災対策の推進	41
(2) 防犯対策・交通安全への配慮	42
(3) 住まいの確保等	43
(4) 円滑な交通・移動のための環境整備の推進	44
(5) 福祉のまちづくり推進	45
第4章 障害福祉サービスの見込量・数値目標等	46
1 基本的な考え方	46
2 7つの成果目標	48
【福祉的就労・工賃の状況等】	50
3 障害福祉サービス等の必要見込量と確保策	64
4 県の地域生活支援事業	126
第5章 その他の数値目標	131
第6章 資料編	132
1 障害のある人に関する統計資料	132
2 計画策定の経過	140

第1章 総論

1 計画の位置付け

本計画は、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための本県の施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保、福祉的就労に関する工賃の向上に向けた取組等について定め、障害のある人のための施策の総合的な推進を図るものです。

本計画は計画期間を令和3年度から令和8年度までの6年間としていますが、第4章（障害福祉計画、障害児福祉計画、工賃向上計画）については3年ごとに計画の変更を行うこととしていることから、令和6年度から一部改定を行うとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」及び「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針について（令和4年2月25日（厚生労働省/文部科学省連名通知）」において都道府県計画の策定が求められていることを踏まえ、新たに2つの計画を加え、以下の6つの計画を一体化して策定するものです。

また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨も反映しています。

項 目	内 容	根拠法令等
障害者計画	福祉分野に限らず、医療、教育、雇用、まちづくり等、障害のある人の社会生活や日常生活に関係する全ての施策分野にわたる基本的な総合計画 ※国の障害者基本計画を基本としつつ、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための本県の施策に関する考え方や方向性等について定める。	障害者基本法第11条第2項
障害福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 ※市町村障害福祉計画との整合を図りつつ、障害福祉サービス等の必要量の見込みやその確保に関する事項等について定める。	障害者総合支援法第89条第1項
障害児福祉計画	障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画 ※市町村障害児福祉計画との整合を図りつつ、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める。	児童福祉法第33条の22第1項
工賃向上計画	福祉的就労に関する工賃向上に向けた取組に関する計画 ※対象となる事業所の工賃向上計画を参考としつつ、目標工賃額や工賃の向上に関する事項等について定める。	厚生労働省「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」
障害者文化芸術活動推進計画	障害者による文化芸術活動の推進に関する計画 ※国の基本計画を参考としつつ、障害者による文化芸	障害者文化芸術推進法第8条第1項

	術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために実施すべき施策等について定める。	
難聴児早期発見・早期療育推進計画	難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画 ※国の基本方針に基づき、難聴児の早期発見・早期療育の推進のために実施すべき施策等について定める。	厚生労働省/文部科学省「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」

【群馬県の障害者施策に関する計画体系】

本計画は、本県の障害福祉分野における個別基本計画に位置付けられます。

群馬県総合計画

└ 群馬県福祉プラン **福祉分野における最上位計画**

└ バリアフリーぐんま障害者プラン8 **障害福祉分野における個別基本計画**

└ 群馬県手話施策実施計画 **障害福祉分野における個別実施計画**

2 計画策定の背景

本県では、障害者基本法に基づく障害者計画として、「群馬県障害者施策行動計画～バリアフリーぐんま障害者プラン～」（平成5～12年度）、「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン2～」（平成13～17年度）、「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン3～」（平成18～22年度）を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。

また、平成18年度には、障害者自立支援法の施行を受けて、障害福祉サービスの提供体制に関する計画として、障害者計画とは別に「第1期群馬県障害福祉計画」（平成18～20年度）を策定し、その後、「第2期群馬県障害福祉計画」を策定するにあたり、障害者計画と障害福祉計画を統合して「バリアフリーぐんま障害者プラン4」（平成21～23年度）を策定、平成23年度には「バリアフリーぐんま障害者プラン5」（平成24～26年度）、「バリアフリーぐんま障害者プラン6」（平成27～29年度）を策定しました。

さらに、平成29年度には、児童福祉法の改正により、「障害児福祉計画」としての位置づけを兼ね備えた「バリアフリーぐんま障害者プラン7」（平成30～令和2年度）を策定、令和2年度には、各種施策を十分に効果・検証しながら計画を運用していくため、計画期間を3年から6年に変更し、「群馬県工賃向上計画」を統合して、「バリアフリーぐんまプラン8」（令和3～8年度）を策定しました。

この間、国では、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を締結して以降、平成27年の「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行、障害福祉

サービス及び障害児通所支援の拡充を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正、時代の変化に対応し、支援の一層の充実を図るために所要の措置を講じた「発達障害者支援法」の改正、令和5年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の改正等、障害者の権利擁護の推進や保健福祉施策の充実が図られています。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定を契機とした共生社会の実現を図るため、平成 29 年には「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が策定され、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」に向けた取組みが推進されています。

さらに、平成 30 年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行、令和4年の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行など、障害者の社会参加を推進する施策の充実が図られています。

今回の計画改定は、「バリアフリーぐんま障害者プラン8」の内容を一部見直し、近年の障害者施策や環境の変化に対応し、実効性のある施策を推進していくため、本県における障害者施策の基本計画として策定するものです。

3 障害のある人（障害者）の定義

この計画における「障害のある人（障害者）」の定義は、障害者基本法第2条の規定と同じく、次のとおりとします。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（※）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

（※）社会的障壁とは、障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

4 バリアフリーぐんま障害者プラン8とSDGsの対応

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015 年9月の国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17 の目標・169 のターゲットが示されています。

本計画は、障害のある人が安心・安全に参加・活躍できる社会の実現につながるものとなるよう、SDGsの達成に資する取組として推進していきます。

バリアフリーぐんま障害者プラン8	SDGs	
1 お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	人や国の不平等をなくそう	
	平和と公正をすべての人に	
2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進	すべての人に健康と福祉を	
3 保健・医療体制の充実	すべての人に健康と福祉を	
4 教育の充実	質の高い教育をみんなに	
5 文化芸術活動・スポーツ等の振興	すべての人に健康と福祉を	
6 雇用の拡大、就労の促進	働きがいも経済成長も	
7 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	すべての人に健康と福祉を	
8 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	住み続けられるまちづくりを	

5 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、第4章(障害福祉計画、障害児福祉計画、工賃向上計画)については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、計画の変更を行うこととします。

このほか、計画期間内であっても、障害者福祉を取り巻く社会・経済環境の変化等により必要があると認めるときは計画の見直しを行うこととします。

6 推進体制

この計画は、群馬県の障害者施策に関する総合計画であり、福祉分野だけでなく、保健・医療、教育、雇用、まちづくりなど、障害のある人の社会生活や日常生活に関係する全ての施策分野に関わる計画です。そのため、計画の推進にあたっては、県庁内各所属の緊密な連携を図り、障害保健福祉担当部局だけでなく、全庁的に取り組みを進めます。また、市町村とも十分に連携を図り、相互に協力しながら計画を推進していきます。

なお、この計画の実施状況については、「群馬県障害者施策推進審議会」において、事業の実施状況や目標等の達成状況の検証を行い、その結果を公表して計画の実効

性を確保していきます。

また、障害福祉サービスやこれに係る制度については、関係機関や関係団体等で構成する「群馬県障害者自立支援協議会」、福祉的就労と工賃向上に係る取組については、「群馬県工賃向上推進会議」を中心に、具体的な検討を行い、さらなる充実を図ります。

第2章 計画の体系

1 基本理念

この計画の基本理念は、次のとおりとします。

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現

2 基本目標

上記の理念のもと、次のとおり3つの基本目標を設定します。

(1) お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重するとともに、お互いの理解を深めることにより、共に支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進します。

(2) 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援

障害のある人の自己選択と自己決定を尊重するとともに、適切に意思決定ができるよう支援し、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に配慮した当事者本位の総合的支援を行います。

また、障害のある子どもについては、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮しつつ、子どもの健やかな育成を支援します。

(3) 安全で安心できる地域づくり

施設、設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさを向上させるとともに、地域福祉を支える人材を育成し、障害のある人が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

3 施策体系

3つの基本目標を達成するため、8つの施策体系及び当該施策体系ごとの事業類型を次のように設定し、総合的・計画的な施策の推進を図ります。

1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等	① お互いの理解の促進
	② 障害を理由とする差別の解消の推進
	③ 権利擁護の推進、虐待の防止
2. 自立した生活の支援と意思決定支援の推進	① 意思決定支援と情報提供の推進
	② 総合的な相談支援体制等の整備
	③ 障害福祉サービス等の充実
	④ 生活の安定と充実のための施策の推進
	⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保
	⑥ 障害のある子どもへの療育支援
	⑦ 発達障害のある人への支援
3. 保健・医療体制の充実	① 保健事業の充実
	② 医療及びリハビリテーションの充実
	③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実
	④ 難病患者支援の充実
	⑤ 保健・医療従事者の育成・確保
4. 教育の充実	① 学校教育の充実
	② 教育職員の専門性の向上
5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	① 文化芸術活動の推進
	② 障害者スポーツの振興
	③ 余暇・レクリエーション活動の充実
6. 雇用の拡大、就労の促進	① 雇用の拡大と職場への定着支援
	② 職業能力の開発推進
	③ 福祉施設からの就労と工賃向上
7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	① 情報のアクセシビリティの向上
	② 意思疎通支援の充実
8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備	① 防災対策の推進
	② 防犯対策・交通安全への配慮
	③ 住まいの確保等
	④ 円滑な交通・移動のための環境整備の推進
	⑤ 福祉のまちづくり推進

第3章 障害者施策の展開

1 お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等

障害の有無に関わらず、全ての県民が、共に支えあい安心して暮らしていくために、障害や障害のある人への理解を深めるための広報・啓発や交流の促進等の取組を推進するとともに、障害を理由とした差別の解消や権利擁護の推進、虐待の防止に取り組んでいきます。

(1) お互いの理解の促進

◇現状と課題

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に支え合い、安全・安心に暮らす社会が、私たちが目指すべき社会です。しかしながら、障害のある人が、社会における様々な障壁(バリア)により、自立した生活や社会参加を妨げられている状況が、今なお存在しています。

このような状況を解消していくため、障害や障害のある人に対する理解を深め、差別や偏見といった心の中にある障壁(バリア)を取り払う「心のバリアフリー」の考え方を広めていくことに努めます。

◇具体的取組

①障害のある人への理解を促進するための啓発・広報活動の推進

- 障害のある人が作成した作品の展示・販売会、障害への理解を深める講演会や研修会の開催等、障害や障害者に対する理解の促進に努めます。
- 県の広報媒体やデジタル技術を活用した動画配信等を利用し、障害のある人への理解を促進するための情報提供に努めます。
- 「ヘルプマーク」等、障害のある人に関するマークを周知し、その理解と促進を図ります。

②交流及び共同学習等の推進

- 特別支援学校の児童生徒と、小・中・高等学校及び中等教育学校の児童生徒との交流や共同学習を推進します。
- 小・中学校における通常の学級と特別支援学級の児童生徒との交流や共同学習を推進します。

③NPOと行政との協働の推進、ボランティアや民生委員・児童委員の活動支援等

- 障害のある人の多様化するニーズに対応するため、NPO(非営利団体)と行政との協働を進めるとともに、ボランティア活動への支援を実施します。
- 地域住民の身近な相談相手となり、専門機関へのつなぎ役を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。

④県職員に対する研修の実施

- 県職員に対する研修を通じて、障害や障害のある人に対する理解を深め、コミュニケーションを図ることができるような環境の整備に努めます。

《主な事業》

事業名	事業内容
障害者週間記念行事の開催	「障害者週間」(12月3日～9日)を記念して、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を募集する等、障害のある人に対する理解を深めるための事業を実施します。

ナイスハートフェア（知的障害児（者）施設製作品展）の開催	知的障害のある人に対する理解を深めるため、施設利用者による作品展示及び即売会を開催します。
こころのふれあい・バザ一展の開催	精神障害のある人の自立と社会復帰を進めるため、団体の活動紹介や作品の展示・販売を行うとともに、体験発表や交流等を行います。
世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間INぐんまの開催	「世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～4月8日）」を広く県民に周知し、県民の自閉症をはじめとする発達障害についての理解と関心を深めるため、講演会や啓発映画の上映等を行います。

(2)障害を理由とする差別の解消の推進

◇現状と課題

障害を理由とする差別の解消の推進を目的として、平成 28 年4月に「障害者差別解消法」が施行され、本県においても、平成 31 年4月に「群馬県障害者差別解消条例」を施行しました。

令和6年4月の改正障害者差別解消法及び改正障害者差別解消条例の施行や、各省庁における所管分野を対象とした対応指針の見直し等を踏まえ、この法の理念に基づく取組を一層力強く推進します。

◇具体的取組

①障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

- 県の広報媒体を通じた周知、各種研修や出前講座の実施等を通じ、障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等、障害を理由とする差別の解消に向けた県民の意識を醸成します。
- 相談窓口を設置し、障害を理由とする差別の解消に関する相談に対応します。

②関係機関との連携強化

- 障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、「群馬県障害者差別解消推進協議会」を設置し、関係機関との連携を強化します。
- 市町村との連携を図るとともに、必要に応じて市町村に対する助言・支援を行います。

《主な事業》

事業名	事業内容
障害者差別相談窓口の設置	障害を理由とする差別に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、必要に応じて関係行政機関との連携を図りながら対応します。
障害者差別解消を推進するための研修の実施	障害を理由とする差別の解消について職員の理解を深めるため、研修を実施します。
障害者差別解消法に基づく協議会の運営	障害を理由とする差別の解消に係る取組を推進するため、協議会を運営し、関係機関等との連携の強化を図ります。

(3)権利擁護の推進、虐待の防止

◇現状と課題

障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に対して不利益を受ける恐れがあるため、権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められ

ています。また、障害のある人が、自己の判断能力が十分でないために様々なサービスを適切に利用できない場合等にも、その権利を擁護し、地域において安心して生活が送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を促進していく必要があります。

また、障害のある人への虐待を防止するため、「群馬県障害者権利擁護センター」を設置し、関係機関とも連携しながら、虐待の未然防止や早期発見等の取組に努めていますが、取組のさらなる充実を図っています。

◇具体的取組

①障害者虐待防止対策の推進

- 障害のある人の権利を擁護し、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障害のある人の保護や相談を行うため、障害者虐待防止法に基づき設置する「市町村障害者虐待防止センター」及び「群馬県障害者権利擁護センター」の周知を図るとともに、関係機関等と連携し、その機能を十分発揮できるよう体制を整備します。
- 障害者虐待の通報先となる市町村が的確な相談・支援の対応ができるよう、研修の実施やマニュアル整備、専門職チームの派遣等の支援を行います。また、障害福祉サービスを行う事業者に対し、虐待防止研修の受講や虐待防止のための委員会の設置を促します。
- 精神科病院における障害者の虐待防止については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正され、令和6年4月から、病院内の虐待を発見した者に都道府県への通報を義務づけるとともに、精神科病院に対し、職員研修の実施や患者の相談体制の整備等を義務づけることが規定されます。この改正法に基づき、虐待通報窓口の設置や通報制度の周知を行い、また、精神科病院に対する実地指導の実施等を通じて、虐待防止の徹底に取り組みます。

②障害者 110 番の設置

- 専門の相談員が、障害のある人の財産保護や相続関係、雇用関係など、生活全般に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて専門機関の紹介や弁護士による法律相談も行います。

③成年後見制度や日常生活自立支援事業の体制整備を促進

- 障害のある人の権利を擁護し、地域において安心して生活が送れるよう、市町村や社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携を図りながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護体制の整備を促進します。
- 成年後見制度利用促進法に基づき、市町村における地域連携ネットワークの整備やその中核機関の設置等の取組を支援するとともに、後見人となる人材の育成等に取り組みます。

④福祉サービス第三者評価事業の実施、福祉サービス苦情解決体制の整備

- 第三者機関が公正・中立な立場で事業者の提供するサービスの評価を行う「福祉サービス第三者評価」の受審を促進します。
- 障害のある人の適切なサービス利用のため、利用者からの苦情を解決する体制を整備します。

⑤地域生活定着支援センターの運営

- 矯正施設に入所している福祉の支援が必要な障害のある人等に対し、退所後すぐに福祉サービス等が利用できるよう、入所中から保護観察所や福祉関係機関等と連携し、社会復帰を支援する「地域生活定着支援センター」を運営します。

《主な事業》

事業名	事業内容
群馬県障害者権利擁護センターの設置	障害のある人への虐待の防止や早期発見、虐待発生時の迅速かつ適切な対応とその後の支援を図るため、「群馬県障害者権利擁護センター」を設置し、相談の受付や研修、広報啓発等のほか、専門職チームによる市町村支援等を行います。
福祉サービス第三者評価の受審促進	福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービス選択に資するため、第三者評価の受審を促進します。
地域生活定着支援センターの運営	高齢又は障害により、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後に自立した生活を営むことが困難と認められた人に対し、保護観察所、行政機関や福祉関係者と連携し、相談支援業務等に取り組みます。

2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進

本計画の基本目標の一つである「自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援」を推進するに当たっては、障害福祉サービスの現場における適切な意思決定支援を推進し、障害福祉サービスについての情報をできるだけ分かりやすく的確に提供するとともに、身近な地域で総合的な相談支援を受けられる体制の整備を進める必要があります。

障害のある人が地域社会で自立した生活を送ることができるようにするためには、入所施設・病院から地域生活への移行の推進を基本としつつ、障害の特性やニーズに応じた良質な福祉サービスが身近な地域で受けられるような体制を整備するとともに、障害のある人の生活を安定・充実させるための支援を行う必要があります。

また、障害福祉サービスに対する需要が増大・多様化する中で、利用者本位の質の高いサービスの提供が求められているため、障害福祉サービスを担う人材の養成・確保が重要です。

(1) 意思決定支援と情報提供の推進

◇現状と課題

障害のある人に対し、当事者本位の総合的支援を行うためには、障害のある人の自己選択・自己決定の尊重を基本として、障害福祉サービスの現場において、障害のある人の意思決定支援を適切に行うことが重要です。

県では、従来から障害福祉サービスについて情報提供を行ってきましたが、今後も、デジタル技術の活用等により、多くの方に情報が届き、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるような、当事者本位の総合的支援の実現に向けた環境づくりを進めます。

◇具体的取組

①「意思決定支援ガイドライン」の普及推進等

○平成 29 年3月に厚生労働省が策定した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及推進に取り組みます。

②成年後見制度や日常生活自立支援事業の体制整備を促進

○障害のある人の権利を擁護し、地域において安心して生活が送れるよう、市町村や社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携を図りながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護体制の整備を促進します。

○成年後見制度利用促進法に基づき、市町村における地域連携ネットワークの整備やその中核機関の設置等の取組を支援するとともに、後見人となる人材の育成等に取り組めます。

③障害福祉サービスに関する情報提供の推進

○障害のある人のための各種支援制度の概要や相談窓口をまとめた冊子「福祉制度のごあんない」を作成・配布するとともに、その内容を県ホームページに掲載します。

○障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、事業者・施設が行う障害福祉サービス等の内容や、事業者・施設の運営状況に関する情報を提供します。

○難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象である旨の周知を図るため、市町村や難病相談支援センター等と連携し、難病患者等に対する情報の提供を推進します。

《主な事業》

事業名	事業内容
「意思決定支援ガイドライン」の普及推進等	平成 29 年 3 月に厚生労働省が策定した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を推進します。 また、意思決定支援に関する課題を障害福祉サービスの現場で発見・改善することができるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の中で意思決定支援に関する実践的な研修を実施するとともに、各事業所等における適切な意思決定支援を行うための体制整備を促進します。
福祉制度のごあんないの作成・配布、ホームページへの掲載	障害のある人のための各種制度等や相談窓口をまとめた冊子「福祉制度のごあんない」を作成・配布し、周知を図ります。また、その内容を県ホームページに掲載します。
事業者・施設に関する情報の提供	障害者総合支援法や児童福祉法の規定に基づき、事業者・施設が行う障害福祉サービス等の内容や、事業者・施設の運営状況に関する情報を提供します。

(2) 総合的な相談支援体制等の整備

◇現状と課題

障害のある人が地域の中で安心して生活するためには、総合的な情報提供や障害の特性等に応じて相談しやすい機関の整備・充実が必要です。また、障害のある人を扶養している家族（両親など）にとっては、大きな心配事である「親なき後」のことや、障害のある人の重度化・高齢化への対応等が求められています。

このため、相談支援体制の充実や体験機会の場、緊急時の受入れ、人材の養成・確保などの機能を備えた「地域生活支援拠点等」の整備をはじめ、障害のある人が地域で生涯を通じて安心して暮らしていけるような地域の体制づくりを進める等、当事者本位の総合的支援を推進していく必要があります。

◇具体的取組

①障害者相談支援体制の充実

- 障害のある人が、地域で安心して暮らすことができるよう、市町村及び相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。
- 身近な相談支援体制の充実・強化のため、相談支援等に関するアドバイザーを県に配置し、各市町村の協議会に参加して状況を把握するとともに、広域的・専門的観点から、地域のネットワーク構築や基幹相談支援センターの設置に向けた助言等の支援を行います。
- 心身障害者福祉センター、発達障害者支援センター、こころの健康センター及び児童相談所等の県の相談機関と市町村等による連携を強化し、障害のある人が身近な地域で専門的相談をすることができる体制の充実を図ります。
- 群馬県社会福祉事業団が開設する「親なきあと相談室」等、相談窓口を運営する外部機関とも連携し、障害のある人やその家族が相談しやすい環境の整備を促進します。

②地域生活支援拠点等の機能充実

- 障害のある人の重度化・高齢化や親なき後に対応するため、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」について、機能の充実を図るため、市町村等を支援します。

③医療的ケアが必要な障害のある人を支援するための体制整備

- 保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケアが必要な障害のある子ども等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。
- 医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケア児等及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行います。

④地域の精神保健福祉体制の整備

- 精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指します。
- 各地域において保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を促進し、関係者間の連携を強化するとともに、相談支援を担当する保健福祉事務所、市町村及び相談支援事業所等の相談機能の充実を図るため、相談支援従事者研修等を実施します。

⑤発達障害のある人に対する支援体制の整備

- 保健・医療・福祉・教育・労働・司法・警察等の関係者が連携し情報を共有しながら、発達障害のある人に対する専門的かつ一貫性のある支援を実施するための施策の推進を図ります。
- 地域における発達障害者への相談支援等を行う発達障害相談支援サポーターの配置や、専門的な知識・技術を有する発達障害者地域支援マネジャーの派遣等により、地域における支援体制の強化を図ります。
- 発達障害者支援地域協議会の運営等を通じて、関係機関等との連携の強化を図ります。

⑥群馬県障害者自立支援協議会の運営

- 群馬県障害者自立支援協議会において、県全域における総合的な支援体制の充実に向けた協議や課題検討等を行うとともに、障害がある人への相談体制の充実や地域移行・就労支援など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

○自立支援協議会において把握された課題のうち、特に専門的な検討が必要とされたものについては、サブ協議会を設置し、検討を進めます。

《主な事業》

事業名	事業内容
障害者相談支援体制の充実	障害のある人が地域の中で安心して生活することができるよう、相談支援アドバイザー会議を設置し、県全体の相談支援体制について課題の検討や対応を行うとともに、相談支援従事者の研修を実施し、相談支援に係る人材育成を図ります。
地域生活支援拠点等の機能充実	障害のある人の重度化・高齢化や親なき後に対応するため、相談支援体制の充実や体験機会の場、緊急時の受入れ、人材の養成・確保など、必要な機能を備えた地域生活支援拠点等について、自立支援協議会等を活用して機能の充実を図ります。
精神障害者地域移行支援事業の推進	精神科病院に入院している精神障害のある人のうち、病状が安定しており、居住先や地域での支援が整えば退院が可能である人に対して、本人の意向を尊重した上で、地域移行の推進を図ります。
医療的ケア児等支援体制の整備	保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケア児等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。
医療的ケア児等支援センターの運営	医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケア児等及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行います。
発達障害のある人に対する支援体制の整備	発達障害のある人に対する、専門的かつ一貫性のある支援を実施するための施策の推進を図ります。 また、発達障害者支援地域協議会の運営等を通じて、関係機関等との連携の強化を図ります。

(3)障害福祉サービス等の充実

◇現状と課題

障害のある人が地域社会で自立した生活を送ることができるようにするためには、入所施設から地域生活への移行の推進を基本としつつ、障害の特性やニーズに応じた良質な福祉サービスが身近な地域で受けられるよう、必要なサービスの充実を図ることが必要です。

◇具体的取組

①居宅生活の支援等

- 地域で生活する障害のある人が必要に応じて利用できるよう、居宅介護(ホームヘルプ)や重度訪問介護等、訪問系サービスの充実を図ります。
- 補装具の購入・修理費等の支給、県立義肢製作所の運営、市町村が行う日常生活用具の給付・貸与、軽・中度の難聴の子どもに対する補聴器購入費用の一部助成、外出に必要となる行動援護・同行援護等、身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)給付や普及啓発の推進等、障害のある人の自立生活や社会参加促進のための各種支援事業を実施します。

②日中活動の場の充実

○障害のある人の日中活動の場となる各障害福祉サービス事業所等（生活介護、就労支援、自立訓練等）について、必要な整備を着実に進めるとともに、市町村が実施する日中一時支援事業や地域活動支援センターの運営等について支援します。

○障害のある子ども及びその家族を支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の充実を図ります。

③共同生活援助（グループホーム）等の充実

○障害のある人が住み慣れた地域で、個々のニーズに合った生活ができるよう、グループホームの整備を進めます。

○社会福祉法人等においてグループホームとしての活用が可能な公営住宅について、公営住宅法第45条第1項に基づく使用を推進します。

○短期間の体験利用制度がない宿泊型自立訓練事業について、事業所への補助を実施し、体験利用を促進します。

○入所施設から地域生活への移行の推進を基本としつつ、真に入所支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにするため、障害のある人の意向を尊重し、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に配慮した入所支援を継続して推進します。

④共生型サービスへの対応

○介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにする「共生型サービス」について、各事業所に対し周知のうえ適切な対応を促すとともに、地域の実情に応じて本制度の効果的な活用が図られるよう、各地域の取組を支援します。

⑤県立の障害者支援施設の運営

○県立障害者リハビリテーションセンター、県立しるがね学園、精神障害者援護寮を運営し、ニーズに応じた福祉サービスの充実につなげます。

《主な事業》

事業名	事業内容
障害者（児）ホームヘルプサービス（居宅介護）の促進	地域で生活する障害のある人の日常生活支援のため、入浴・食事等の介護や調理・洗濯等の家事援助の訪問サービス等を行います。
難聴児補聴器購入支援事業の実施	身体障害者手帳に該当しないために障害者総合支援法に基づく補装具費支給の対象にならない軽・中度の難聴の子どもに対し、県と市町村が連携し、補聴器の購入費用等の一部を助成し、難聴の子どもの健全な発達を支援します。
身体障害者補助犬の給付	身体障害のある人が、日常生活における機能障害を補い、社会参加を促進するための身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を必要とする場合に給付を行います。

(4)生活の安定と充実のための施策の推進

◇現状と課題

障害のある人が、地域で質の高い自立した生活をするためには、医療費の公費負担や各種手当

等の支給により、経済的に支援することが必要であることから、各種手当制度等を運用しています。

これからも、これらの制度を必要としている人への周知を図るとともに、適切な運用を継続していきます。

◇具体的取組

①各種手当等の広報及び制度運用

○障害を支給事由とする各種手当（特別児童扶養手当、障害児福祉手当や特別障害者手当等）の周知・適切な制度運用を図るとともに、国が所管する障害年金制度の周知に協力します。

②医療費の公費負担制度の効率化・安定化

○医療費の公費負担制度について、必要な医療を確保しつつ、制度の効率化・安定化を図ります。

③自動車税（環境性能割・種別割）の減免

○障害のある人又はその人と生計を一にする人が所有するなど、一定の要件を満たす自動車について、申請によって自動車税（環境性能割・種別割）を減免します。

④精神障害のある人の割引制度の改善

○精神障害のある人に対する鉄道等交通機関の運賃の割引制度について、他の障害と同様に支援が受けられるよう、国等に対して改善を要望していきます。

＜主な事業＞

事業名	事業内容
特別児童扶養手当の支給	一定の障害のある20歳未満の児童を監護している父母等に、手当を支給します。
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給	常時特別の介護を要する重度障害のある人や常時介護を必要とする重度障害のある児に、手当を支給します。
福祉医療制度の支援	重度の障害のある人をはじめとして、子どもや母子・父子家庭の医療費の自己負担について、市町村が実施する福祉医療制度を支援します。
自動車税（環境性能割・種別割）の減免	障害のある人の社会活動への参加を支援するため、一定の要件を満たす場合に、申請によって自動車税（環境性能割・種別割）を減免します。

(5)福祉サービスを支える人材の育成・確保

◇現状と課題

障害のある人の障害の重度化や重複化をはじめ、多様化する福祉ニーズに対応し、質の高い福祉サービスの提供ができるようにするためには、人材の育成が重要な課題です。そのため、各種研修等を実施し、人材の育成や資質向上をさらに推進していく必要があります。

また、障害福祉サービスの必要量の増大が見込まれる一方で、福祉サービスを支える人材の確保が厳しい状況にあることから、人材の確保対策や定着支援、福祉サービスの仕事のやりがい・魅力についての理解促進等の取組も重要です。

さらに、福祉の心を育てる福祉教育の推進については、いわゆる「地域共生社会」を推進していく

観点からも、一層重要なものとなっています。

地域共生社会：制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会

◇具体的取組

①総合的な福祉人材の育成確保の推進等

○社会福祉を担う人材の職業紹介や研修を行うために設置した福祉マンパワーセンターの運営を通じ、総合的な福祉人材の育成確保と資質の向上を図ります。

②障害福祉サービスを支える人材の育成

相談支援従事者

○障害のある人が地域生活を送る上で必要となる様々なサービスを一体的・総合的に提供できるようにするため、相談支援やサービス等利用計画の作成を担う相談支援従事者を養成します。

障害支援区分認定調査員・市町村審査会委員

○全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に自立支援給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修を実施します。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

○障害福祉サービス事業所等に配置され、個別支援計画の作成やサービス内容の評価等を行うサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者を養成します。

ホームヘルパー等

○日常生活や社会参加を支援するホームヘルパーやサービス提供責任者等を養成します。

医療的ケア児等支援を行える人材

○医療的ケアが必要な障害のある子ども等に対し、適切な支援を行う人材を育成するとともに、医療と福祉の連携を図るなど総合的調整を行うコーディネーターを地域に配置します。

意思疎通支援を支える人材

- 意思疎通支援を行う手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。
- 点字図書等の製作に従事する点訳奉仕員、音訳奉仕員を養成します。
- 失語症者に対する意思疎通支援者を養成します。

③障害福祉サービスの現場における課題に対応した研修の充実

○虐待の防止、強度行動障害への対応、適切な意思決定支援の推進など、障害福祉サービスの現場における様々な課題に対応した研修の充実を図ります。

④福祉教育の充実

- 県立高校福祉科等において介護福祉士国家試験を受験可能なカリキュラムを導入するとともに、福祉資格取得推進事業を実施し、福祉サービスの良き担い手として専門性の高い教育を行います。
- 群馬県社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校事業を推進します。

《主な事業》

事業名	事業内容
群馬県福祉マンパワーセンターの設置	質の高い福祉人材の養成・確保対策を総合的に担う機関として、群馬県福祉マンパワーセンターを設置し、無料職業紹介や就職相談会、各種研修会等を実施しています。
相談支援従事者の養成	障害のある人が地域生活をするうえで必要不可欠な様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう支援するため、相談支援従事者を養成するとともに、その資質の向上を図ります。
サービス管理責任者等研修事業の実施	障害福祉サービス事業所等に配置するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成します。

(6)障害のある子どもへの療育支援

◇現状と課題

身近な地域で療育支援が受けられる体制を整備するためには、保健、医療、福祉、教育関係機関の連携を一層強化し、障害のある子ども及びその保護者に対する一貫した療育の総合的支援体制の整備・充実を図ることが必要です。

また、障害のある子どもの幼稚園や保育所等での受入れの促進と、保護者の悩みや不安に寄り添い支える相談体制の充実が求められています。

各種相談支援体制の整備や児童発達支援及び放課後等デイサービスの質の向上、保育所等への訪問支援等により、療育支援体制の整備・充実を図っています。

◇具体的取組

①障害児療育体制の整備

○支援体制の充実を図るため、市町村事業との連携、地域資源の有効活用など障害児療育体制の整備を進めていきます。

②障害児通所支援等の推進

- 障害のある子どもが、日常生活の基本動作や知識・技能を身に付け、集団への適応訓練等を受けるため、児童発達支援、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の充実を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援の推進を図ります。
- 児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を推進します。

③医療的ケアが必要な障害のある人を支援するための施策の推進

- 保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケアが必要な障害のある子ども等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。
- 医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケア児等及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行います。
- 医療的ケアが必要な障害のある子ども等に対して、適切な支援を行う人材を育成するとともに、医療と福祉の連携を図るなど総合的な調整を行うコーディネーターを地域に配置します。

○在宅の重症心身障害のある子ども等で医療的ケアを必要とする人に対して、長時間利用を可能とする訪問看護を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

④教育分野における障害のある子どもへの支援等

- 発達が気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、家庭教育や就学等に係る支援を行うため、総合教育センターにおいて来所相談・電話相談・訪問相談を行います。
- 発達障害のある子どもに対する教育について、各学校に対する相談支援体制の充実を図るとともに、実践的な研究・研修を推進します。
- 幼児に対する特別支援教育の充実や、幼稚園・保育園での障害のある子どもの受入れ支援を行います。

⑤放課後児童健全育成事業の充実

- 昼間、家庭に保護者のいない子どもを放課後に預かる放課後児童健全育成事業において、障害のある子どもの受け入れを支援します。

⑥県立しろがね学園の運営

- 県立の障害児入所施設として、民間施設では対応困難な重度の障害のある子どもを積極的に受け入れるとともに、地域の知的障害のある子どもに対する個別外来療育や、療育に係る研修等を実施します。

⑦家族支援の充実

- 発達障害のある子どもの保護者等に、子どもの障害特性を理解し、特性に合った関わり方を身に付けていただくとともに、子育ての悩みや不安の解消を図るため、保護者支援を実施します。
- 全ての子育て家庭を応援するため、中央児童相談所に「こどもホットライン24」を設置し、子どもに関する電話相談を24時間、365日体制で行います。

⑧難聴児の療育体制の整備

- 保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に関する課題や対応策について検討し、支援体制の整備を進めます。
- 難聴疑い児の最終診断を行う最終精査機関、主たる対象を難聴とする児童発達支援事業所及び特別支援学校(聴覚障害)との連携強化を図り、各機関の機能の活用と相互の情報共有により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めます。
- 聾学校内の聴覚障害支援センターにおいて、地域が行う教育活動が円滑に展開されるよう、教育相談及び情報発信など、相談の体制と機能のより一層の強化を図るとともに、外部専門家等を活用した巡回相談を推進します。
- 主たる対象を難聴とする児童発達支援事業所が、難聴児支援の専門性を活用し、他の児童発達支援事業所等の専門性を向上するための助言を行う仕組みを構築します。
- 難聴児の支援に関わる各分野の関係者を対象とするセミナーを実施し、支援の専門性の向上を図るとともに、関係者間の連携を促進します。

《主な事業》

事業名	事業内容
子どもに関する発達相談の充実	発達が気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、家庭教育や就学等に係る支援を行うため、来所相談、電話相談、訪問相談を行います。
放課後児童健全育成事業の充実	昼間、家庭に保護者のいない子どもを放課後預かる放課後児童健全育成事業で、障害のある子どもの受け入れを支援します。
障害児通所支援事業所等 アドバイザー訪問事業	主たる対象を難聴とする児童発達支援事業所が、難聴児支援の専門性を活用し、他の児童発達支援事業所等の専門性を向上するための助言を行います。

(7)発達障害のある人への支援

◇現状と課題

本県では、発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある本人及び家族等に対する専門的な相談支援や、市町村・関係機関等に対する助言、人材育成等に取り組むとともに、医療、保健、福祉、教育、労働、司法、警察等の関係者を構成員とする発達障害者支援地域協議会を設置し、各分野の連携や発達障害のある人の支援体制の推進を図っています。

一方、発達障害に対する社会の理解や、社会生活上様々な困難を抱えている発達障害のある人やその家族等への支援が十分ではないとの意見もあります。

発達障害のある人が、身近な地域で、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合わせた切れ目のない支援を受けられるよう、地域における相談支援体制の充実を図るとともに、発達障害についての理解を一層促進し、発達障害のある人の円滑な社会生活を推進していくことが必要です。

◇具体的取組

①発達障害についての理解促進

○イベントや講演会、各種研修会等を通して、発達障害についての正しい知識の普及・啓発に取り組めます。

②発達障害のある人に対する支援体制の整備・強化及び人材の育成

○発達障害のある人に対する支援の拠点である発達障害者支援センターを運営し、本人及び家族等からの相談に応じ、相談支援、発達支援、就労支援等の総合的かつ専門的な支援を行うとともに、市町村・関係機関の後方支援を行います。

○保健・医療・福祉・教育・労働・司法・警察等の関係者が連携し情報を共有しながら、発達障害のある人に対する専門的かつ一貫性のある支援を実施するための施策の推進を図ります。

○発達障害者支援地域協議会の運営等を通じて、関係機関等との連携の強化を図ります。

○発達障害の特性を理解し、適切な支援を行うことができる支援者を確保するため、相談支援専門員、施設職員、幼稚園・保育所等職員、学童クラブ指導員、かかりつけ医等を対象とした研修を実施します。

○地域での発達障害相談支援の充実を図るため発達障害相談支援サポーターの配置や、専門的な知識・技術を有する発達障害者地域支援マネジャーの派遣等により、地域における支援体制の強化を図ります。

③乳幼児健診におけるスクリーニング機能の充実・強化

○発達障害を早期に発見し、発達段階に応じた支援を早期から行えるよう、乳幼児健診における発達障害のスクリーニング機能の充実・強化を図るため、市町村保健師等を対象とした研修を実施します。

④家族支援の充実

○市町村における発達障害児者の家族等に対する支援体制構築を推進するため、家族支援プログラム(ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等)についての理解を深める研修会を実施します。

⑤教育における発達障害のある子どもへの支援等

○発達に気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、家庭教育や就学等に係る支援を行うため、総合教育センターにおいて来所相談・電話相談・訪問相談を行います。

○発達障害のある子どもに対する教育について、各学校に対する相談支援体制の充実を図るとともに、実践的な研究・研修を推進します。

《主な事業》

事業名	事業内容
発達障害のある人に対する支援体制の整備	発達障害のある人に対する、専門的かつ一貫性のある支援を実施するための施策の推進を図ります。また、発達障害者支援地域協議会の運営等を通じて、関係機関等との連携の強化を図ります。
地域における支援体制の強化	地域での発達障害相談支援の充実を図るため発達障害相談支援サポーターの配置や、専門的な知識・技術を有する発達障害者地域支援マネジャーの派遣等により、地域における支援体制の強化を図ります。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、様々な場面で今までの常識が大きく変わり、令和5年3月策定の内閣府「障害者基本計画（第5次）」では、社会情勢の変化として、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化していることや、感染拡大防止のための身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障害者もいるとされています。

このことから、障害のある人への必要な配慮等について、改めて理解を深めてもらう取組や障害者やその家族等に対する支援が重要となっています。

また、このような環境の変化は、買い物や娯楽、食事等の日常生活だけでなく、働き方についても影響を及ぼしており、障害福祉の分野においても、ICT等の進展に伴う、「デジタル化」の活用が進められており、介護の身体的負担の軽減や支援の質の向上、事故防止等につなげ、福祉・介護人材の離職率低下や人手不足の解消、障害のある人の生活の質の向上の実現にもその効果が期待されています。

＜新しい生活様式への対応による困り事の例＞

- ・ マスクで相手の表情や口の動き・形が読み取れず、聴覚障害のある人にとって、コミュニケーションが取りづらくなった。
- ・ ものを触ったり、近くに寄って確認するといったことが、周りの人に理解されないのではという不安から、視覚障害のある人にとって、買い物等の日常生活が不便になった。

＜障害福祉分野のデジタル化活用の例＞

- ・ 障害者支援施設の利用者居室に設置するセンサー・通信機能を備えた見守り支援機器の活用や支援記録・個別支援計画作成・請求管理等の業務支援ソフトウェア、タブレット端末等の活用。
- ・ 移動・入浴等の支援、見守り等を行い、障害福祉サービス施設・事業所等の従業員の負荷を軽減するロボット技術の活用。

今後の方向性

「新しい生活様式」への対応をはじめ、環境の変化が、障害のある人の生きづらさにつながることがないように、対応に困る事例を引き続き把握していくとともに、県民への障害の特性等に関する啓発を継続して実施していきます。

また、福祉・介護人材の人手不足解消や支援の質の向上等につなげるため、日々進展するICT等の技術の有効な活用策や障害福祉施設・事業所等への導入支援等に関する取組を進めるとともに、孤独・孤立対策に向けて、人と人とのつながりが実感でき、悩みがある時には支援を求める声をあげやすい地域づくりを目指し、市町村や各種相談支援機関等との連携により、分野横断的な対応が可能となる体制整備に取り組みます。

＜障害児のための療育支援の現状・課題等＞

県では、平成14年度から、集団による早期療育事業（マザー＆チャイルド）や、専門職員によるコンサルテーション（専門的技術支援）などにより障害児療育体制の整備を行ってきました。

近年では、放課後等デイサービスなどの療育支援の場も増えており、特に障害児福祉計画の中では、地域の療育支援の中核となる「児童発達支援センター」の全圏域への設置を進めています。

こうした中で、市町村の健診等での早期発見の取組が進むとともに、療育支援の場の充実が図られるなど、地域における支援環境が整えられつつあります。

一方、障害のある児童の育ちを支えるためには、家族支援も重要です。家族支援プログラム（ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等）について、県内全域へ更なる普及を進めていく必要があります。

＜重度障害児者のための支援の現状・課題等＞

重度の障害のある人が、日常生活を送る上では、全般的な事象で援助が必要となるケースも多く、障害者総合支援法により提供される様々なサービスが活用されています。

しかしながら、日常的に医療的ケアが必要となる障害のある人は、病院や入所施設でのケアが中心となり、在宅におけるケアの場合は、専門的な知識や技術を有する訪問看護や訪問介護等のサービスが求められます。

また、自傷や他害行為等、危険を伴う行動が高い頻度で起こる「強度行動障害」については、支援者の育成が十分に進んでいないことやその障害の特性に関する理解が得にくいこと等から、地域で継続的に生活できる環境が整っているとは言えない状況です。

このため、施設・事業所等での受け入れが困難となり、家族による24時間の介護・見守りが必要となるほか、外出の機会や日常生活上の行動も制限されてしまう等、強度行動障害のある人とその家族は様々な困り事を抱えています。

このように、今後は、重度の障害のある人への支援の充実に加え、介護負担の軽減等、その家族に対する支援も充実させていくことが求められています。

今後の方向性

障害のある児童とその家族に対しては、身近な地域で適切な療育支援を受けられることが大切です。県では、地域の中核となる児童発達支援センターなどの専門性を生かしながら、地域が主体となった療育支援体制を整備します。

これに加え、家族支援として、子どもの障害特性を理解し、特性に合った関わり方を身につけていただくとともに、子育ての悩みや不安の解消を図るため、家族支援プログラムによる保護者支援を実施し、県内全域への普及を図ります。

医療的ケアが必要となる障害のある人とその家族に対しては、医療的ケアにも対応した通所施設、短期入所サービスの充実に加え、親なき後の課題への対応として、生涯にわたる継続的な支援提供体制の整備を促進していきます。

また、「強度行動障害」のある人とその家族に対しては、専門的な人材の育成を進めていくとともに、日中一時支援・短期入所・グループホーム等の計画的な活用等により、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、支援提供体制の整備を促進していきます。

3 保健・医療体制の充実

妊産婦等への保健指導やハイリスク分娩に適切に対応できる周産期医療体制の充実を図るとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行う等、障害の予防や軽減を図ることが大切です。

また、障害のある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制を整備し、充実させていきます。

併せて、疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、専門的なサービスを担う人材を育成し、確保していきます。

(1) 保健事業の充実

◇現状と課題

妊娠中や分娩時の異常に起因する障害に関しては、母体、新生児の救急時の対応が一貫して行えるような周産期医療体制の充実が必要となります。

また、新生児期に見られる障害のうち、先天性の疾患に関しては、早期発見のシステムの充実、強化や早期に支援ができる療育体制の整備、充実を図ることが必要です。

さらに、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、大人になるまでの成育過程にある者やその保護者等に、必要となる医療・保健等の提供に加え、乳幼児期における病気や不慮の事故等によって起こる障害を未然に防ぐためには、県民や関係者への知識の普及・啓発も大切です。

成人期では、中高年の脳血管疾患や心疾患、糖尿病等の生活習慣病が障害の原因になっていると考えられることから、その発症予防等のため、適切な生活習慣等の健康づくりを一層推進していく必要があります。

◇具体的取組

①周産期医療体制の充実等

- 周産期医療体制の維持向上を図り、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進します。
- 県立病院においても、急性重症疾患児に対する高度医療を提供し、周産期からの障害の予防と治療を行う周産期母子医療を充実させます。

②先天性代謝異常検査の実施及び新生児・乳幼児健診等の推進

- 先天性代謝異常を早期に発見し、早期治療を行うことにより、障害の予防を図ります。
- 新生児を対象とした聴覚検査体制や聴覚障害のある児童やその家族への早期支援体制の整備を推進します。
- 発達障害を早期に発見し、発達段階に応じた支援を早期から行えるよう、乳幼児健診における発達障害のスクリーニング機能の充実・強化を図るため、市町村保健師等を対象とした研修を実施します。
- 3歳児健康診査に眼科屈折検査の導入を推進し、弱視等のある児童やその家族へ早期の支援ができる体制の整備を推進します。

③新生児聴覚検査体制の整備

- 新生児聴覚スクリーニングや乳幼児検診時の聴覚検査の着実な実施を図るため、関係機関と連携し、聴覚検査体制の整備を進めます。

○保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に関する課題や対応策について検討し、支援体制の整備を進めます。

④生活習慣病の発症及び重症化予防の推進

○良好な栄養・食生活、身体活動（歩行など）、睡眠、禁煙、節酒（生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしない）といった生活習慣の重要性、定期的な健康診査や保健指導又は医療機関を受診する必要性について、普及・啓発します。

⑤歯科口腔保健の推進

○定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の体制を整備します。

《主な事業》

事業名	事業内容
周産期医療体制の充実	子どもを安心して産み育てられる環境を整えるため、周産期医療機関の体制及び母体・新生児の救急搬送体制を整備します。
先天性代謝異常検査の実施	先天性代謝異常等の疾患を早期に発見し、早期治療を行うことにより、障害の予防を図ります。
新生児聴覚検査事業の推進	新生児を対象とした聴覚検査体制を推進するとともに、聴覚障害のある児童やその家族へ早期の支援ができる体制の整備を推進します。

(2)医療及びリハビリテーションの充実

◇現状と課題

医療研究や医療機器等の開発による医療の充実を図るとともに、障害のある人が安心して治療を受けられる診療体制の整備が必要です。

また、障害のある人や高齢者が、住み慣れた地域で安全に、かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう、地域で適切なリハビリテーションが提供されることが必要であり、関係者や関係機関が協力し、地域リハビリテーションを推進していく必要があります。

◇具体的取組

①医療体制の整備、障害児(者)歯科診療の体制整備

- 障害のある人が安心して保健・医療サービスを受けられるよう、地域の医療体制の整備・充実を図るとともに、障害児(者)の歯科診療の体制整備を進めます。
- 県立小児医療センターにおいて、県内の小児医療の拠点として高度・専門医療を提供するとともに、総合周産期母子医療センターとして出産前後の母体、胎児、新生児に一貫した医療を提供します。
- 障害のある人も含めて全ての人が、災害時に迅速かつ的確な医療を受けられるよう、災害医療体制の構築を推進します。

②地域リハビリテーション体制の整備

- リハビリテーションが円滑に提供され、障害のある人や高齢者の生活機能の維持向上により、自立と社会参加が促進されるよう、地域のリハビリテーション体制を整備します。

③小児等在宅医療連携拠点事業の実施

○NICU等で長期の療養を要した児をはじめとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育と連携し、在宅療養を支える体制整備を推進します。

④医療的ケアが必要な障害のある人を支援するための施策の推進

- 保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、医療的ケアが必要な障害のある子ども等への支援に関する課題や対応策について検討し、体制の整備を進めます。
- 医療的ケアが必要な障害のある子ども等に対して、適切な支援を行う人材を育成するとともに、医療と福祉の連携を図るなど総合的な調整を行うコーディネーターを地域に配置します。
- 在宅の重症心身障害のある子ども等で医療的ケアを必要とする人に対して、長時間利用を可能とする訪問看護を実施し、保護者の負担軽減を図ります。
- 特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒が健康で安全な学校生活を営むことができるように、教育・医療・保健・福祉等と連携して、安全で適切な医療的ケア実施体制の充実を図ります。

《主な事業》

事業名	事業内容
医療体制の整備	県民の健康を守るため、医療施設の整備や医療従事者の充実等医療体制の整備を図ります。
障害児（者）歯科診療の体制整備	一般歯科医療機関での診療に困難を伴う心身障害児（者）の歯科診療体制を確保するため、群馬県歯科医師会に委託して、心身障害児（者）の歯科診療を実施します。
災害医療体制の構築	災害発生時に迅速かつ的確な医療提供を行うことのできる災害医療体制を構築します。
小児等在宅医療連携拠点事業の実施	NICU等で長期の療養を要した児を始めとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育と連携し、在宅療養を支える体制整備を推進します。

(3)精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実

◇現状と課題

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、誰もがかかりうる病気であることを認識するため、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発が大切であり、早期受診・早期治療ができるよう、早い段階から相談指導や治療を受けられる体制の整備・充実が必要です。

また、精神障害のある人が地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要です。

さらに、高次脳機能障害のある人への支援として、日常生活や社会復帰に向けた支援及び医療的ケア・リハビリテーション等に関する専門的な相談体制の充実と、保健医療福祉関係者への理解促進を図る必要があります。

◇具体的取組

①精神保健相談機能の充実

○保健福祉事務所におけるうつ病をはじめとした精神疾患や心の健康づくりの普及・啓発、精神保健福祉相談や訪問・指導等の地域保健福祉活動を充実させるとともに、研修等を通じた県内市町村の相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

②かかりつけ医を対象とした研修の実施

○いわゆる「かかりつけ医」に対して、うつ病やアルコール問題への対応力向上のための研修を実施するとともに、精神科専門医との連携について体制を整備します。

③精神科救急医療システムの整備

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神科救急情報センター（こころの健康センター）が行う精神障害者の移送や措置診察（精神科三次救急）に係る体制を整備します。
○夜間や休日に急激に症状が悪化した精神障害のある人が、適切な医療機関で治療が受けられるための体制（精神科二次救急）を整備します。
○精神的な疾患と身体的な疾患を合併している人（身体合併症）に関する体制を整備します。
○県内の精神医療の拠点として高度・専門医療を提供する県立精神医療センターを運営し、精神科救急医療の円滑な実施を図ります。

④精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○長期入院患者の早期退院に向けた支援を推進するため、ピアサポート活用事業等地域移行支援事業の実施や地域相談支援の利用促進を図ります。
○措置入院者等への退院後支援により、精神障害のある人が安定して地域生活が送れるよう支援します。
○市町村または圏域ごとに設置された保健、医療、福祉の関係者による協議の場において、議論が活性化し、地域の課題解決につながるよう支援します。

⑤高次脳機能障害支援拠点機関及び県立障害者リハビリテーションセンターの運営

○前橋赤十字病院に開設している高次脳機能障害支援拠点機関（専門相談窓口）において、高次脳機能障害のある人の日常生活や社会復帰に向けた支援及び医療的ケア・リハビリに関する専門的な相談を行います。
○県立障害者リハビリテーションセンターにおいて、高次脳機能障害等の専門的なリハビリ訓練に対応できる体制を確保します。

《主な事業》

事業名	事業内容
保健福祉事務所の精神保健相談機能の充実	こころの健康に関する相談や精神障害のある人の相談・訪問指導等を行う保健福祉事務所の相談機能の充実を図ります。
精神科救急医療システムの整備	精神障害のある人の移送や措置診察に係る体制及び夜間や休日に急激に症状が悪化した精神障害のある人が適切な医療機関で治療が受けられる体制を整備します。
県立精神医療センターの運営	県内の精神医療の拠点として、精神科３次救急の受け入れ、司法精神医療の実践（鑑定業務や医療観察法の対応）、重症患者の対応などを主に医療を提供します。

(4) 難病患者支援の充実

◇現状と課題

平成 25 年4月から施行された障害者総合支援法では、障害福祉サービスの対象範囲に、身体障害・知的障害・精神障害(発達障害含む)の3障害に加えて、難病等が新たに加われました。

また、難病患者に対する医療費助成制度については、平成 27 年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、対象疾患が大幅に拡大しています。

今後も引き続き難病患者に対しての総合的な相談や在宅療養上の支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上を図るとともに、支援者による地域のネットワークの構築を図っていきます。

また、群馬大学医学部附属病院内に群馬県難病相談支援センターを設置し、難病についての相談や情報提供を行っています。

◇具体的取組

①難病患者地域支援対策推進事業の実施

○難病患者の在宅療養を支援するため、訪問相談や相談会を開催するとともに、個々の支援の充実を図ります。

○難病に関わる支援者によって在宅療養支援計画の策定・評価等を行い、地域のネットワークの構築を図ります。

②群馬県難病相談支援センターの運営

○群馬県難病相談支援センターを設置し、難病についての相談や情報提供を行います。

③小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施

○小児慢性特定疾病児童等自立支援員を設置し、相談支援や情報提供を行うことにより児童の自立を支援するとともに、関係機関との連絡調整を図り、地域における支援内容の検討に努めます。

《主な事業》

事業名	事業内容
指定難病における特定医療の給付	指定難病における特定医療に関する治療研究の推進と患者の負担軽減を図るため、医療費の一部公費負担を行います。
難病患者地域支援対策推進事業の実施	難病患者の在宅療養を支援するため、訪問による相談や相談会を開催するとともに、個々の支援の充実を図ります。また、難病に関わる支援者によって在宅療養支援計画の策定・評価等を行い、地域のネットワークの構築を図ります。
難病医療提供体制整備事業	難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院を指定し、早期の診断及び診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができるよう、難病医療ネットワーク体制を整備します。

(5) 保健・医療従事者の育成・確保

◇現状と課題

障害の重度・重複化や障害のある人の高齢化の進行、また自立や社会参加への意欲の高まり等に伴い、保健・医療・福祉のニーズはますます拡大・多様化しており、専門知識と技術を有するサービスの担い手の需要も、増大する傾向にあります。このため、障害のある人への支援の観点からも、保健・医療従事者の育成・確保が重要な課題となっています。

また、理学療法士や作業療法士等、障害のある人に対応する専門職員の資質向上や看護師等養成施設の充実、看護職員の定着の促進が必要です。さらに、各保健・医療従事者養成施設に対する指導、監督等を適切に行うほか、母子保健関係者の研修等も行います。

◇具体的取組

①理学療法士・作業療法士・精神保健福祉士養成施設の適正な運営の確保

○理学療法士・作業療法士・精神保健福祉士を養成する施設の適正な運営の確保を図ります。

②看護師等の養成及び研修の実施

○看護師等を養成する施設の適正な運営の確保を図ります。また、修学資金貸与等により、県内定着の促進を行うとともに、質の向上のための研修を実施します。

③母子保健関係者の研修の実施

○母子保健水準向上のため、住民及び母子保健関係者を対象とした研修を行います。

《主な事業》

事業名	事業内容
理学療法士・作業療法士養成施設の適正な運営の確保	理学療法士・作業療法士を養成する施設の適正な運営の確保に努めます。
精神保健福祉士養成施設の適正な運営の確保	精神保健福祉士を養成する施設の適正な運営の確保に努めます。
看護師等養成施設の適正な運営の確保及び支援	看護師等養成所の適正な運営の確保及び支援を行います。

4 教育の充実

群馬県においては、特別支援教育を、障害のある幼児児童生徒に限らず、学習上・生活上に困難を抱える全ての幼児児童生徒を対象に、県内すべての学校園で、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育としてとらえます。この考え方に基づいて特別支援教育を推進することは、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、全ての幼児児童生徒の教育の充実につながっていくものと考えます。

そこで、障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・必要な支援を行うとともに、学校園における学習や生活のあらゆる場面で行う指導・支援や幼児児童生徒にとって分かりやすい授業を実施、安心・安全に生活できる環境を整備することを大切にしていきます。

今後も、特別支援教育の充実を一層図りながら、特別支援教育の理念が関係者をはじめとして県民全体に共有されるよう努め、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の形成を目指します。

(1) 学校教育の充実

◇現状と課題

障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応え、その可能性を最大限に伸ばすためには、多様な学びの場の充実を図るとともに、指導の連続性や支援の継続性を確保する取組が重要です。

本県では、令和5年3月に策定した「第3期群馬県特別支援教育推進計画」に基づいて、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障害のある幼児児童生徒に対し、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる多様な学びの場の充実に努めます。また、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを積極的に推進し、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育を実践します。

◇具体的取組

①一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実

- 全ての学校園において特別な支援を必要とする幼児児童生徒への個別の指導計画等を活用した指導・支援の充実を図ります。
- 幼稚園等における特別な支援を必要とする幼児への支援や関係機関との連携による早期からの相談・支援の充実により、就学前からの特別支援教育の推進を図ります。
- 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援や特別支援学級、「通級による指導」の充実により、小中学校等における特別支援教育の推進を図ります。
- 特別な支援を必要とする生徒への指導・支援や「通級による指導」の充実により、高等学校等における特別支援教育の推進を図ります。
- 障害の種類や状態等に応じた指導・支援の充実や社会に開かれた教育課程の実現により、特別支援学校における教育の充実を図ります。

②社会状況の変化に対応する特別支援教育の推進

- 地域や関係機関等との協働による学校運営支援体制づくりや県立特別支援学校の適切な規模・配置及び施設整備、生徒の減少と高等学校段階の障害のある生徒の進路の多様化を踏まえた特別支援学校と高等学校等の学びの相互連携をととして、少子化、多様化する社会を見据えた特別支援学校の特色ある学校づくりを推進します。
- ICTを活用した指導・支援の充実やデジタル化による校務の効率化により、県立特別支援学校における教育環境のデジタル化を推進します。
- 障害のある幼児児童生徒の健全育成、健康・安全教育を推進し、自立して主体的に生きるための力を育む教育の充実を図ります。
- 地域社会に参加する意欲と豊かな心を育むキャリア教育、交流及び共同学習、生涯学習へ向けた取組を推進します。

③特別支援教育を推進する支援体制の整備

- 医療、福祉、保健、労働等の関係機関との切れ目ない連携による相談・支援体制の充実を図ります。
- 学校園等、早期からの専門家を活用した相談・支援体制の充実を図るとともに、学校園における円滑な学びの場の接続を推進します。
- 大学等の教員養成機関と連携した質の高い人材の育成を図ります。

○特別支援学校・特別支援学級・通級による指導を担当する教員の専門性向上に向けた研修の充実を図ります。

④特別支援教育への理解促進

○ハートフルアート展等を開催し、障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加への理解促進を図ります。

○障害者差別解消法や群馬県手話言語条例を踏まえた取組を充実させるとともに、共生社会の実現に向けた特別支援教育への理解促進を図ります。

《主な事業》

事業名	事業内容
特別支援教育の充実	発達障害等を含めた障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」を充実します。
公立特別支援学校における教育の充実	特別支援学校における障害のある幼児児童生徒に対する教育の充実を図ります。
病弱特別支援学校における教育の充実	慢性疾患等のため医療を必要とする児童生徒が、入院治療を受けながら学習できる環境の整備と指導の充実を図ります。 なお、入院治療が短期間でも小中学校等から病弱特別支援学校への転入学は可能であり、学習空白を作らないために利用できます。

(2)教育職員の専門性の向上

◇現状と課題

教育職員が一人ひとりの障害の状態に適した特別支援教育を行うためには、専門性と指導力の向上が必要であり、特別支援教育に関する研修等の実施により、専門性の向上を図っています。

◇具体的取組

①特別支援学校教諭免許状の取得促進

○群馬県教育職員免許法認定講習により、特別支援学校教諭2種免許状の取得を促進します。

②教職員を対象にした研修事業の充実

○特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高校等の教職員を対象に、経験、職種及び職務に応じた研修を実施し、特別支援教育の専門性向上を図ります。

③特別支援教育に関する情報提供の推進

○特別支援教育の充実に向けて、指導資料を作成・提供するとともに、特別支援教育に関する研修会や授業公開について、情報を提供します。

《主な事業》

事業名	事業内容
特別支援学校教諭免許状の取得促進	群馬県教育職員免許法認定講習により、特別支援学校教諭2種免許状の取得を促進します。
教職員を対象にした研修事業の充実	特別支援学校、幼稚園等、小・中学校、高校等の教職員を対象に、経験や職種・職務に応じた研修を実施し、特別支援教育の専門性向上を図ります。

特別な支援が必要な幼児児童生徒に関する研修事業の充実	幼稚園等、小・中学校、高校等の教職員を対象に、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の理解と指導に関する研修を実施し、教職員の理解促進と指導力向上を図ります。
----------------------------	--

5 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障害のある人の文化芸術活動やスポーツ活動等への参加は、生活の充実や健康増進だけでなく、社会参加の促進や多様な選択肢を持ち得る社会の実現にもつながることから、物理的・心理的障壁を取り除く等、環境の整備を行い、障害のある人の文化芸術活動・スポーツ等を推進します。

(1)文化芸術活動の推進

◇現状と課題

文化は、人が自らの可能性を求めようとする創造的な営みであり、人々に楽しさ、感動、安らぎと生きる喜びをもたらします。また、人々の心のつながりを育み、多様な価値観が共有される社会で強い絆となり得るものです(「群馬県文化基本条例」前文より)。

一方で、障害のある人の文化芸術活動においては、活動の際に生じる制限や障壁等により、十分な情報や支援が届かない、または本人の意思が尊重されない等の様々な課題も存在しています。

このような課題解決に向けて、新たに県内の障害者文化芸術活動支援の拠点として設置した群馬県障害者芸術文化活動支援センターの活動を通じ、障害のある人の文化芸術活動の普及及び充実を図ることにより、県民に障害及び障害のある人への理解を促し、障害のある人の自立と社会参加を促進していく必要があります。

◇具体的取組

①ネットワークの構築

- 県域でネットワークを構築し、関係者で連携・協力して各種事業を実施します。また、中毛、西毛、吾妻、利根沼田、東毛等での地域ネットワークごとに連携・協力できる体制を整備します。
- 様々な企業や団体等との連携を通じ、福祉にとどまらない広がりのある取組を目指します。

②相談支援体制の整備

- 群馬県障害者芸術文化活動支援センターにおいて、相談支援等を行うコーディネーターを配置し、本人及びその家族、事業所等、そのニーズに応じて、関係機関との連携を図りながら総合的な支援を行います。

③研修等の実施

- 障害福祉サービス施設・事業所等の職員やアート活動支援者等を対象とした研修等を実施する等、支援者の人材育成及び確保に取り組みます。
- 著作権や商品化に関する研修等を実施し、権利保護や新たな価値創造を支援します。

④芸術文化活動(鑑賞・創造・発表等)に参加する機会の確保

- 関係者のネットワークを活用し、すべての地域で障害のある人が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実を図ります。
- 芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害のある人でも、文化芸術活動に参加できる機会等の提供に取り組みます。
- 幼少期から生涯にわたって多様な文化芸術活動に参加できる機会の確保に努めます。
- 障害関係団体等が開催する文化芸術関連イベントを後援するなど、自主的な文化芸術活動を支援します。

⑤情報収集・発信

- 展示会や公演等のイベント情報をはじめ、県内外で活躍する障害のあるアーティストの情報等、障害者文化芸術活動に関する情報を収集し、ホームページ等で発信するなど、障害のある人が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- 県内の事業所の障害者文化芸術活動に関する取組を発信します。

《主な事業》

事業名	事業内容
群馬県障害者芸術文化活動支援センターの運営	県内の障害者文化芸術活動支援の拠点となる「群馬県障害者芸術文化活動支援センター」を運営し、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害のある人の文化芸術活動の振興を図ります。
県立の美術館、博物館、天文台等における観覧料等の免除	障害者手帳を持つ人が県立の美術館、博物館等を利用する場合、観覧料等を免除します。

(2)障害者スポーツの振興

◇現状と課題

障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強・機能の回復を図るとともに、日常の楽しみや充実した生活の実現、社会への参加にもつながることから、本県では、障害のある人のスポーツ活動を通じた自己実現と交流機会の拡大を推進してきました。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を通じて、障害者スポーツの注目度も高まっていますが、令和 11 年には、第 28 回全国障害者スポーツ大会が、本県で開催されることとなっており、本県での障害者スポーツへの注目度はますます高まっていくことが想定されます。

このような中、障害者スポーツのより一層の普及を図っていくとともに、パラリンピック・デフリンピック等の国際大会での活躍が期待されるアスリートの競技力を向上させる取組も必要です。

◇具体的取組

①各種障害者スポーツ大会の開催・参加支援等

- 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣や群馬県障害者スポーツ大会の開催等、障害のある人のスポーツ活動への参加機会の拡大を図ります。
- パラリンピック・デフリンピック等の国際大会への参加を支援します。

②障害者スポーツ等の情報発信・啓発

- 各地域における障害者スポーツの状況や e スポーツ等の新たなスポーツの情報発信を行うと

ともに、障害者スポーツの普及を図るための講演会や体験授業を開催する等、情報発信・啓発に取り組みます。

③障害者アスリートの競技力向上支援

- 群馬県パラスポーツ協会や群馬県スポーツ協会等と連携し、障害者アスリートの競技力向上の取組を支援します。
- 障害者スポーツの振興を図るため、適切な指導を行う障害者スポーツ指導員を養成するとともに、専門性の高い指導や競技の普及・振興を担う競技団体の育成を進めます。

④ボランティア等との連携の強化

- 群馬県障害者スポーツ協会において、障害者スポーツ大会やイベント等でボランティアとして活動していただく障害者スポーツサポーターの登録を推進します。

⑤県立ふれあいスポーツプラザ・県立ゆうあいピック記念温水プールの運営

- 障害のある人等のスポーツ振興と社会参加の促進を図るために設置しているスポーツ施設について、引き続き適切な運営に努めます。

⑥第 28 回全国障害者スポーツ大会(令和 11 年)開催に向けた準備の推進

- 第 28 回全国障害者スポーツ大会(令和 11 年)の開催に向けた準備を着実に進めます。

《主な事業》

事業名	事業内容
ぐんまパラアスリート支援ワンストップセンター	パラアスリートが抱える課題をワンストップで解決する窓口を県スポーツ振興課に設けて、競技に打ち込める環境づくりを後押しし、より多くの群馬県のパラアスリートが、世界の舞台で活躍できるよう支援します。
ぐんまパラアスリート始動プロジェクト	パラリンピック・デフリンピックなど国際大会で活躍する選手を輩出することを目的に、競技レベル（トップ枠・育成枠・次世代枠）に応じてパラアスリートの活動費を補助します。
e スポーツの推進	e スポーツの推進・普及をととして、障害のある人のレクリエーション活動の充実や社会参加等を図ります。
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備	令和 11 年に本県開催が予定されている国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（湯けむり国スポ・全スポぐんま）に向けて、市町村や競技団体等と連携して準備を進めます。

(3)余暇・レクリエーション活動の充実

◇現状と課題

余暇・レクリエーション活動は、障害の有無にかかわらず、全ての人にとって生きがいづくりや生活の質の向上、コミュニケーションの機会として重要なものであり、文化芸術活動やスポーツ活動をはじめとして、娯楽、旅行など、多種多様な活動が行われています。

また、障害のある人が余暇・レクリエーション活動への参加をきっかけとして、就業支援や職場定着支援など、様々な支援施策につながっていくことも期待されます。このような観点からも、福祉・医療・教育・雇用などといった諸施策間の連携を強化していくことが重要です。

◇具体的取組

①余暇・レクリエーション、週末活動の支援

○文化芸術活動やスポーツ活動等により、障害のある人の余暇・レクリエーション活動を支援するとともに、障害のある人が週末に余暇活動を行う場の提供等により、生活の安定と充実、障害のある人や家族間の交流を促進します。

②ユニバーサルツーリズムの推進

○誰もが気兼ねなく参加できる旅行である「ユニバーサルツーリズム」を推進するため、「ぐんまユニバーサルツーリズム相談窓口」において、利用者ニーズの把握や、県内宿泊・観光施設等の情報集約と発信に取り組めます。

《主な事業》

事業名	事業内容
障害者週末活動支援事業	障害者就業・生活支援センターに支援員を配置して、特別支援学校等を活用し、障害のある人が週末に余暇活動を行う場を提供することにより、障害のある人の生活の安定と充実、障害のある人や家族間の交流を促進し、障害のある人の就業支援、在職者の定着支援を図ります。
障害者就業・生活支援センターの充実	就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、就業面及び生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの充実を図ります。

6 雇用の拡大、就労の促進

障害のある人が職業に就くことは、給与収入等による経済的な自立を促進するだけでなく、就労を通じて社会参加していくことで、生きがいや自己実現につながります。

障害のある人が、その意欲や適性・能力に応じて就労できるよう、職業能力の向上や企業とのマッチングの機会を提供するとともに、事業者の障害者雇用に関する理解を深め、一般就労を促進します。

また、福祉的就労環境等の整備・充実や工賃向上の取組を推進します。

(1)雇用の拡大と職場への定着支援

◇現状と課題

障害のある人が社会や地域でいきいきと生活し、経済的にも自立して暮らすためには、働いて収入を得ることが必要であり、民間企業等で働く「一般就労」を支援していくことが重要です。

本県の民間企業における雇用障害者数、障害者雇用率は年々上昇しており、令和5年6月1日現在の雇用障害者数は 6,512 人、障害者雇用率は 2.28%、法定雇用率(2.3%)を達成している企業の割合は 56.1%(全国平均 50.1%)となっています。

今後も、雇用・福祉・医療・教育等の連携を図りながら、障害のある人の個々の状況に応じて、就業面及び生活面の支援を一体的に推進する必要があります。

◇具体的取組

①就職・就業の支援

- 民間事業者に委託して、障害のある人の就労先・実習先を開拓し、障害者就業・生活支援センターの登録者等の就労・実習に結びつけます。
- 障害者就業・生活支援センターの充実により、就業面及び生活面の一体的支援を行います。
- 障害者雇用の促進に積極的・協力的な企業を、障害者雇用ネットワーク企業として登録し、企業同士のネットワーク構築を図り、ノウハウの共有・向上を図ります。
- 障害者就労サポートセンターに配置する障害者就労サポーターにより、支援機関との連携強化、障害のある人と企業の双方に対する支援を実施します。

②就労定着支援の推進

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。
- 障害のある人が週末に余暇活動を行う場を提供することにより、生活の安定と充実、障害のある人や家族間の交流を促進し、就業支援、在職者の定着支援を図ります。

③障害者テレワーク支援

- 職場への出勤が困難な障害者の就労機会を拡大するため、障害者テレワークの普及啓発を図ります。

④農福連携の推進

- 県内農業者等を対象に、農福連携の周知を目的とした研修会を開催するとともに、特別支援学校生徒の農業現場での実習やJAにおける農福連携相談窓口の設置等を支援し、農業分野における障害者の就労や雇用に向けた取り組みを推進します。

⑤障害のある人の県職員採用の推進

- 障害のある人の県職員採用の推進を図ります。採用後は、障害者職業生活相談員が一人ひとりの特性に応じた助言や支援を行います。

＜主な事業＞

事業名	事業内容
障害者就業・生活支援センターの充実	就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、就業面及び生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの充実を図ります。
障害者就労サポートセンターの運営	県労働政策課内に設置している障害者就労サポートセンターに、障害者就労サポーターを配置し、支援機関との連携強化、障害のある人と企業の双方に対する支援を実施します。
「チャレンジウィズぐんま」の実施	障害のある人を会計年度任用職員として任用し、文書集配や軽作業等の補助的業務を通じてスキルを磨き、民間企業等への就職につなげ、県全体の障害者雇用を推進します。
会計年度任用職員（障害者枠）の任用	障害の特性が多様であることを踏まえ、業務内容や勤務時間に一定の配慮が必要な障害のある人を会計年度任用職員（障害者枠）として任用します。

(2)職業能力の開発推進

◇現状と課題

障害のある人の自立や就労機会の拡大を図り、労働の基礎的技術を身につけられるよう、職業能力の向上に向けた取り組みを推進する必要があります。

地域における障害のある人の就労を支援するため、一人ひとりの適性に応じた訓練等が受けられる民間の教育機関や事業所の現場等を活用して、職業訓練等を実施しています。

◇具体的取組

①障害者職業訓練の実施

○障害のある人の職業能力開発のため、就職の促進に資する知識・技能を習得するための集合型訓練や、事業所の現場を活用した実践的な職業訓練を実施します。

②全国障害者技能競技大会への選手派遣

○障害のある人の職業能力開発や雇用の促進に対する社会の理解と認識を高めるため、全国障害者技能競技大会(アビリンピック)へ選手を派遣します。

《主な事業》

事業名	事業内容
障害者職業訓練の実施	障害のある人の職業能力開発のため、就職の促進に資する知識・技能を習得するための集合型訓練を民間の教育機関等に委託して実施するほか、事業所の現場を活用した実践的な職業訓練を企業等に委託して実施します。

(3)福祉施設からの就労と工賃向上

◇現状と課題

障害者施設等では、障害のある人が民間企業での就労ができるよう、食料品・雑貨等の製作や清掃・除草等のサービスを提供する等の訓練を行っています。それらの物品やサービスの売り上げは、障害のある人に工賃として支払われ、障害のある人の生活の一助となっています。

障害者施設等で働く環境を整備・充実させるとともに、障害のある人の生活がより豊かになるよう、工賃を向上させることが重要であり、本県では、目標工賃を定めた工賃向上計画を策定して、取組を進めています。

また、障害者優先調達推進法に基づき、国や地方公共団体等での物品調達には、障害者施設等からの優先的・積極的な購入等が推進され、障害のある人の自立の促進が図られています。

◇具体的取組

①就労移行・継続の推進

○就労移行支援事業所の整備や就労移行支援事業所等の職員向けの研修等により、障害者施設等を利用する障害のある人の一般就労を推進します。

○就労継続支援事業所を整備し、一般就職が困難な障害のある人の、福祉的就労の機会や知識・能力向上のための訓練を受けられる場を創出します。

②工賃向上のための支援

○工賃の向上に向けた支援や研修会等に取り組みます。

※具体的には、第4章に定める「第5次群馬県工賃向上計画」により推進していきます。

③障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・推進

○障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、庁内全体で、優先的・積極的に障害者施設等からの物品等の調達に取り組みます。

《主な事業》

事業名	事業内容
障害のある人の工賃向上のための支援	障害者施設等を利用している障害のある人の工賃向上に向け、障害者施設等が共同で受注・販売促進等を行う「共同受注窓口」の運営支援等を行うとともに、製品・サービスの質を向上させるための専門家派遣や職員向け研修会、共同販売会「あったかぐんまのハートバザール」の開催、農業者と障害者施設等のマッチング支援等に取り組みます。
障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・推進	障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、庁内全体で、優先的・積極的に障害者就労施設等からの物品等の調達に取り組みます。

7 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

障害のある人が円滑により多くの情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、障害の特性に応じた情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実させます。

また、支援機器や情報通信技術の進展等による社会の変化に対応できるよう、環境の整備を推進します。

(1)情報アクセシビリティの向上

◇現状と課題

障害のある人の情報アクセシビリティの向上には、障害特性に応じた適切な手段や進展する情報通信技術の活用等が必要です。このために、障害のある人が、そのニーズに応じてより多くの情報を取得できるよう、積極的な情報提供や提供方法の充実を図っていきます。

◇具体的取組

①障害特性に応じた広報等

○障害のある人のニーズに応じた情報提供を推進します。

○情報提供にあたっては、障害の特性に留意して、各種媒体により行います。

○障害のある様々な人に配慮したホームページの作成を積極的に進めます。

②情報化等の支援

○コーディネーターがパソコン活用に関する相談に応じることで、障害のある人の情報化を支援し

ます。

○身体的な障害により、県立図書館への来館に支障のある利用者の便宜を図るため、郵送貸出を行います。

《主な事業》

事業名	事業内容
点字による広報の作成・配布	視覚障害のある人への広報のため、「ぐんま広報」を主とした情報を点字にした冊子を作成・配布します。
手話通訳入り県議会広報番組の制作・提供	聴覚障害のある人に配慮し、手話通訳を入れた県議会広報番組を制作・提供します。
障害者情報化支援センター事業の推進	障害のある人の情報化支援のため、障害のある人がパソコンやスマートフォンを利用できるよう、相談支援のほか、操作訓練の機会を提供します。

(2)意思疎通支援の充実

◇現状と課題

障害のある人にとって、情報を取得し意思表示やコミュニケーション等の意思疎通を図ることは、日常生活を営む上で、必要不可欠なことです。

本県においては、障害者基本法など関係法令・制度に則り、障害に応じた適切な意思疎通ができるよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成及び派遣を行い、点字図書館、聴覚障害者コミュニケーションプラザの充実を図っているほか、平成27年3月に制定された「群馬県手話言語条例」に基づき、手話の普及や手話を利用しやすい環境の整備のための施策を積極的に推進しています。

さらに、情報通信技術の高度化により、障害のある人にとってもコミュニケーションの場を広げるための手段が広まっていることから、情報通信技術の利用の円滑化を図ることが重要です。

◇具体的取組

①意思疎通支援体制の整備

○視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通支援を行う手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び点字図書等の製作に従事する点訳奉仕員、音訳奉仕員等を養成するとともに、県で実施する専門性の高い意思疎通支援者の派遣体制を充実します。

○視覚や聴覚に障害のある人への情報提供など各種コミュニケーションのための環境を整備し、日常生活の支援や社会参加を促進するため、県立点字図書館や県聴覚障害者コミュニケーションプラザを運営します。

②群馬県手話言語条例に基づく施策の推進

○群馬県手話言語条例に基づき、手話の普及や手話を利用しやすい環境の整備のための施策を積極的に推進するほか、情報通信技術を活用し、遠隔手話通訳サービスを実施します。

※具体的には、本計画の個別実施計画である「群馬県手話施策実施計画」に基づいて推進していきます。

《主な事業》

事業名	事業内容
手話普及啓発イベントの開催	手話への理解、手話の普及を進めるため、県内各地域でイベントを開催します。
県立点字図書館の運営	視覚障害のある人の社会参加の促進等を目的として、点字図書の貸出・閲覧、音訳ＣＤの貸出、点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成や各種相談事業等を行う点字図書館を運営します。
県聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営	聴覚障害のある人の社会参加の促進等を目的として、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、字幕入り映像ライブラリーの貸出や各種相談事業等を行う聴覚障害者コミュニケーションプラザを運営します。

障害の有無にかかわらず全ての人が、読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の実現への寄与を目的とした、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が令和元年に成立、また、読書バリアフリー法に基づき、令和２年には、文部科学省及び厚生労働省「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

このような中、本県においても、令和２年度から令和６年度までを計画期間としている「群馬県読書活動推進計画」の一部改定を行い、読書に困難がある者に対する読書活動におけるバリアフリー推進の取組を盛り込み、視覚障害等のある人の読書環境の整備に向けて取り組んでいます。

※ 上記基本計画では、視覚障害、読字に困難がある発達障害、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害を対象としています。

<読書バリアフリーの推進に関する主な取組>

- ・ 公立図書館等においては、アクセシブルな書籍等を充実させる取組を促進するとともに、県立点字図書館については、これらの書籍等の充実、製作の支援を促進します。
- ・ 県立点字図書館と公立図書館等との連携を図り、国立国会図書館やサピエ図書館（※）のサービスを周知し、利用促進を図っていきます。
- ・ 司書教諭、職員等に対して、障害者サービスに関する内容を理解するための研修を実施します。
- ・ 「読書に困難がある児童生徒」がアクセシブルな書籍等を利用できるよう、県立図書館や県立点字図書館における取組を周知します。
- ・ 「読書に困難がある者」の関係団体と連携し、アクセシブルな書籍等の利用促進のための情報共有を図っていきます。

※【サピエ図書館】視覚障害者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

今後の方向性

読書活動は、娯楽やレクリエーションを得るためだけでなく、教育や就労を支える重要な役割も持ち合わせています。

本県においても、読書活動を、障害のある人の充実した生活や社会参加の推進に生かしていくため、ICT等の技術の進展に関する動向等を把握しながら、その技術の活用や必要とする人が利用できる環境の整備等について検討し、読書バリアフリーの推進に関する取組を進めていきます。

8 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が地域社会において安全に、安心して生活するためには、障害福祉サービスの充実や人材の育成など、各施策体系に基づき様々な事業を展開することに加え、障害特性に配慮した防災、防犯、交通安全及び障壁（バリア）のないまちづくりや緊急避難体制の整備、円滑に通報ができる防犯体制や交通安全の取組が重要です。

また、障害のある人が利用しやすいバスや鉄道等の交通・移動手段の確保を図ります。

(1) 防災対策の推進

◇現状と課題

障害のある人や高齢者等の要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れ等により、被害を受けることが多く、避難にあたり、特に支援を必要とします。災害発生時に避難行動要支援者の方を迅速に避難誘導するためには、事前にその状況を把握し、緊急避難体制を整備しておく必要があるとともに、避難所には様々な方が避難することになるため、避難者の特性に配慮した機能を持たせることが必要です。

また、聴覚や言語等に障害のある人が支援を求めることができるよう、通報支援体制の整備も求められます。

さらに、自然災害に限らず、新型コロナウイルス感染症のような感染症の感染拡大防止対策等、への対策も重要となっています。

◇具体的取組

①情報の提供体制の充実及び緊急通報受信体制の整備の促進

○県のホームページ等による災害情報の提供、点字や音声等による情報の提供、手話通訳者の派遣など、障害の特性に留意した災害情報等の提供体制の充実を図ります。

○聴覚や言語等の障害により通常電話で119番通報ができない人のため、各消防本部においてNet119 緊急通報システム（スマートフォン等を用いていつでもどこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム）やファクシミリ・メールによる緊急通報受信体制の整備が進むよう支援します。

②避難行動要支援者の避難支援体制等の整備促進

○市町村が避難行動要支援者の避難支援対策や福祉避難所の指定等を行うにあたり、地域の実態にあわせて実施できるよう支援します。

○洪水のリスクが高い地域や、土砂災害警戒区域内に立地する施設について、市町村が地域防災計画に定めるための支援を行うとともに、施設管理者等が行う避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援します。

③災害福祉支援ネットワークの推進

○災害発生時の福祉的ニーズに迅速に対応できるよう、平時から、災害派遣福祉チーム（DWA T）員の養成や施設間相互応援に係る訓練、社会福祉施設における事業継続計画（BCP）作成支援等を行う協議会形式のネットワークを運営します。

○災害が発生した場合には、被災施設の利用者の受入れや応援職員の派遣を行うとともに、避

難所等において障害のある人等の要配慮者に対して福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣します。

④災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

○災害発生時に被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援活動を行うための災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を図り、災害が発生した場合には必要に応じてチームの派遣を行います。

⑤障害福祉サービスの継続的な提供の推進

○災害発生時においても、障害のある人が必要とするサービスを継続して利用できるよう、障害福祉サービス施設・事業所等への支援を行います。

《主な事業》

事業名	事業内容
NET119 緊急通報システムやファクシミリ・メールによる緊急通報体制の整備の促進	聴覚や言語等の障害により通常電話で 119 番通報ができない人のため、各消防本部において NET119 緊急通報システム（スマートフォン等を用いていつでもどこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステム）やファクシミリ・メールによる通報体制の整備が進むよう支援します。
避難行動要支援者の避難支援体制の整備促進	市町村が避難行動要支援者の避難支援対策や福祉避難所の指定等を行うにあたり、地域の実態にあわせて実施できるよう支援します。
災害福祉支援ネットワークの推進	災害時、被災施設の利用者の受入れや応援職員の派遣調整を行います。また避難所等において、障害のある人等の要配慮者に対して福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣します。

(2)防犯対策・交通安全への配慮

◇現状と課題

県民の誰もが安全で安心して暮らしていけるような社会の実現を図るため、平成 16 年6月に「群馬県犯罪防止推進条例」を制定しました。また、聴覚・言語に障害のある人からの警察安全相談受付や緊急通報受付が可能となるよう、環境の整備も行っています。

さらに、障害のある人を交通事故から守り、安心して外出できるようにするため、交通安全施設や交通安全教育の充実が必要です。道路交通法では身体に障害のある人等の交通弱者の保護について規定しており、車社会である本県においては、交通弱者に対する保護意識の醸成が大切です。

◇具体的取組

①犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりの推進

○「群馬県犯罪防止推進条例」に基づき、県民の誰もが犯罪被害に遭わないよう地域や事業者が一体となって、学校・通学路等における子どもの安全の確保を図るなど、犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりを推進します。

②警察安全相談及び通報体制の整備

○聴覚や言語等の障害により電話で相談ができない人のために、ファクシミリ等による相談受付

や通報体制を整備します。

③交通安全の環境整備

○障害のある人が安心して外出できる交通安全に配慮した環境整備を推進します。

《主な事業》

事業名	事業内容
ファクシミリ・メールによる警察安全相談の実施	聴覚や言語等の障害により、電話で相談ができない人のために、ファクシミリによる相談を受け付けています。また、県警のホームページでも、要望・相談をメールで受け付けています。
県警FAX110番、県警メール110番、110番アプリシステムの効果的促進	聴覚や言語等の障害により、通常電話で110番通報できない人のため、ファクシミリ、メール、アプリシステムによる通信受理の効果的促進を図ります。

(3)住まいの確保等

◇現状と課題

障害のある人が地域で安全・安心に暮らしていくには、住まいの場が必要であることから、グループホームの整備等の取組を進めています。

また、「ぐんま住まいの相談センター」を設置して住まいの相談に応じるとともに、居住支援協議会の運営を通じて関係機関・団体間の連携を強化しています。今後は、平成29年10月から施行された改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を実施し、障害のある人の住まいの確保をさらに推進していく必要があります。

◇具体的取組

①住まいの確保

○障害のある人が住み慣れた地域で、個々のニーズに合った生活ができるよう、グループホームの整備を進めるとともに、社会福祉法人等においてグループホームとしての活用が可能な公営住宅について、公営住宅法第45条第1項に基づく使用を推進します。

○重度の身体障害のある人が住み慣れた場所で生活していくため、市町村と連携し、既存住宅のバリアフリー化等、障害の状況に応じて改造する場合の費用を援助します。

○障害のある人や高齢者が利用しやすいよう、既設県営住宅の設備等を改善します。

○バリアフリー住宅の取得や新築・増改築・改修における専門的な部分について相談できる「ぐんま住まいの相談センター」の活用を推進します。

○県、市町村、関係団体等で構成する群馬県居住支援協議会において、住宅の確保に配慮を要する人が、賃貸住宅に円滑に入居することができるようにするため、有効な支援策の検討及び情報の提供等を行い、更なる住宅セーフティネットの構築を進めます。

○平成29年10月25日から施行された改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅の確保に配慮を要する人の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を実施します。

《主な事業》

事業名	事業内容
グループホームの整備	障害のある人が、共同生活を行い、家事等の日常生活上の支援や、食事や入浴等の介護を受けながら、地域において自立した生活を送るグループホームの整備を推進します。
ぐんま住まいの相談センターの設置	バリアフリー住宅の新築・増改築・改修工事を行う際、安全な住宅に安心して暮らせるよう技術的・専門的な事柄について専門家が情報を提供し、相談を受けます。

(4)円滑な交通・移動のための環境整備の推進

◇現状と課題

障害のある人にとって、公共交通機関は大切な移動手段のひとつです。公共交通機関の移動の円滑化を図ることは、大変重要なことであり、国の方針に沿って、路線バスのノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー導入の支援や駅及び駅周辺のバリアフリー化をさらに進める必要があります。

障害のある人の円滑な交通・移動のための環境整備を推進することにより、移動・外出に係る福祉的支援とあいまって、障害のある人が円滑に移動・外出できるようにしていきます。

◇具体的取組

①交通・移動対策の総合的推進

- 障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加を促進するため、ノンステップバスの普及促進や鉄道駅のバリアフリー化など、安全で利用しやすい交通アクセスの確保及び交通・移動対策の総合的な推進を図ります。
- 障害のある人、高齢者、難病患者、妊産婦のうち県が定めた交付基準の該当者に、思いやり駐車場利用証を交付し、制度協力施設の思いやり駐車場(車いす使用者用駐車施設)を利用する際に利用証を掲示する「思いやり駐車場利用証制度」を推進し、車いす使用者用駐車施設の適正利用を進めます。
- 歩行困難な身体障害のある人・知的障害のある人が使用する自動車について、駐車禁止除外の指定を引き続き実施します。

《主な事業》

事業名	事業内容
ノンステップバス等の導入に対する支援	高齢者や障害のある人等が移動しやすい環境を整えるため、バリアフリー対応のノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの車両導入を支援します。
思いやり駐車場利用証制度の推進	障害のある人や高齢者が安心して出歩けるまちづくりの一環として、駅や市街地の公共施設・福祉施設・病院等の周辺道路において、歩道段差の改善や点字ブロックの設置等を行います。
障害のある人に対する駐車禁止除外の指定	歩行困難な身体障害又は知的障害のある人が使用する自動車について、駐車禁止規制から除外します。

(5)福祉のまちづくり推進

◇現状と課題

不特定多数の人が利用する特定建築物や公共交通機関の施設等は、バリアフリー法に基づいてバリアフリー化が図られつつありますが、より安全に安心して施設を利用できるよう、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」による、さらなるバリアフリー化を推進しています。

◇具体的取組

①「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の推進

○平成 15 年3月に制定した「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが自立した日常生活を営み、積極的に社会活動に参加できる施策を実施するとともに、障害のある人が自立して生活し、さまざまな分野の活動に参加できるよう、建築物や公共交通機関の施設、道路等のバリアフリー化を推進します。

②障害のある人等に配慮した歩道等の整備

○障害のある人や高齢者が安心して出歩けるよう、歩道段差の改善や点字ブロックの設置等を行います。

③障害のある人に配慮した投票環境の整備

○障害のある人が投票しやすいように投票環境を整備するとともに、代理投票、郵便投票等の制度の周知を図り、障害のある人の選挙権行使を支援します。

《主な事業》

事業名	事業内容
人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の推進	人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や鉄道駅、道路等のバリアフリー化を推進します。また、条例に規定する全ての整備基準に適合する施設に、申請により適合証を交付します。
障害のある人等に配慮した歩道等の整備	障害のある人や高齢者が安心して出歩けるまちづくりの一環として、駅や市街地の公共施設・福祉施設・病院等の周辺道路において、歩道段差の改善や点字ブロックの設置等を行います。

第4章 障害福祉サービスの見込量・数値目標等

1 基本的な考え方

基本理念(第2章)の実現に向け、障害のある人が自立した生活を営み、社会参加や自己実現を図るためには、障害の種別や特性に関わらず、すべての地域において安心して必要な障害福祉サービス等を受けることができる体制を整備する必要があります。

この章では、必要な体制整備を図るため、障害者総合支援法第 89 条第1項に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 22 第1項に基づく障害児福祉計画について、次の5つの方針のもと、障害福祉サービス等の必要量の見込みや確保策、県の地域生活支援事業の実施見込み等を示します。

なお、バリアフリーぐんま障害者プラン8の計画期間は6年間ですが、障害福祉計画及び障害児福祉計画は国の基本指針により、計画期間が3年間で定められているため、3年に1度改定します。

5つの方針

- 1 地域間のバランスのとれた質の高い障害福祉サービス等の提供体制整備
- 2 施設入所、入院から地域生活への移行を推進
- 3 就労・定着支援の強化
- 4 障害のある子どもへの一貫した効果的な地域支援体制の構築
- 5 相談支援体制の充実・強化

また、地域生活への移行や就労支援、障害のある子どもへの支援などを着実かつ計画的に推進するため、次の7つの項目について、成果目標を設定します。

7つの成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行・定着
- 5 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備
- 6 相談支援体制の充実・強化
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標の達成に向けた取組については、関係団体や障害福祉サービス等事業者など、関係者等の理解と協力を得ながら連携・協働して進めていくとともに、各年度における進捗状況を群馬県障害者自立支援協議会等において評価・検証し、必要に応じて事業や施策の見直しを行い、着実な推進を図ります。

また、障害のある人の日常生活や社会生活の支援を進めるため、市町村が行う自立支援給付や地域生活支援事業などが円滑に行われるよう助言や情報提供などを行うとともに、県の広域的・専門的な役割として必要な地域生活支援事業に取り組んでいきます。

さらに、自然災害の発生や新型コロナウイルスなどの感染症が流行する場合においても、障害福祉サービス等が安定的・継続的に提供されるよう備えるため、業務継続計画(BCP)の作成が求められています。また、ICTを活用した現場の業務効率化や職員の業務負担軽減が期待されています。県では、これらの取組を推進し、より安全・安心で安定した障害福祉サービスの提供につなげ、障害のある人の生活の質の向上を図ります。

障害福祉サービス等の給付体系（主なサービス）



※このほか、障害者総合支援法に基づき、市町村と都道府県が行う地域生活支援事業があります。
 なお、就労選択支援のサービス創設時期は令和7年度の予定です。

2 7つの成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

障害のある人が福祉施設から地域生活へと移行できる体制を整えるためには、一人ひとりの状況や本人の意思を尊重した住まいの場の確保、相談支援体制の充実等を図っていかなければなりません。県では、障害のある人の地域生活への移行を推進するため、次のとおり令和8年度末における目標を設定します。

【プラン8後期(R6～R8)の目標】

項 目	目 標	備 考
施設から地域生活へ移行する者の数 (R5～R8の累計)	94人	令和4年度末における施設入所者数 (2,347人)の4% ※1
施設入所者の削減数 (R5～R8の累計)	88人	令和4年度末における施設入所者数 (2,347人)の3.7% ※2
令和8年度末時点の施設入所者数	2, 259人	

■国の指針 ※1 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

※2 令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減

【プラン 8 前期(R3～R5)までの状況】

地域生活への移行者数は、プラン6では年間平均 32 人だったものの、プラン7では年間平均 15 人に減少しました。プラン8前期では、令和2～4年度の3年間で移行者累計 50 人(年間平均 17 人)となっており、年間平均は増加しましたが、目標の4年間累計 98 人の達成は厳しい状況です。一方で、施設入所者数は令和4年度末時点で目標を達成しています。

今後は、重い障害のある人などの受け入れが可能なグループホームや医療的ケアを行うことができるヘルパーを増やすなど、地域の支援体制を強化していく必要があります。

○福祉施設から地域生活への移行者数

計 画	項 目	実 績		目 標 (c)	到達度 (a/c)
		合計(a)	年間平均(b)		
プラン8前期 (R3～R5)	令和2～5年度(4年間)の累計数	50人(※)	17人	98人	51.0%
プラン7 (H30～R2)	平成29～令和2年度(4年間)の 累計数	58人	15人	222人	26.1%
プラン6 (H27～H29)	平成26～29年度(4年間)の累計 数	126人	32人	310人	40.6%

※プラン8前期(R3～R5)の実績は令和2～4年度の累計数

○福祉施設入所者数

計 画	項 目	実績(a)	目標(b)	目標との差(b-a)
プラン8前期 (R3～R5)	令和5年度末入所者数	2,347人(※)	2,397人	50人
プラン7 (H30～R2)	令和2年度末入所者数	2,409人	2,396人	▲13人
プラン6 (H27～H29)	平成29年度末入所者数	2,465人	2,390人	▲75人

※プラン8前期(R3～R5)の実績は令和4年度のもの

【主な取組】

地域生活への移行を進めるためには、福祉施設に入所している人が地域生活に対して安心感を持てるための支援や、相談支援体制の充実、住まいの場・日中活動の場などの社会資源の整備、地域における障害のある人に対する理解促進など総合的な施策の推進が必要です。また、重い障害や重複障害のある人、医療的ケアが必要な人など、特に支援の必要な人が、地域において必要なケアを受け、グループホーム等で安心して生活できるよう、支援する人材の育成・養成が重要となっています。県では、目標の達成に向け、次のことに取り組めます。

①地域生活に安心感を持てるための支援

- 福祉施設入所中から地域移行後の生活を想定した生活訓練を行うことが重要であることから、個別支援計画を策定するサービス管理責任者等に対する資質向上研修を実施します。
- 地域生活へ移行するためには、自立生活援助のサービスの充実に取り組むとともに、早い段階からグループホーム等の体験入居を行うことが重要であることから、地域生活支援拠点等の体験機会の場の活用促進を図ります。
- 先々を見据えた「親なき後」の課題に対し、親なき後の生活が具体的にイメージできるよう、障害のある人の育成歴や特性、受診歴、利用しているサービス、配慮が必要なこと等を記入した群馬県手をつなぐ育成会が作成した「あんしんノート」の普及・啓発等に取り組めます。

②相談支援体制の充実・強化及び市町村との連携

- 障害のある人のニーズに応え、障害のある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げることができるよう、市町村及び相談支援事業所における相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターの担当者を集めた会議を定期的に開催し、情報共有と課題検討を通じてセンター機能の充実・強化を図ります。
- 市町村における地域生活への移行の状況や取組状況の把握を行い、県全体の取組を推進していきます。

③住まいの場・日中活動の場の確保

- 地域生活に移行する際の住まいの場となるグループホームの整備や、日中活動の場となる生活介護や就労継続支援などのサービスの充実に引き続き取り組んでいきます。また、重い障害のある人の受け入れが可能なグループホームや日中活動の整備が促進されるよう、施設整備費の助成や人材育成のための研修に取り組んでいきます。

④医療的ケアの必要な人や強度行動障害を有する人を支援する人材の育成・養成

- 医療的ケアの必要な障害のある人を支援する人材を増やしていくため、重度訪問介護従事者養成研修や喀痰吸引等研修を実施していきます。
- 強度行動障害を有する人に対する支援体制の充実を図るため、各施設で支援の中核となる人材や地域で指導的な役割を果たす広域的な支援人材を育成するほか、環境整備などを含めた総合的な取組を進めます。

⑤地域生活への理解、障害のある人等への理解の促進

- 障害のある人が安心して地域で暮らす共生社会の実現のためには、地域住民の理解が必要であることから、権利擁護をはじめ、障害者差別の解消、障害のある人への理解を深めるための講演会等を開催するほか、広報・啓発に努めます。

福祉的就労・工賃の状況等

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの適性に応じて可能な限り就労し、活動の機会や場を持つことができるよう支援することが重要です。

障害のある人の就労支援については、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとした雇用関係機関との連携強化など、一般就労に向けた取組を推進しているところですが、一般就労が困難である人にとって、福祉的就労の場となる就労継続支援事業所等は、生産活動等を通じた生きがいの実現や社会参加、経済的な自立等の観点から重要な役割を担っています。

これまでも県は、就労継続支援事業所等における福祉的就労の対価として、施設を利用する障害のある人に支払われる工賃向上に係る様々な事業に取り組んできました。

ここでは、工賃向上に係る継続的な取組を推進するため、工賃向上計画を策定し、本県における工賃向上を図ります。なお、工賃向上計画は国の通知により、計画期間が3年間と定められているため、3年に1度改定します。

【計画の対象となる事業所】

この計画の対象事業所は、原則として就労継続支援B型事業所としますが、次の①から③の事業所において「工賃向上計画」を作成し、積極的に工賃の向上に取り組む場合には、就労継続支援B型事業所に準じて、この計画に基づく取組の対象事業所とします。

- ① 就労継続支援A型事業所（非雇用型の利用者を対象とする）
- ② 生活介護事業所
- ③ 地域活動支援センター

【目標工賃】

この計画の最終年度における目標工賃（県内すべての就労継続支援B型事業所の平均工賃）については月額を20,000円、時間額を263円とし、各年度の目標額は次のとおり設定します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標工賃	月額	19,000円	19,500円	20,000円
	時間額	250円	256円	263円

＜目標工賃の考え方＞

前計画において目標とした平均工賃月額20,000円について、目標額の達成は困難な状況となっています。しかし、工賃は利用者の生活の一部を支える重要なものであることや、前計画の実績から向上してきていること、事業所の安定的な運営の観点からも更なる工賃向上を目指す必要があることから、引き続き平均工賃月額については、20,000円に設定し、工賃向上を推進していくこととします。

また、平均工賃時間額については、令和4年度実績では237円であり、令和4年度の目標である235円を達成しました。時間額については、過去5年間の伸び率の平均値（対前年+2.5%）と同様の伸び率で推移した場合の263円に設定します。

平均工賃月額の実績と目標

(単位:円・%)

	実 績					未集計			目 標		
	H18 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績額 (対前年度比)	11,126 —	16,668 (-5.5%)	17,562 (5.4%)	18,079 (2.9%)	—	—	—	—	—	—	—
目標額	—	20,000	18,000	19,000	20,000	19,000	19,500	20,000	19,000	19,500	20,000

第4次工賃向上計画期間

平均工賃時間額の実績と目標

(単位:円・%)

	実 績					未集計			目 標		
	H18 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績額 (対前年度比)	101 —	208 (-4.1%)	223 (7.2%)	237 (6.3%)	—	—	—	—	—	—	—
目標額	—	244	226	235	244	250	256	263	250	256	263

第4次工賃向上計画期間

【具体的な取組】

◆事業所の取組

これまでも各事業所では工賃の向上に取り組んでいるところですが、障害のある人が地域で自立した生活を送るうえで工賃のより一層の向上は重要な課題です。

各事業所においては、引き続き事業所ごとの工賃向上計画を作成し、目標工賃や取組内容について職員をはじめ利用者や家族等とも共有して各事業所の実情に応じた工賃向上に取り組むとともに、個別支援計画に基づいた支援を通じて、利用者の就労に必要な知識や能力の向上を図ります。

① 工賃向上計画の作成・検証

○事業所における経営方針を明確にするため、各事業所で作成する事業所工賃向上計画に基づき、利用者の工賃向上に取り組むとともに、毎年度、その取組を検証し、必要があれば計画や取組を見直すなど、PDCAサイクルにより継続的な工賃向上を図ります。

② 経営ノウハウの導入

○福祉サービスと民間的経営感覚の2つの視点が求められることから、コンサルタントなどの専門家の活用や企業OBの積極的な受入れなど、民間企業の有するノウハウや技術の活用、商品の開発や市場の開拓、作業能率の向上につながる職場環境の改善等に取り組むほか、県や市町村が実施する工賃向上に関する支援等の活用により、工賃向上を図ります。

③ 各主体との連携強化

○事業所が所持する経営資源やノウハウ、情報には自ずと限りがあることから、個々の事業所の強みを活かせるよう、同じ地域や同じ業種の事業所において共同の取組を進めるほか、他業種との連携にも取り組みます。

○県や市町村等の行政とも連携し、官公需の活用や、企業や地域住民に向けたPRをはじめ、

様々な機会をとらえて、受注の拡大に取り組んでいきます。

④ 職域の拡大

- 農福連携など、就労支援事業として新たな分野に取り組み、利用者の就労への満足度の向上と、工賃向上を目指して、職域の拡大を図ります。

◆県の取組

各事業所においては、それぞれの実情に応じて工賃の向上に取り組めますが、県としても協働して、県内の事業所の全体的な工賃の底上げを図るため、次のような支援策や取組を行っています。

① 優先調達取組の推進

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)に基づき、各年度に障害者施設等からの製品や労務の調達に関する方針を定め、優先調達の取組を推進します。

② 広報・宣伝活動

- 事業所の製品や受託可能な業務情報などについて、県ホームページ等を活用した広報に取り組めます。

③ 販路拡大・販売促進

- 「あったかぐんまのハートバザール」をはじめとした共同販売会について、継続的に開催するとともに、来客数の増加を図るため事前の広報活動を積極的に行います。
- 県庁舎等の公共施設やイベント等の開催時に事業所製品の展示を行うなど、販路の拡大と販売の促進を図ります。

④ 研修等の実施

- 生産活動への企業的手法の導入や県内外の事業所の優良事例の紹介など、障害者の就労を支援する人材育成を図るため、事業所のニーズに応じたテーマで研修を企画・開催していきます。また、事業開始後間もない事業所を主たる対象とした研修や多くの地域が参加できるようにオンライン型の研修を必要に応じて実施します。

⑤ コンサルタントの派遣

- 障害者就労施設等で製造される商品や役務、施設の経営状況改善などに関する専門的なアドバイスをを行うコンサルタント・専門家を派遣します。実施方法については事業所単体の改善を図るための個別派遣形式と、複数の事業所が共通の講義や事業所間の情報交換等を通じて改善を図るための集団受講形式を実施します。また、コンサルタント等の派遣の実施方法については、事業を開始後間もない事業所を主たる対象としたサポート等も必要に応じて実施します。

⑥ 共同化の推進

- 障害者就労施設等への受注の調整・割り振り等の受発注のマッチング作業を行う障害者就労施設等で組織した「共同受注窓口」の運営を支援します。
- 共同受注窓口については、会員事業所が増加することで、県外に向けた情報発信や民間企業からの受注の期待が高まることから、その普及啓発を行います。

⑦ 各事業所の工賃実績の公表等

○各事業所における工賃実績を公表するとともに、事例紹介などを行います。

⑧ 工賃向上推進会議の設置・開催

○工賃向上計画の進捗を図るため、工賃向上推進会議を設置し、県の目標工賃額と実績との比較などを行い、必要に応じて取組の見直しを行います。この会議では、計画の進捗状況の把握等のほか、工賃向上に資する具体的な取組についても検討を行うとともに、県内の事業所の優良事例などの情報収集・情報発信にも取り組んでいきます。

⑨ 農福連携の推進

○事業所の農福連携を推進するために、農業分野における施設外就労等のマッチング強化や、事業所への技術支援、販路拡大のためのマルシェの開催等に取り組んでいきます。
○農福連携に取り組む県内外の事業所の優良事例などの情報収集をするとともに、情報発信にも取り組んでいきます。

⑩ 職域の拡大

○農福連携など、就労支援事業として新たな分野に取り組み、利用者の就労への満足度の向上と、工賃向上を目指して、職域の拡大を支援します。

◆市町村の取組

市町村においては、すでに事業所の工賃向上に資する様々な取組を行っているところですが、県では引き続き、市町村における取組を促進するとともに、市町村の取組状況の把握や情報提供を行うことで、その取組を支援し、工賃向上の取組を進めていきます。

なお、市町村における主な取組内容は次のとおりです。

① 販路拡大・販売促進

○庁舎等を活用し、障害者施設等で作成した製品の販売のほか、製品の展示を行うなど、販売促進の取組を行います。

② 官公需の発注促進

○障害者優先調達推進法に基づき、年度ごとに障害者施設等からの製品や労務の調達に関する方針を定め、全庁的な優先調達の取組を推進します。

③ 企業に向けた働きかけの充実

○市町村広報誌等に事業所への発注を促進する記事の掲載や、積極的に発注を行う地域の企業等の紹介、販売の協力依頼などの働きかけを行います。

④ 地域活動支援センター等への情報発信

○就労継続支援B型事業所以外の障害者施設等においても、利用者の工賃向上は重要な課題の1つとなっていることから、県内の障害者の地域生活を支援する観点から、地域活動支援センター等に情報提供を行うなど、広く情報発信等にも取り組みます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標
(入院中の精神障害のある人の地域生活への移行等)

精神障害のある人が、地域で安心して自分らしい生活を送るためには、保健、医療、福祉の関係者が連携し、一体となって支援する体制が求められます。県では、こうした支援体制を構築し、精神障害のある人の地域生活への移行を推進するため、次のとおり令和8年度末における目標を設定します。

【プラン8後期(R6～R8)の目標】

項 目		目 標
平均地域生活日数 ※1		325.3日以上
令和8年度における早期退院率 ※2	入院後3か月経過時点	68.9%以上
	入院後6か月経過時点	84.5%以上
	入院後1年経過時点	91.0%以上
令和8年度末の長期入院患者 (1年以上の入院者)の数 ※3	65歳以上	1,548人以下
	65歳未満	1,022人以下

■国の指針 ※1 「平均地域生活日数」とは、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数で、国の指針に基づき設定したもの

※2 「早期退院率」については、国の指針に基づき設定したもの

※3 「長期入院患者数」については、国の指針に基づき算出したもの

【プラン8前期(R3～R5)までの状況】

プラン8前期では、精神障害者の地域移行を進めるため、新たに保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村又は医療圏ごとに設置することを目標に取り組んできており、令和5年度までにすべての市町村または圏域において協議の場を設置することができました。一方で、精神科病院の早期退院率や長期在院者数については、グループホームの整備が十分でない地域があるなど退院後の受け皿不足等の原因により、達成は厳しい状況にあります。

○入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

計 画	項 目	実 績	目 標	到達度
プラン8前期 (R3～R5)	平均地域生活日数	実績なし(※) 参考324.8日	316日以上	—
	令和5年度の入院後3ヶ月経過時点の退院率	実績なし(※) 参考63.9%	69%以上	—
	令和5年度の入院後6ヶ月経過時点の退院率	実績なし(※) 参考80.1%	86%以上	—
	令和5年度の入院後1年経過時点の退院率	実績なし(※) 参考87.0%	92%以上	—
	令和5年度末の長期在院者数(65歳以上) (実績は令和4年6月末 ※1)	1,852人	1,340人 以下	72.4%
	令和5年度末の長期在院者数(65歳未満) (実績は令和4年6月末 ※1)	1,141人	915人 以下	80.2%
プラン7 (H30～R2)	保健、医療、福祉関係者による協議の場 (実績は令和2年11月末調べ)	19市町村	35市町村	54.3%
	令和2年度の入院後3ヶ月経過時点の退院率 (実績は平成30年3月末 ※2)	61%	69%以上	88.4%
	令和2年度の入院後6ヶ月経過時点の退院率 (実績は平成30年3月末 ※2)	78%	84%以上	92.9%
	令和2年度の入院後1年経過時点の退院率 (実績は平成30年3月末 ※2)	85%	90%以上	94.4%
	令和2年度末の長期在院者数(65歳以上) (実績は令和元年6月末 ※1)	1,741人	1,546人	40.5%
	令和2年度末の長期在院者数(65歳未満) (実績は令和元年6月末 ※1)	1,274人	1,107人	

※は、県で算出することができず、国が実施する研究データを引用しているが、目標設定時の研究が継続されないため、実績なしとする。参考として、後継研究の最新データから令和元年度末時点の年齢調整済みデータを掲載する。

※1 630調査

※2 精神保健福祉資料(NDBベース)

【主な取組】

精神障害のある人の地域生活への移行を進めるためには、退院に対する意欲を高めることや家族の理解、精神科病院との連携のほか、退院後の住まいの場や日中活動の場などが必要であり、保健、医療、福祉の関係者などで地域の課題を協議するなど、地域全体で支援する体制を構築することが重要です。県では、目標の達成に向け、次のことに取り組みます。

①地域生活への移行に向けた退院支援

○「ピアサポート活用事業」等を実施して、入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進します。

【ピアサポート活用事業】

地域で暮らす精神障害のある人が「ピアサポーター」として精神科病院を訪問し、入院患者に自らの体験を語ったり、相談・助言を行うことで、地域での生活に対する不安感の解消と退院意欲の喚起を図る事業。

○退院後生活環境相談員の設置や退院支援委員会の開催など、精神科病院における退院促進の取組を充実させるとともに、精神科病院と地域の保健・福祉サービスの連携による退院支援体制を強化します。

○措置入院となった精神障害のある人が退院後にどこの地域で生活することになっても、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療、福祉、介護、就労支援等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けることができるよう、措置入院者の退院後支援に取り組みます。

○家族教室、家族相談等により、精神障害のある人を身近で支える家族を支援します。

②地域における精神障害についての理解促進

○精神疾患や精神障害のある人を取り巻く諸問題をテーマとしたこころの県民講座を広く県民を対象として開催するなど、地域における精神障害についての理解促進を図ります。

③地域の精神保健体制の整備

○精神障害のある人が地域で安心して生活できるよう、保健福祉事務所や市町村、相談支援事業所等の相談機能の充実を図るため、相談支援従事者への研修を実施するほか、各地域の自立支援協議会等を通して医療と連携し、相談体制を整備します。

④住まいの場、日中活動の場の確保

○住まいの場となるグループホームが少ない地域の整備促進や日中活動の場となる障害福祉サービスの充実に取り組みます。

⑤保健、医療、福祉との連携

○県の保健、医療、福祉の関係者による協議の場を通して、市町村の取組状況を把握し、県内全域で行政や医療機関、地域援助事業者等の連携強化を図ります。

○市町村又は各圏域ごとに設置された保健、医療、福祉の関係者による協議の場において、議論が活発化し地域の課題解決につながるよう支援します。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標

近年、障害のある人の重度化・高齢化や生涯を通じて継続的に地域生活を送れるよう「親なき後」の支援が課題となっています。こうした課題に対応するため、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害のある人やその家族が安心して生活できるよう、県内市町村又は圏域において、地域の状況に応じて、社会資源を最大限に活用しながら、次の５つの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備及び機能の強化が求められています。なお本県では、令和３年度末までに県内全域（全ての市町村又は圏域）で地域生活支援拠点等が整備されました。

- Ⅰ．緊急時に迅速かつ適切に対応できる相談支援体制
- Ⅱ．一人暮らしやグループホーム入居のための体験機会の場の提供
- Ⅲ．ショートステイなど緊急時の受入体制の確保
- Ⅳ．医療的ケアの必要な障害のある人や重い障害のある人等に対して専門的な対応を行うことができる人材の養成・確保
- Ⅴ．地域の様々なニーズに対応できる地域の支援体制づくり

地域生活支援拠点等の整備後は、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年に１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討していく必要があります。

また、強度行動障害、高次脳機能障害を有する人や難病患者等に関しては、本人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関の連携による支援体制を構築することが求められています。

県では、地域生活支援拠点等が有する機能の充実について、次のとおり目標を設定します。

【プラン８後期(R6～R8)の目標】

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	令和８年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、その機能充実のため、年１回以上、運用状況を検証及び検討
強度行動障害を有する人の支援体制の充実	令和８年度末までに、各市町村又は各圏域において、強度行動障害を有する人に関する状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関の連携による支援体制を整備

【主な取組】

地域生活支援拠点等は、市町村協議会等で地域の状況を踏まえた整備がされており、整備後も市町村協議会等での運用状況の検証及び検討が重要となります。県では、各市町村協議会の検証及び検討状況を把握して情報共有を図るとともに、共通課題の検討や情報提供を通じて、上記目標の達成に向け、次のことに取り組みます。

①市町村協議会の支援

○群馬県障害者自立支援協議会では、市町村協議会への支援としてアドバイザー派遣等を行うなど、市町村協議会での検討に資するよう、地域生活支援拠点等が有する機能の充実についても情報の収集・提供、助言などを行います。

②障害者の地域生活支援の充実

○障害者のライフステージに沿った自立支援や、「親なき後」を見据えた地域生活を支援する観

点からグループホームの果たす役割は大きいと、グループホームの整備促進を図るとともに、体験利用の機会や場の確保策について検討を進めていきます。

③基幹相談支援センターの支援

○地域生活支援拠点等において中心的な役割を果たす基幹相談支援センターについて、担当者を集めた会議を定期的開催し、情報共有と課題の検討を通じて地域生活支援拠点等の機能の充実・強化を図るとともに、未設置地域については、引き続き、市町村等へセンターの設置を働きかけます。

④緊急受入体制の機能強化支援

○地域生活支援拠点等で必要な機能の1つである緊急受入体制について、各市町村等で支援の難しい医療的ケア児者に対応できる医療型短期入所事業所の設置促進を図られるための支援を行うことや、強度行動障害を有する人等への支援策の検討など、緊急受入体制の機能強化支援に取り組みます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行・定着に関する目標

障害のある人が地域で自立した生活を送るうえで一般就労は重要な要素であることから、就労移行支援事業等の推進や労働施策、特別支援学校における就労支援策との連携を通じて、一般就労への移行を積極的に進めていきます。また、就労した人が職場で生き生きと働き続けることができるよう、必要な連絡調整や指導・助言等を行う就労定着支援事業を積極的に推進し、職場定着を支援していきます。

県では、福祉施設から一般就労への移行を推進するため、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制を構築し就労支援のネットワーク化を推進するとともに、プラン8前期(R3～R5)での達成状況と今後の社会情勢・景気状況の影響を考慮し、次のとおり令和8年度における目標を設定します。

【プラン8後期(R6～R8)の目標】

項 目	目 標	備 考
福祉施設から一般就労への移行者数	268人	令和3年度実績(209人)の約1.28倍 ※1
就労移行支援事業の一般就労への移行者数	173人	令和3年度実績(132人)の約1.31倍 ※2
就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	43人	令和3年度実績(33人)の約1.29倍 ※3
就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	56人	令和3年度実績(43人)の約1.28倍 ※4
就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	※5
就労定着支援事業所の利用者数	120人	令和3年度実績(85人)の約1.41倍 ※6
就労定着支援事業の就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上	※7

- 国の指針
- ※1 一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上
 - ※2 就労移行支援事業の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上
 - ※3 就労継続支援A型事業の " 1.29倍以上
 - ※4 就労継続支援B型事業の " 1.28倍以上

- ※5 就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
- ※6 令和3年度の実績の1.41倍以上
- ※7 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

【福祉施設から一般就労への移行者数とは】

福祉施設を利用している障害のある人のうち、一般就労した人の数。ここでいう福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練のサービスを指す。一般就労には一般企業・法人等への就職のほか、内職などの在宅就労（テレワーク）や自ら起業した人、自営業の人も含む。

【就労定着率とは】

過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42ヶ月以上78ヶ月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

【プラン8前期(R3～R5)までの状況】

障害のある人の一般就労への意識の高まりや、障害者法定雇用率の段階的な引き上げにより、障害のある人の一般就労者数は年々増加していますが、県内企業等における障害者実雇用率は、法定雇用率や全国平均を下回っています。

また、県内の就労継続支援事業所数は増加していますが、就労移行支援事業所数は減少しており、福祉施設から一般就労への移行者数は横ばい若しくは減少傾向であることから、今後は、これまで以上に一般就労に向けた福祉施設や企業等の取組に対する働きかけ・支援のほか、福祉施設における就労支援技術の向上等が必要です。

さらに、障害のある人が一般就労後に離職する場合が多いことから、就労時の適切なマッチングや職場の定着支援についても課題となっています。

○福祉施設から一般就労への移行者数

計 画	項 目	実 績	目 標	到達度
プラン8前期 (R3～R5)	令和5年度中の一般就労移行者数	188人(※)	219人	85.8%
プラン7 (H30～R2)	令和2年度中の一般就労移行者数	202人	210人	96.2%

※ プラン8前期(R3～R5)の実績は令和4年度のもの

【主な取組】

福祉施設から一般就労への移行を進めていくため、群馬労働局・ハローワーク、特別支援学校、市町村等の関係機関と連携・協働した施策を引き続き進めていきます。また、身近な地域で就労移行支援事業等を利用できるよう、必要な福祉施設の確保に取り組むとともに、一般就労に移行した障害のある人に対する職場定着支援の充実を図っていきます。

①一般就労に向けた福祉施設の実施に対する支援

○福祉施設利用者の一般就労への意欲を高めるため、企業と連携した取組を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターを中心に、求人情報の共有や就職先となる企業の開拓に取り組みます。

②企業等に対する働きかけ・支援

○事業主を対象としたセミナー等による障害者雇用に対する周知・啓発など、企業等への働きかけや支援に取り組めます。

③就労支援技術の向上

- 就労移行支援事業所等の職員向けに、就労支援技術等の習得に関する研修を実施し、就労支援に関するスキルの向上を図ります。

④職場定着支援の充実と特別支援学校との連携

- 障害者就業・生活支援センターにおいて、就職先企業への訪問や本人との面談等を通じて、職場定着の支援を行います。
- 一般就労した障害のある人が、休日に余暇を楽しみ、安定した生活の中で就労を継続できるよう、特別支援学校等を活用して週末の余暇活動の場づくりを行います。
- 就労定着支援事業について、適切なサービス提供が行えるよう、事業所の確保を図るとともに、円滑にサービスを提供できるよう事業者に対して助言・指導を行います。

⑤市町村協議会等との連携強化

- 一般就労について、地域における課題や取組事例の共有を図るため、連絡会議を開催するなど、市町村協議会や群馬労働局等との連携を強化します。

⑥県内における就労選択支援(国が創設する新たなサービス)の推進

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)については、希望する人がサービスを利用できるよう体制の整備に努めます。

【労働関係機関との連携】

福祉施設から一般就労への移行を進めるに当たっては、障害のある人が、職業相談及び職業紹介を行うハローワークや、就労と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センターなどの関係機関を利用することが有用であることから、次のとおり令和8年度までの支援件数等を見込むとともに、引き続き、労働関係部局等との協力・連携を図りながら、福祉施設から一般就労への移行を進めていきます。

○労働施策関係の支援件数等見込み

項 目	令 和 4年度 (実績)	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
福祉施設から一般就労した者のうち、職業訓練を受講した人数	8人	17人	19人	22人
福祉施設利用者のうち、福祉施設から公共職業安定所へ誘導した人数	317人	327人	337人	347人
福祉施設から一般就労した者のうち、障害者就業・生活支援センターの支援を受けた人数	112人	156人	160人	164人
福祉施設から一般就労した者のうち、公共職業安定所の支援を受けた人数	142人	146人	150人	155人

【公共職業安定所】

県内12箇所に設置されている公共職業安定所(ハローワーク)は、関係機関と連携し、就職に向けた準備から職場定着までの一貫した支援を行うほか、障害者就職面接会の実施や、事業所に対する障害者雇用の指導・助言等を行っている。

【障害者の職業訓練】

地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用のニーズに対応した障害者委託訓練を機動的に実施する事業。

【障害者就業・生活支援センター】

就職や職場への定着に当たって、就業支援担当者と生活支援担当者を配置して、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っている。

(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備に関する目標

障害のある子どもへの支援に当たっては、本人の最善の利益を考え、子どもの健やかな成長が育まれるよう留意することが必要です。そのためには、障害の疑いがある段階から、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を密にし、切れ目のない一貫した支援を提供する体制が求められています。

また、障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するために、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用して、保育所等において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが求められています。

県では、支援体制の構築に向けて次のとおり目標を設定します。

【プラン8後期(R6～R8)の目標】

項 目	目 標
児童発達支援センター	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1か所以上設置 ※1
保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容の推進	令和8年度末までにすべての市町村で推進体制を整備 ※2
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1か所以上確保 ※3
主に重症心身障害児を支援する放課後等サービス	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1か所以上確保 ※4
医療的ケア児等支援センターの設置	センターが医療的ケア児等の支援の総合調整を実施 ※5
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場	令和8年度末までに県、各圏域及び各市町村においてそれぞれ1か所以上設置 ※6
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに各市町村又は各圏域においてコーディネーターを配置 ※6
難聴児支援のための中核的機能を有する体制	令和8年度末までに県内で体制を確保 ※7
障害児入所施設に入所する児童に係る移行調整の協議の場の設置	移行調整の協議の場を必要に応じて開催し、関係機関が協力・連携して調整等を実施 ※8

■国の指針 ※1 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置(市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置も可)

※2 すべての市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築

※3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保(市

- 町村単独での設置が困難な場合は圏域での確保も可)
- ※4 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保(市町村単独での設置が困難な場合は圏域での確保も可)
 - ※5 都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置
 - ※6 県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、コーディネーターを配置(市町村単独での設置が困難な場合は都道府県が関与した上で、圏域での設置も可)
 - ※7 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
 - ※8 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、都道府県において、移行調整に係る協議の場を設置

【主な取組】

障害のある子どもが、より身近な地域で障害特性に応じた支援を受けられるよう、市町村や関係機関と連携し、適正な障害児通所支援事業所の確保に向けた検討や事業所職員の支援の質の向上を図るための研修を行うなど、上記目標の達成に向け、次のことに取り組みます。

①児童発達支援センター等の設置支援

○地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす児童発達支援センターの未設置地域について、市町村、既設の児童発達支援センターと連携して、体制の整備に向けた支援を行います。また、重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所が未設置の地域についても、設置に向けた支援を行います。

②市町村との連携強化

○地域における適正な障害児通所支援事業所の数や、サービスの内容、課題を把握するため、障害福祉サービスの支給決定を行っている市町村との連携を強化します。

③支援者の技術の向上

○障害児通所支援事業所等の職員に対し、子どもの特性に応じた支援技術の習得に関する研修を強化するほか、児童発達支援ガイドラインや放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底し、質の向上及び支援内容の適正化に努めます。

④医療的ケア児等の支援

○市町村、市町村協議会と連携し保健、医療、福祉、教育等の関係機関による協議の場の設置を推進し、支援に関する課題と対応策を検討するとともに、医療的ケア児等への支援を総合調整するコーディネーターを各圏域に配置します。

○医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケア児等及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行います。

⑤難聴児等の支援

○保健、医療、福祉、教育等の関係者による協議の場において、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に関する課題や対応策について検討し、支援の充実を図ります。

○主たる対象を難聴とする児童発達支援事業所や特別支援学校(聴覚障害)等との連携強化を図り、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めます。

（６）相談支援体制の充実・強化に関する目標

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用する際に計画作成等を行う相談支援専門員の数は増加しているものの、障害福祉サービス等の利用者の増加に伴い、県全体で相談支援専門員の数は不足しています。また、相談支援専門員が所属する指定特定相談支援事業所への支援や、地域の相談支援体制の充実・強化を図る取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も県内市町村等で進められています。

さらに、令和3年度から社会福祉法の改正により、市町村が実施を検討する「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を包括的に支援する重層的支援体制整備事業が開始されました。当事業では、相談者の属性（障害、高齢、子ども、生活困窮）などにかかわらず、地域の様々な相談を受け止め必要な機関へつなぐ機能、多機関協働の中核の機能や継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた「相談支援」体制が求められています。

障害のある人が、自分に合った障害福祉サービス等を利用するため、入口となる相談支援は最も重要な要素の一つです。県では、相談支援体制の充実・強化を図るため、次のとおり目標を設定します。

【プラン8後期(R6～R8)の目標】

項 目	目 標
相談支援体制の充実・強化	令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保（※1）
自立支援協議会の体制確保	自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保（※2）
相談支援専門員の確保	令和8年度までに県内の指定特定相談支援事業所に所属する相談支援専門員の実人数を424人（常勤換算人数345.3人）以上とし、必要な計画相談支援の体制を確保（※3）

■国の指針

※1【市町村】 基幹相談支援センターの設置

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数の見込みを設定する。

基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。

※2【市町村】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）見込みを設定する。

協議会における参加事業者・機関数見込みを設定する。

協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）見込みを設定する。

※3【県・市町村】 県で独自に設定（令和5年3月31日現在の実人数328人、常勤換算人数267.3人の130％程度）。「相談支援専門員の必要数」の詳細は101頁を参照

【主な取組】

相談支援体制の充実・強化には、総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく必要があるため、市町村等で設置が進められている基幹相談支援センターや市町村で実施が検討される重層的支援体制の「相談支援」がその機能を担うことが想定されます。県では、各基幹相談支援センターとの情報共有を図り、共通課題の検討等を進めるとともに、重層的支援体制の実施を検討する市町村の取組支援を行います。併せて、相談支援従事者向けの研修開催などを通じて、上記目標の達成に向け、次のことに取り組みます。

①基幹相談支援センターの支援

○相談支援体制の充実・強化において重要な役割を果たす基幹相談支援センターについて、担当者を集めた会議を定期的に開催し、情報共有と課題の検討を通じて、センターの機能強化等を図るとともに、未設置地域については、引き続き、市町村等へセンターの設置を働きかけます。

②市町村協議会の支援

○群馬県障害者自立支援協議会では、市町村協議会での検討に資するようアドバイザー派遣を行うなど、相談支援体制の充実・強化についても情報の収集・提供、助言などを行います。

③県内の相談支援専門員の確保・育成等

○指定特定相談支援事業所に所属する相談支援専門員の確保・育成のために、相談支援従事者初任者研修の定員拡大を行うとともに、関係者と連携して相談支援専門員の人材育成策を検討し実施します。

また、障害福祉サービス等を提供している法人に対して事業所設置等を働きかけ、相談支援専門員の確保に取り組めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

近年、障害福祉サービス等の多様化や事業所の増加に伴い、事業者が障害のある人に対し、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。そのためには、各自治体職員が、障害者総合支援法等の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくこと、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが重要となります。

県では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築のため、次のとおり目標を設定します。

【プラン8後期(R6～R8)の目標】

項 目	目 標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項(※)を実施する体制を構築

■国の指針 ※ 【 県 】 都道府県による相談支援従事者研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数の見込みを設定する。
都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数を見込みを設定する。

【市町村】 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数を見込みを設定する。

【主な取組】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を図るためには、市町村と県が連携し、職員の資質向上に取り組むことなどが重要となります。県では、障害福祉サービス等事業者への適正な指導監査を実施し、関係市町村等との情報共有を図るとともに、市町村職員を含めた障害関係者向けの各種研修実施を通じて、上記目標の達成に向け、次のことに取り組みま

す。

①障害福祉サービス等事業者への適正な指導監査及び関係市町村との情報共有

○県指定の障害福祉サービス等事業者へ実施する適切なサービス提供に資するための実地指導等の指導監査結果について、研修会等において関係市町村等と情報共有するとともに、サービスの質の向上を図ります。

②障害福祉サービス等に係る各種研修の開催

○県開催の障害福祉関係業務担当新任職員研修会や障害者虐待防止・権利擁護研修等を通じて、障害者総合支援法等の具体的な内容の理解促進を図り、市町村等職員の資質向上を支援します。

③障害者自立支援審査支払等システム等の分析・活用

○国民健康保険団体連合会の障害者自立支援審査支払等システムのデータから、エラー情報や加算減算情報を抽出・分析し、県及び市町村協議会等での検討や関係者等へ情報発信するなど、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、データの活用に取り組みます。

④相談支援従事者研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の開催

○相談支援従事者研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を通じて、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員、各事業所におけるサービス提供プロセスに関する責任を持つサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の確保・育成を図ります。

また、相談支援専門員及びサービス管理責任者向けに、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施します。

○修了者数の見込み

項 目	令和 4年度 (実績)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援従事者研修(初任者)	69人	120人	80人	120人
〃 (現任)	39人	80人	80人	80人
〃 (主任)	16人	0人	40人	0人
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎)	242人	250人	250人	250人
〃 (実践)	95人	250人	250人	250人
〃 (更新)	561人	400人	400人	400人
専門コース別研修(意思決定支援)	0人	20人	20人	20人

3 障害福祉サービス等の必要見込量と確保策

障害福祉サービス等の種類ごとの必要量については、国が定める基本的な指針や県の基本的な考え方、現在の利用実態等を踏まえたうえで、利用したい人が、できるだけ身近な地域で安心して円滑にサービスを利用できるよう、各市町村が見込んだサービス必要量を集計し、県全体及び障害保健福祉圏域ごとにサービス必要量を見込み、その確保に取り組んでいきます。

【国が定める基本的な指針】

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(平成18年厚生労働省告示第395号)

【県の基本的な考え方】

以下の5つの方針に基づき、サービス必要量を見込み、確保に取り組めます。

- 1 地域間のバランスのとれた質の高い障害福祉サービス等の提供体制整備
- 2 施設入所、入院から地域生活への移行を推進
- 3 就労・定着支援の強化
- 4 障害のある子どもへの一貫した効果的な地域支援体制の構築
- 5 相談支援体制の充実・強化

【現状とサービス必要量の分析】

現状とサービス必要量を分析するに当たって、比較する期間を合わせるため、過去4年間と今後の4年間を比較しました。

○利用実績

平成31年3月の利用実績と令和5年3月の利用実績を比較して伸び率を算出

○必要量見込み

令和5年3月の利用実績と令和9年3月のサービス必要見込量を比較して伸び率を算出

【障害保健福祉圏域の設定】

障害者総合支援法第89条第2項第2号及び児童福祉法第33条の22第2項第2号の規定に基づき、障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を次の表のとおり設定し、これを「障害保健福祉圏域」とします。

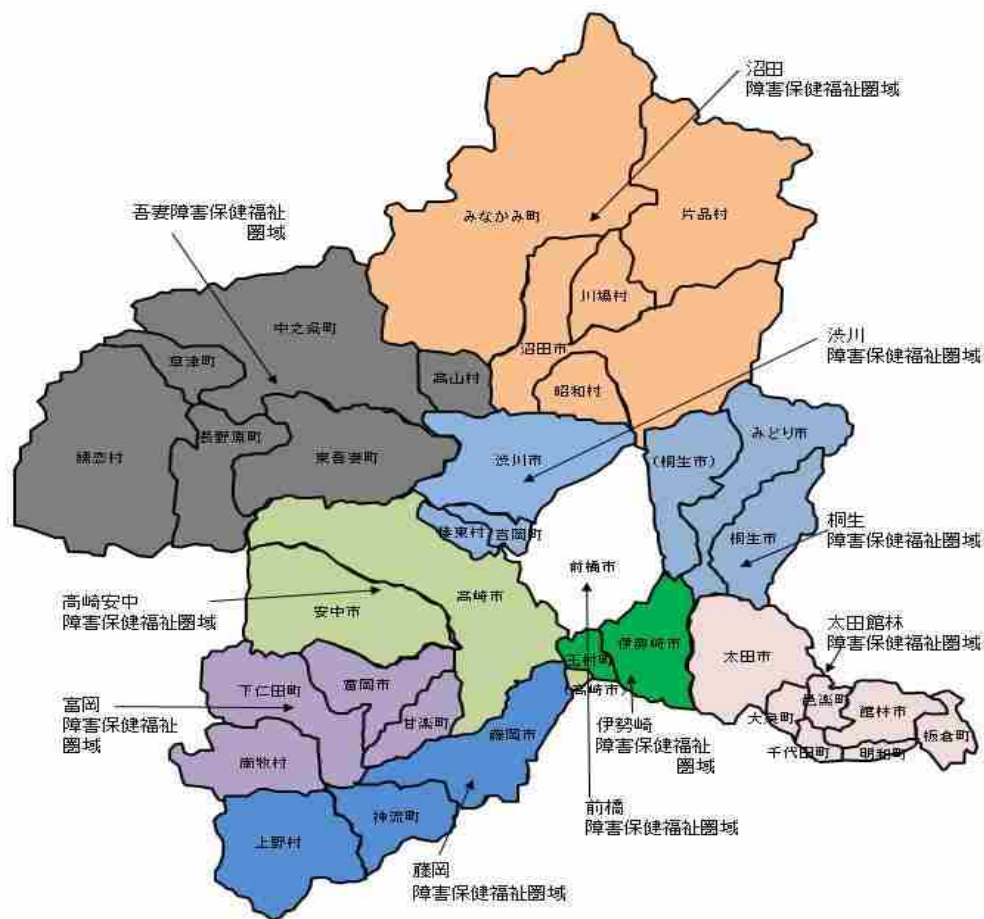
なお、障害保健福祉圏域は、保健医療サービスとの連携を図る観点から、群馬県保健医療計画において設定する「二次保健医療圏」と同一のものとして設定しています。また、群馬県高齢者保健福祉計画における「高齢者保健福祉圏域」とも同一のものとなっています。

【障害保健福祉圏域の概要】

人口は令和5年10月1日現在

圏域名	圏域を構成する市町村	人口(人)	面積(k㎡)
前橋	前橋市	326,918	311.59
渋川	渋川市、榛東村、吉岡町	108,593	288.65
伊勢崎	伊勢崎市、玉村町	246,431	165.22
高崎安中	高崎市、安中市	421,679	735.47
藤岡	藤岡市、上野村、神流町	63,750	476.74
富岡	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町	64,892	488.67
吾妻	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町	49,144	1278.55
沼田	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	73,162	1765.69
桐生	桐生市、みどり市	149,407	482.87
太田館林	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	396,832	368.88
合計	35市町村	1,900,808	6,362.33

資料:「群馬県年齢別人口統計調査」(群馬県統計課)、「群馬県統計年鑑」(群馬県統計課)



（１）障害福祉サービスの動向

令和5年3月の障害福祉サービス等の利用者数は、県全体で延べ約 29,000 人となり、平成 31 年3月からの4年間で 5,000 人以上増加しています。地域で生活する障害のある人の増加に伴って、グループホーム入居者は 900 人以上、生活介護利用者は 200 人以上増加していますが、訪問系サービスの利用者は合計で 70 人程度の増加にとどまっています。また、障害のある人の就労に対する意識が高まる中、就労継続支援や就労定着支援の利用者は合計で 1,000 人以上増加していますが、就労移行支援は 100 人以上減少しています。障害児支援では、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が急速に進み、4年間で利用者は児童発達支援は約2倍、放課後等デイサービスは4割以上増加しています。

障害福祉サービス等は、令和8年度には県全体で延べ約 36,000 人が利用する見込みとなっています。地域生活への移行や一般就労への移行を推進するため、今後の利用見込みに合わせて、事業所の確保を図っていく必要があります。また、児童発達支援や放課後等デイサービスの必要量は今後も増加傾向にあり、障害のある子どもの健全な発達を支援するための体制整備を進めていくことが求められています。

○障害福祉サービス等の利用者数と今後の見込み

区分	平成30年度 (H31.3)	令和4年度 (R5.3)	令和8年度 (R9.3)	増減		伸び率	
				R4-H30	R8-R4	R4-H30	R8-R4
障害福祉サービス利用者数	23,712	29,273	35,595	5,561	6,322	123%	122%

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)(各障害福祉サービス等の延べ人数)

○主な障害福祉サービス等の利用者数と今後の見込み

区分	サービス	平成30年度 (H31.3)	令和4年度 (R5.3)	令和8年度 (R9.3)	増減		伸び率	
					R4-H30	R8-R4	R4-H30	R8-R4
訪問系	居宅介護	2,039	2,061	2,281	22	220	101%	111%
	重度訪問介護	41	56	81	15	25	137%	145%
	行動援護	97	126	164	29	38	130%	130%
	重度障害者等包括支援	0	0	1	0	1	-	-
	同行援護	400	400	447	0	47	100%	112%
日中活動系	生活介護	4,283	4,502	4,795	219	293	105%	107%
	就労移行支援	492	385	476	▲ 107	91	78%	124%
	就労継続支援(A型)	591	845	1,081	254	236	143%	128%
	就労継続支援(B型)	2,958	3,973	4,838	1,015	865	134%	122%
	就労定着支援	47	97	128	50	31	206%	132%
	短期入所	477	440	613	▲ 37	173	92%	139%
居住支援系	自立生活援助	0	11	32	11	21	-	291%
	共同生活援助 (グループホーム)	2,016	2,974	3,704	958	730	148%	125%
	施設入所支援	2,458	2,347	2,259	▲ 111	▲ 88	95%	96%
障害児支援	児童発達支援	900	1,738	2,395	838	657	193%	138%
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	6	0	6	-	-
	放課後等デイサービス	2,644	3,788	4,867	1,144	1,079	143%	128%
	保育所等訪問支援	44	133	245	89	112	302%	184%
	福祉型児童入所支援	94	91	84	▲ 3	▲ 7	97%	92%
	医療型児童入所支援	50	54	55	4	1	108%	102%

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)

(2) 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

【現状と課題】

地域生活への移行が進んだ結果、県全体では4年間で訪問系サービス全体の利用者数は増加しています。特に、居宅介護では、吾妻圏域の利用量が3割以上伸びているなど、全ての圏域で一定程度の供給体制が整備されている状況になっています。一方で、重度訪問介護などは、事業所数と比較して利用者数・利用量が少ないことから、地域のニーズとサービスの提供体制を改めて把握する必要があります。

○居宅介護の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制 (R5.3)
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	2,039	2,061	22	101%	244
	利用量	33,578	33,436	▲ 142	100%	
前橋	利用者数	324	298	▲ 26	92%	51
	利用量	6,840	6,522	▲ 318	95%	
高崎・安中	利用者数	564	560	▲ 4	99%	53
	利用量	11,015	10,687	▲ 328	97%	
渋川	利用者数	117	128	11	109%	9
	利用量	2,010	2,182	172	109%	
藤岡	利用者数	65	58	▲ 7	89%	11
	利用量	751	734	▲ 17	98%	
富岡	利用者数	42	45	3	107%	5
	利用量	550	531	▲ 19	97%	
吾妻	利用者数	30	41	11	137%	9
	利用量	288	385	97	134%	
沼田	利用者数	84	78	▲ 6	93%	8
	利用量	816	696	▲ 120	85%	
伊勢崎	利用者数	227	268	41	118%	25
	利用量	3,280	3,500	220	107%	
桐生	利用者数	258	248	▲ 10	96%	33
	利用量	3,340	3,446	106	103%	
太田・館林	利用者数	328	337	9	103%	40
	利用量	4,688	4,753	65	101%	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用時間(時間／月)

○重度訪問介護の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制 (R5.3)
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数
県全体	利用者数 利用量	41 8,655	56 13,927	15 5,272	137% 161%	227
前橋	利用者数 利用量	12 2,593	13 4,424	1 1,831	108% 171%	42
高崎・安中	利用者数 利用量	3 1,055	9 2,344	6 1,289	300% 222%	53
渋川	利用者数 利用量	1 213	3 421	2 208	300% 198%	7
藤岡	利用者数 利用量	1 62	3 407	2 345	300% 656%	10
富岡	利用者数 利用量	0 0	2 577	2 577	－ －	5
吾妻	利用者数 利用量	0 0	0 0	0 0	－ －	9
沼田	利用者数 利用量	0 0	0 0	0 0	－ －	7
伊勢崎	利用者数 利用量	8 2,431	10 3,392	2 961	125% 140%	23
桐生	利用者数 利用量	5 501	7 610	2 109	140% 122%	32
太田・館林	利用者数 利用量	11 1,800	9 1,752	▲ 2 ▲ 48	82% 97%	39

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用時間(時間／月)

○行動援護の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制 (R5.3)
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	97	126	29	130%	30
	利用量	1,837	2,529	692	138%	
前橋	利用者数	33	49	16	148%	12
	利用量	455	809	354	178%	
高崎・安中	利用者数	20	24	4	120%	11
	利用量	340	425	85	125%	
渋川	利用者数	2	2	0	100%	0
	利用量	16	23	7	144%	
藤岡	利用者数	3	3	0	100%	1
	利用量	81	65	▲ 16	80%	
富岡	利用者数	5	3	▲ 2	60%	0
	利用量	111	81	▲ 30	73%	
吾妻	利用者数	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	－	
沼田	利用者数	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	－	
伊勢崎	利用者数	10	13	3	130%	2
	利用量	352	503	151	143%	
桐生	利用者数	0	0	0	－	1
	利用量	0	0	0	－	
太田・館林	利用者数	24	32	8	133%	3
	利用量	482	623	141	129%	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用時間(時間／月)

○重度障害者等包括支援の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制 (R5.3)
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	0	0	0	－	0
前橋	利用者数	0	0	0	－	0
高崎・安中	利用者数	0	0	0	－	0
渋川	利用者数	0	0	0	－	0
藤岡	利用者数	0	0	0	－	0
富岡	利用者数	0	0	0	－	0
吾妻	利用者数	0	0	0	－	0
沼田	利用者数	0	0	0	－	0
伊勢崎	利用者数	0	0	0	－	0
桐生	利用者数	0	0	0	－	0
太田・館林	利用者数	0	0	0	－	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用時間(時間／月)

○同行援護の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制 (R5.3)
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	400	400	0	100%	100
	利用量	6,882	6,549	▲ 333	95%	
前橋	利用者数	93	99	6	106%	22
	利用量	2,008	2,139	131	107%	
高崎・安中	利用者数	92	99	7	108%	22
	利用量	1,644	1,638	▲ 6	100%	
渋川	利用者数	31	27	▲ 4	87%	2
	利用量	496	487	▲ 9	98%	
藤岡	利用者数	6	8	2	133%	2
	利用量	49	87	38	178%	
富岡	利用者数	8	5	▲ 3	63%	1
	利用量	93	46	▲ 47	49%	
吾妻	利用者数	16	13	▲ 3	81%	4
	利用量	158	92	▲ 66	58%	
沼田	利用者数	19	20	1	105%	3
	利用量	187	157	▲ 30	84%	
伊勢崎	利用者数	42	43	1	102%	13
	利用量	829	691	▲ 138	83%	
桐生	利用者数	45	32	▲ 13	71%	20
	利用量	617	506	▲ 111	82%	
太田・館林	利用者数	48	54	6	113%	11
	利用量	801	706	▲ 95	88%	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用時間(時間／月)

【必要量見込み】

障害のある人の地域生活への移行が進む中、重い障害のある人の中にも地域で生活することを希望する人が増えてきています。こうした状況から、引き続き、利用者は増加し、令和8年度までにすべての訪問系サービスの必要量が増加する見込みとなっています。

また、サービス種別ごとや圏域ごとで、伸び率の見込みは大きく異なっています。

○居宅介護の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	2,061	2,174	2,226	2,281	111%	241
	利用量	33,436	35,591	36,373	37,184	111%	
前橋	利用者数	298	304	310	316	106%	50
	利用量	6,522	6,749	6,882	7,015	108%	
高崎・安中	利用者数	560	560	561	562	100%	54
	利用量	10,687	10,784	10,793	10,802	101%	
渋川	利用者数	128	154	161	169	132%	10
	利用量	2,182	2,653	2,781	2,925	134%	
藤岡	利用者数	58	60	59	60	103%	11
	利用量	734	746	734	746	102%	
富岡	利用者数	45	48	50	52	116%	5
	利用量	531	720	745	769	145%	
吾妻	利用者数	41	54	57	60	146%	8
	利用量	385	617	650	682	177%	
沼田	利用者数	78	81	80	80	103%	8
	利用量	696	713	703	703	101%	
伊勢崎	利用者数	268	281	288	295	110%	26
	利用量	3,500	3,623	3,690	3,755	107%	
桐生	利用者数	248	269	274	280	113%	29
	利用量	3,446	3,545	3,606	3,681	107%	
太田・館林	利用者数	337	363	386	407	121%	40
	利用量	4,753	5,441	5,789	6,106	128%	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用時間の見込み(時間/月)
 ※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

○重度訪問介護の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	56	65	72	81	145%	223
	利用量	13,927	16,414	17,724	19,886	143%	
前橋	利用者数	13	16	17	18	138%	40
	利用量	4,424	4,766	5,064	5,362	121%	
高崎・安中	利用者数	9	11	12	13	144%	54
	利用量	2,344	3,380	3,680	3,980	170%	
渋川	利用者数	3	5	5	6	200%	8
	利用量	421	1,629	1,629	1,979	470%	
藤岡	利用者数	3	4	3	4	133%	10
	利用量	407	543	407	543	133%	
富岡	利用者数	2	2	2	2	100%	5
	利用量	577	577	577	577	100%	
吾妻	利用者数	0	0	1	1	－	8
	利用量	0	0	3	238	－	
沼田	利用者数	0	1	2	3	－	6
	利用量	0	248	496	744	－	
伊勢崎	利用者数	10	10	10	10	100%	24
	利用量	3,392	3,483	3,531	3,579	106%	
桐生	利用者数	7	7	7	7	100%	29
	利用量	610	391	391	391	64%	
太田・館林	利用者数	9	9	13	17	189%	39
	利用量	1,752	1,397	1,946	2,493	142%	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用時間の見込み(時間/月)
 ※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

○行動援護の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	126	138	149	164	130%	30
	利用量	2,529	2,882	3,127	3,445	136%	
前橋	利用者数	49	54	58	62	127%	12
	利用量	809	850	925	1,000	124%	
高崎・安中	利用者数	24	28	30	32	133%	11
	利用量	425	525	568	611	144%	
渋川	利用者数	2	3	3	3	150%	0
	利用量	23	43	43	43	187%	
藤岡	利用者数	3	4	3	4	133%	1
	利用量	65	87	65	87	134%	
富岡	利用者数	3	3	3	4	133%	0
	利用量	81	84	84	84	104%	
吾妻	利用者数	0	0	0	1	－	0
	利用量	0	0	0	16	－	
沼田	利用者数	0	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	0	－	
伊勢崎	利用者数	13	15	16	18	138%	2
	利用量	503	624	690	780	155%	
桐生	利用者数	0	0	0	0	－	1
	利用量	0	0	0	0	－	
太田・館林	利用者数	32	31	36	40	125%	3
	利用量	623	669	752	824	132%	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人／月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用時間の見込み(時間／月)
 ※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

○重度障害者等包括支援の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	0	1	1	1	-	0
	利用量	0	50	50	50	-	
前橋	利用者数	0	0	0	0	-	0
	利用量	0	0	0	0	-	
高崎・安中	利用者数	0	0	0	0	-	0
	利用量	0	0	0	0	-	
渋川	利用者数	0	0	0	0	-	0
	利用量	0	0	0	0	-	
藤岡	利用者数	0	0	0	0	-	0
	利用量	0	0	0	0	-	
富岡	利用者数	0	0	0	0	-	0
	利用量	0	0	0	0	-	
吾妻	利用者数	0	0	0	0	-	0
	利用量	0	0	0	0	-	
沼田	利用者数	0	0	0	0	-	0
	利用量	0	0	0	0	-	
伊勢崎	利用者数	0	0	0	0	-	0
	利用量	0	0	0	0	-	
桐生	利用者数	0	0	0	0	-	0
	利用量	0	0	0	0	-	
太田・館林	利用者数	0	1	1	1	-	0
	利用量	0	50	50	50	-	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用時間の見込み(時間/月)
 ※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

○同行援護の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	400	426	436	447	112%	102
	利用量	6,549	6,856	7,020	7,183	110%	
前橋	利用者数	99	102	105	108	109%	23
	利用量	2,139	2,132	2,195	2,257	106%	
高崎・安中	利用者数	99	102	103	104	105%	22
	利用量	1,638	1,704	1,724	1,744	106%	
渋川	利用者数	27	27	27	27	100%	3
	利用量	487	450	450	450	92%	
藤岡	利用者数	8	10	9	8	100%	2
	利用量	87	109	98	87	100%	
富岡	利用者数	5	5	5	4	80%	1
	利用量	46	53	53	42	91%	
吾妻	利用者数	13	13	13	14	108%	4
	利用量	92	109	109	109	118%	
沼田	利用者数	20	22	22	23	115%	3
	利用量	157	197	197	207	132%	
伊勢崎	利用者数	43	46	48	50	116%	14
	利用量	691	734	760	786	114%	
桐生	利用者数	32	37	37	37	116%	19
	利用量	506	533	527	522	103%	
太田・館林	利用者数	54	62	67	72	133%	11
	利用量	706	835	907	979	139%	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用時間の見込み(時間/月)
 ※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

【確保のための方策】

訪問系サービスは、障害のある人の地域生活を支える重要なサービスです。地域で生活する障害のある人の増加に伴って、訪問系サービスは量的にも質的にもさらにニーズが高まることが見込まれています。

今後、増加することが見込まれる重い障害のある人に適切な対応ができるよう、たんの吸引等の医療的ケアに対応できる人材を養成し、重度訪問介護や医療的ケアを提供できる事業者の確保を図ります。

また、視覚障害のある人に対する同行援護や行動に困難を有する知的障害や精神障害のある人に対する行動援護の円滑な実施を促進するため、従業者の養成にも積極的に取り組みます。

(3) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所）

①生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【現状と課題】

日中活動の中で利用者が最も多い生活介護の利用量は県全体で緩やかに増加しています。供給体制は県全体では充足していますが、圏域によって事業所数や定員に偏りが大きく、供給体制のバランスが課題です。

自立訓練（機能訓練）は、利用者数・利用量が7割程度に減少しています。対象者が少ないサービスであることや専門的な技能が必要であることから、県内に事業所が少なく、遠距離のため利用を控えるなどの潜在的な利用希望の把握が課題です。

自立訓練（生活訓練）も、4年間で利用者数・利用量が7割程度に減少していますが、圏域によって供給体制に大きな違いがあります。

○生活介護の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	4,283	4,502	219	105%	185	5,655
	利用量	84,881	94,323	9,442	111%		
前橋	利用者数	635	645	10	102%	30	908
	利用量	12,917	13,776	859	107%		
高崎・安中	利用者数	868	900	32	104%	40	1,129
	利用量	17,265	18,755	1,490	109%		
渋川	利用者数	265	294	29	111%	19	825
	利用量	5,314	6,361	1,047	120%		
藤岡	利用者数	169	175	6	104%	9	181
	利用量	3,365	3,757	392	112%		
富岡	利用者数	184	198	14	108%	7	180
	利用量	3,703	4,220	517	114%		
吾妻	利用者数	185	191	6	103%	6	226
	利用量	3,774	4,137	363	110%		
沼田	利用者数	209	231	22	111%	8	183
	利用量	4,260	4,820	560	113%		
伊勢崎	利用者数	442	463	21	105%	17	484
	利用量	8,646	9,551	905	110%		
桐生	利用者数	472	500	28	106%	23	705
	利用量	9,360	10,274	914	110%		
太田・館林	利用者数	854	905	51	106%	26	834
	利用量	16,277	18,672	2,395	115%		

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数（人／月）。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数（人日／月）
 ※供給体制は、いわゆる都民施設（詳細は96頁参照）の事業所数及び定員を除く。

○自立訓練の利用実績と供給体制

サービス	圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
			H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
機能訓練	県全体	利用者数 利用量	27 344	18 244	▲ 9 ▲ 100	67% 71%	3	70
	前橋	利用者数 利用量	4 34	7 62	3 28	175% 182%	1	30
	高崎・安中	利用者数 利用量	4 75	1 5	▲ 3 ▲ 70	25% 7%	0	0
	渋川	利用者数 利用量	1 20	0 0	▲ 1 ▲ 20	0% 0%	0	0
	藤岡	利用者数 利用量	1 1	3 66	2 65	300% 6600%	0	0
	富岡	利用者数 利用量	1 20	1 16	0 ▲ 4	100% 80%	0	0
	吾妻	利用者数 利用量	0 0	0 0	0 0	- -	0	0
	沼田	利用者数 利用量	0 0	0 0	0 0	- -	0	0
	伊勢崎	利用者数 利用量	11 138	4 59	▲ 7 ▲ 79	36% 43%	1	20
	桐生	利用者数 利用量	4 45	0 0	▲ 4 ▲ 45	0% 0%	0	0
	太田・館林	利用者数 利用量	1 11	2 36	1 25	200% 327%	1	20
生活訓練	県全体	利用者数 利用量	150 2,265	106 1,759	▲ 44 ▲ 506	71% 78%	14	187
	前橋	利用者数 利用量	14 222	20 302	6 80	143% 136%	2	28
	高崎・安中	利用者数 利用量	55 800	22 353	▲ 33 ▲ 447	40% 44%	6	78
	渋川	利用者数 利用量	6 101	6 117	0 16	100% 116%	1	20
	藤岡	利用者数 利用量	9 125	13 282	4 157	144% 226%	0	0
	富岡	利用者数 利用量	3 58	0 0	▲ 3 ▲ 58	0% 0%	0	0
	吾妻	利用者数 利用量	3 65	5 95	2 30	167% 146%	1	10
	沼田	利用者数 利用量	20 274	18 275	▲ 2 1	90% 100%	1	10
	伊勢崎	利用者数 利用量	13 137	10 158	▲ 3 21	77% 115%	3	41
	桐生	利用者数 利用量	3 45	3 51	0 6	100% 113%	0	0
	太田・館林	利用者数 利用量	24 438	9 126	▲ 15 ▲ 312	38% 29%	0	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数(人日/月)
 ※供給体制は、いわゆる都民施設(詳細は96頁参照)の事業所数及び定員を除く。

【必要量見込み】

生活介護のサービス必要量は、今後も緩やかに増加する見込みとなっています。特に沼田、太田・館林圏域では大幅な定員不足が見込まれることから、事業所の整備が必要な状況です。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、潜在的なニーズを踏まえ、利用者が増加することが見込まれています。

○生活介護の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)			R8年度 定員過不足 (試算)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員	供給量	
県全体	利用者数	4,502	4,675	4,732	4,795	107%	195	5,861	128,942	1,361
	利用量	94,323	96,352	97,620	99,007	105%				
前橋	利用者数	645	650	655	660	102%	31	928	20,416	301
	利用量	13,776	13,500	13,650	13,800	100%				
高崎・安中	利用者数	900	916	922	928	103%	42	1,177	25,894	319
	利用量	18,755	18,645	18,764	18,884	101%				
渋川	利用者数	294	293	296	299	102%	19	825	18,150	541
	利用量	6,361	6,113	6,179	6,246	98%				
藤岡	利用者数	175	178	178	180	103%	10	191	4,202	16
	利用量	3,757	3,808	3,808	3,852	103%				
富岡	利用者数	198	200	202	205	104%	7	180	3,960	▲ 15
	利用量	4,220	4,190	4,232	4,294	102%				
吾妻	利用者数	191	200	203	206	108%	6	226	4,972	21
	利用量	4,137	4,379	4,446	4,512	109%				
沼田	利用者数	231	243	244	245	106%	8	183	4,026	▲ 50
	利用量	4,820	5,080	5,105	5,126	106%				
伊勢崎	利用者数	463	486	494	503	109%	17	494	10,868	14
	利用量	9,551	10,118	10,326	10,557	111%				
桐生	利用者数	500	522	529	538	108%	24	725	15,950	245
	利用量	10,274	10,250	10,392	10,567	103%				
太田・館林	利用者数	905	987	1,009	1,031	114%	31	932	20,504	▲ 30
	利用量	18,672	20,269	20,718	21,169	113%				

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数の見込み(人日/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

※定員過不足は、定員1人当たりの1ヶ月間のサービス供給量を22日として令和5年9月の供給量を算出し、令和8年度の利用量見込みと比較して試算したもの

※供給体制は、いわゆる都民施設(詳細は96頁参照)の事業所数及び定員を除く。

○自立訓練の必要量見込みと供給体制

サービス	圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)	
				R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員
機能訓練	県全体	利用者数	18	27	30	31	172%	3	70
		利用量	244	459	523	554	227%		
	前橋	利用者数	7	7	7	7	100%	1	30
		利用量	62	90	90	90	145%		
	高崎・安中	利用者数	1	2	2	2	200%	0	0
		利用量	5	31	31	31	620%		
	渋川	利用者数	0	1	1	1	-	0	0
		利用量	0	14	14	14	-		
	藤岡	利用者数	3	4	4	4	133%	0	0
		利用量	66	88	88	88	133%		
	富岡	利用者数	1	1	1	1	100%	0	0
		利用量	16	20	20	20	125%		
	吾妻	利用者数	0	0	0	0	-	0	0
		利用量	0	0	0	0	-		
	沼田	利用者数	0	0	0	0	-	0	0
		利用量	0	0	0	0	-		
	伊勢崎	利用者数	4	7	8	9	225%	1	20
		利用量	59	127	155	186	315%		
	桐生	利用者数	0	1	1	1	-	0	0
		利用量	0	17	17	17	-		
	太田・館林	利用者数	2	4	6	6	300%	1	20
		利用量	36	72	108	108	300%		
生活訓練	県全体	利用者数	106	137	149	153	144%	15	207
		利用量	1,759	2,407	2,624	2,706	154%		
	前橋	利用者数	20	22	24	24	120%	2	28
		利用量	302	332	362	362	120%		
	高崎・安中	利用者数	22	28	28	29	132%	7	98
		利用量	353	498	498	520	147%		
	渋川	利用者数	6	13	15	15	250%	1	20
		利用量	117	237	272	272	232%		
	藤岡	利用者数	13	16	17	17	131%	0	0
		利用量	282	341	362	362	128%		
	富岡	利用者数	0	1	1	1	-	0	0
		利用量	0	22	22	22	-		
	吾妻	利用者数	5	5	3	4	80%	1	10
		利用量	95	112	66	89	94%		
	沼田	利用者数	18	21	22	21	114%	1	10
		利用量	275	291	304	288	105%		
	伊勢崎	利用者数	10	11	11	11	110%	3	41
		利用量	158	226	253	253	160%		
	桐生	利用者数	3	3	4	4	133%	0	0
		利用量	51	48	64	64	125%		
	太田・館林	利用者数	9	17	24	27	300%	0	0
		利用量	126	300	421	474	376%		

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数の見込み(人日/月)
 ※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

【確保のための方策】

地域生活へ移行する障害のある人は今後も増加することが見込まれることから、「日中活動の場」として生活介護等の充実を進めていく必要があります。生活介護は、県全体では供給体制が充足していますが、圏域間のバランスを考慮しつつ整備を進めていきます。

また、自立訓練については、より身近な地域でサービスを利用できるよう、共生型サービスを積極的に活用するなどして供給体制の確保を図っていきます。

②就労選択支援、就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・就労定着支援

【現状と課題】

企業等へ就職(一般就労)するための訓練等を行う就労移行支援を利用する人は減少し、就労継続支援を利用する人は年々増加しています。

就労移行支援は圏域によって利用状況に差があり、藤岡圏域では利用者が大きく増加しているのに対して、高崎・安中、富岡、吾妻、伊勢崎、桐生、太田・館林圏域では、利用者が大きく減少しています。利用者が減少している圏域においては、就労ニーズが増大している精神障害のある人に対応した事業所を整備するなどの検討が求められます。

就労継続支援(A型)は、事業所数の増加とともに利用者が増加しています。就労系サービスの中で利用者が最も多い就労継続支援(B型)は、県内で約 4,000 人が利用しており、利用量は約 4 割増加しています。特に藤岡、吾妻、伊勢崎、太田・館林圏域で利用量の増加が顕著です。

平成 30 年度に創設された就労定着支援は、本人との面談や企業訪問等を通して、一般就労した障害のある人の就労及び社会生活に関する悩みや課題等に対応し、安心して働き続けることができるよう支援するサービスです。令和4年度末現在で 97 人が利用していますが、圏域によって利用状況に差があります。

○就労移行支援の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	492	385	▲ 107	78%	39	425
	利用量	8,045	6,793	▲ 1,252	84%		
前橋	利用者数	80	76	▲ 4	95%	9	90
	利用量	1,352	1,388	36	103%		
高崎・安中	利用者数	151	118	▲ 33	78%	14	174
	利用量	2,505	1,965	▲ 540	78%		
渋川	利用者数	22	24	2	109%	1	6
	利用量	355	418	63	118%		
藤岡	利用者数	10	17	7	170%	0	0
	利用量	172	273	101	159%		
富岡	利用者数	25	17	▲ 8	68%	2	26
	利用量	393	294	▲ 99	75%		
吾妻	利用者数	18	5	▲ 13	28%	1	10
	利用量	304	107	▲ 197	35%		
沼田	利用者数	13	14	1	108%	2	12
	利用量	227	262	35	115%		
伊勢崎	利用者数	65	43	▲ 22	66%	2	22
	利用量	929	804	▲ 125	87%		
桐生	利用者数	41	18	▲ 23	44%	3	33
	利用量	735	342	▲ 393	47%		
太田・館林	利用者数	67	53	▲ 14	79%	5	52
	利用量	1,073	940	▲ 133	88%		

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数(人日/月)

○就労継続支援の利用実績と供給体制

サービス	圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
			H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
就労継続支援A型	県全体	利用者数 利用量	591 11,316	845 16,759	254 5,443	143% 148%	48	859
	前橋	利用者数 利用量	111 2,043	123 2,334	12 291	111% 114%	5	90
	高崎・安中	利用者数 利用量	133 2,541	207 4,256	74 1,715	156% 167%	11	210
	渋川	利用者数 利用量	47 953	46 964	▲ 1 11	98% 101%	2	40
	藤岡	利用者数 利用量	34 624	25 503	▲ 9 ▲ 121	74% 81%	1	24
	富岡	利用者数 利用量	5 76	20 391	15 315	400% 514%	1	30
	吾妻	利用者数 利用量	9 192	25 489	16 297	278% 255%	1	15
	沼田	利用者数 利用量	12 212	12 238	0 26	100% 112%	1	20
	伊勢崎	利用者数 利用量	53 1,054	71 1,453	18 399	134% 138%	5	70
	桐生	利用者数 利用量	56 1,050	87 1,657	31 607	155% 158%	4	60
	太田・館林	利用者数 利用量	131 2,571	229 4,474	98 1,903	175% 174%	17	300
就労継続支援B型	県全体	利用者数 利用量	2,958 51,694	3,973 73,136	1,015 21,442	134% 141%	201	4,025
	前橋	利用者数 利用量	588 10,322	713 13,115	125 2,793	121% 127%	36	719
	高崎・安中	利用者数 利用量	679 11,737	905 16,549	226 4,812	133% 141%	48	977
	渋川	利用者数 利用量	257 4,633	290 5,410	33 777	113% 117%	16	360
	藤岡	利用者数 利用量	114 2,019	177 3,413	63 1,394	155% 169%	8	160
	富岡	利用者数 利用量	88 1,565	115 2,142	27 577	131% 137%	6	92
	吾妻	利用者数 利用量	73 1,347	103 2,042	30 695	141% 152%	4	53
	沼田	利用者数 利用量	145 2,538	186 3,384	41 846	128% 133%	8	141
	伊勢崎	利用者数 利用量	356 5,854	542 9,466	186 3,612	152% 162%	30	615
	桐生	利用者数 利用量	283 5,140	349 6,517	66 1,377	123% 127%	19	384
	太田・館林	利用者数 利用量	375 6,539	593 11,098	218 4,559	158% 170%	26	524

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数(人日/月)

○就労定着支援の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制 (R5.3)
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	47	97	50	206%	18
前橋	利用者数	4	24	20	600%	3
高崎・安中	利用者数	9	25	16	278%	9
渋川	利用者数	1	7	6	700%	1
藤岡	利用者数	2	2	0	100%	0
富岡	利用者数	6	8	2	133%	1
吾妻	利用者数	0	5	5	－	1
沼田	利用者数	7	7	0	100%	1
伊勢崎	利用者数	8	8	0	100%	1
桐生	利用者数	5	7	2	140%	1
太田・館林	利用者数	5	4	▲ 1	80%	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)

【必要量見込み】

新たなサービスである就労選択支援は令和7年度に創設される予定であり、初年度から一定の必要量が見込まれています。

また、今後も一般就労を希望する障害のある人は増加することが予想されることから、就労移行支援や就労継続支援(A型)のサービス必要量は増加する見込みとなっています。事業所がない圏域や少ない圏域では、利用を希望する人に対応できるよう、事業所を整備していくことが必要です。

就労継続支援(B型)は、今後も利用者は増加するものの、圏域によって増加割合は異なります。令和8年度には、5圏域で事業所の整備が必要な状況です。就労定着支援は、今後も利用者は増加することが予想され、令和8年度には128人の利用を見込んでいます。

○就労選択支援の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	－	－	370	543	－	－
前橋	利用者数	－	－	54	106	－	－
高崎・安中	利用者数	－	－	114	215	－	－
渋川	利用者数	－	－	31	31	－	－
藤岡	利用者数	－	－	13	13	－	－
富岡	利用者数	－	－	12	13	－	－
吾妻	利用者数	－	－	14	14	－	－
沼田	利用者数	－	－	7	8	－	－
伊勢崎	利用者数	－	－	9	19	－	－
桐生	利用者数	－	－	20	21	－	－
太田・館林	利用者数	－	－	96	103	－	－

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人／月)

○就労移行支援の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)			R8年度 定員過不足 (試算)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員	供給量	
県全体	利用者数	385	429	462	476	124%	40	479	10,538	93
	利用量	6,793	7,652	8,246	8,493	125%				
前橋	利用者数	76	83	87	91	120%	9	104	2,288	26
	利用量	1,388	1,560	1,636	1,711	123%				
高崎・安中	利用者数	118	117	119	120	102%	16	234	5,148	142
	利用量	1,965	1,978	2,007	2,022	103%				
渋川	利用者数	24	31	35	36	150%	1	6	132	▲ 22
	利用量	418	534	603	620	148%				
藤岡	利用者数	17	18	19	19	112%	0	0	0	▲ 14
	利用量	273	290	306	306	112%				
富岡	利用者数	17	19	18	18	106%	2	26	572	11
	利用量	294	342	324	324	110%				
吾妻	利用者数	5	8	12	13	260%	1	10	220	▲ 3
	利用量	107	178	260	280	262%				
沼田	利用者数	14	20	19	20	144%	2	12	264	▲ 4
	利用量	262	346	324	343	131%				
伊勢崎	利用者数	43	43	43	43	100%	2	12	264	▲ 29
	利用量	804	851	875	901	112%				
桐生	利用者数	18	24	29	28	156%	3	33	726	13
	利用量	342	414	490	443	130%				
太田・館林	利用者数	53	66	81	88	166%	4	42	924	▲ 28
	利用量	940	1,159	1,421	1,543	164%				

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人／月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数の見込み(人日／月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

※定員過不足は、定員1人当たりの1ヶ月間のサービス供給量を22日として令和5年9月の供給量を算出し、令和8年度の利用量見込みと比較して試算したもの

○就労継続支援の必要量見込みと供給体制

サービス	圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)			R8年度 定員過不足 (試算)
				R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員	供給量	
就労継続支援A型	県全体	利用者数 利用量	845 16,759	938 18,530	1,005 19,895	1,081 21,427	128% 128%	48	854	18,788	▲ 120
	前橋	利用者数 利用量	123 2,334	128 2,470	133 2,567	138 2,663	112% 114%	5	90	1,980	▲ 31
	高崎・安中	利用者数 利用量	207 4,256	230 4,506	231 4,526	233 4,567	113% 107%	11	200	4,400	▲ 8
	渋川	利用者数 利用量	46 964	51 1,068	52 1,087	53 1,107	115% 115%	2	40	880	▲ 10
	藤岡	利用者数 利用量	25 503	27 556	28 576	29 597	116% 119%	1	24	528	▲ 3
	富岡	利用者数 利用量	20 391	26 502	31 597	38 732	190% 187%	1	40	880	7
	吾妻	利用者数 利用量	25 489	25 512	31 646	36 753	144% 154%	1	15	330	▲ 19
	沼田	利用者数 利用量	12 238	11 220	11 220	11 220	92% 92%	1	20	440	10
	伊勢崎	利用者数 利用量	71 1,453	92 1,898	105 2,176	120 2,498	169% 172%	5	70	1,540	▲ 44
	桐生	利用者数 利用量	87 1,657	100 1,895	105 1,991	113 2,144	130% 129%	4	60	1,320	▲ 37
	太田・館林	利用者数 利用量	229 4,474	248 4,903	278 5,509	310 6,146	135% 137%	17	295	6,490	16
就労継続支援B型	県全体	利用者数 利用量	3,973 73,136	4,366 79,519	4,599 83,791	4,838 88,168	122% 121%	203	4,078	89,716	70
	前橋	利用者数 利用量	713 13,115	733 13,414	753 13,780	768 14,054	108% 107%	36	725	15,950	86
	高崎・安中	利用者数 利用量	905 16,549	1,035 18,454	1,087 19,387	1,138 20,303	126% 123%	48	990	21,780	67
	渋川	利用者数 利用量	290 5,410	293 5,381	299 5,495	305 5,610	105% 104%	16	354	7,788	99
	藤岡	利用者数 利用量	177 3,413	183 3,194	189 3,297	195 3,404	110% 100%	8	160	3,520	5
	富岡	利用者数 利用量	115 2,142	120 2,256	125 2,350	129 2,425	112% 113%	6	92	2,024	▲ 18
	吾妻	利用者数 利用量	103 2,042	112 2,324	119 2,466	122 2,533	118% 124%	4	53	1,166	▲ 62
	沼田	利用者数 利用量	186 3,384	196 3,680	200 3,754	203 3,809	109% 113%	8	141	3,102	▲ 32
	伊勢崎	利用者数 利用量	542 9,466	669 11,771	738 13,043	817 14,507	151% 153%	31	635	13,970	▲ 24
	桐生	利用者数 利用量	349 6,517	370 6,667	382 6,875	400 7,177	115% 110%	19	384	8,448	58
	太田・館林	利用者数 利用量	593 11,098	655 12,378	707 13,344	761 14,346	128% 129%	27	544	11,968	▲ 108

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数の見込み(人日/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

※定員過不足は、定員1人当たりの1ヶ月間のサービス供給量を22日として令和5年9月の供給量を算出し、令和8年度の
利用量見込みと比較して試算したもの

○就労定着支援の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	97	109	117	128	132%	20
前橋	利用者数	24	26	28	32	133%	3
高崎・安中	利用者数	25	28	29	30	120%	10
渋川	利用者数	7	7	7	8	114%	1
藤岡	利用者数	2	3	4	4	200%	0
富岡	利用者数	8	11	11	12	150%	1
吾妻	利用者数	5	8	9	10	200%	1
沼田	利用者数	7	7	6	6	86%	1
伊勢崎	利用者数	8	8	8	8	100%	1
桐生	利用者数	7	7	8	9	129%	2
太田・館林	利用者数	4	4	7	9	225%	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人／月)

【確保のための方策】

就労選択支援は、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援できるよう体制の整備に努めます。

就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援については、いずれのサービスも増加することが見込まれています。こうしたニーズに適切に対応できるよう、供給体制の充実を進めていきます。

就労移行支援、就労定着支援は、事業所の不足が見込まれる圏域に対し、必要な情報把握と情報の提供を行い、市町村と連携を密にして事業所の確保に取り組んでいきます。

また、就労継続支援(A型・B型)は、令和8年度までに事業所の不足が見込まれる圏域で事業所の整備を進めていきます。

③療養介護・短期入所

【現状と課題】

重症心身障害のある人や医療的ケアの必要な人が利用する療養介護は、利用者がほぼ横ばいの状況です。近年、医療を必要とする利用者の重度化・高齢化が進んでおり、専門性を持つ職員の確保が課題となっています。

緊急時の対応や親なき後を見据えた体験の機会を提供する短期入所は、障害のある人の地域生活を支えるうえで不可欠なサービスですが、4年間で利用者が減少しています。利用ニーズが休日等に集中しやすいことや、利用を希望する施設が限定されやすいことから、不足感が強く、供給体制だけでなく利用方法の検討が課題です。

○療養介護の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	323	335	12	104%	6	513
前橋	利用者数	47	48	1	102%	0	0
高崎・安中	利用者数	64	64	0	100%	3	221
渋川	利用者数	23	26	3	113%	1	100
藤岡	利用者数	19	18	▲ 1	95%	0	0
富岡	利用者数	13	12	▲ 1	92%	0	0
吾妻	利用者数	13	15	2	115%	0	0
沼田	利用者数	21	19	▲ 2	90%	0	0
伊勢崎	利用者数	28	29	1	104%	0	0
桐生	利用者数	42	44	2	105%	2	192
太田・館林	利用者数	53	60	7	113%	0	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)

※定員は医療型児童入所支援と合わせた定員数

○短期入所の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数 利用量	477 3,275	440 3,162	▲ 37 ▲ 113	92% 97%	113	329
前橋	利用者数 利用量	71 319	112 673	41 354	158% 211%	17	51
高崎・安中	利用者数 利用量	113 810	116 733	3 ▲ 77	103% 90%	24	71
渋川	利用者数 利用量	37 288	34 297	▲ 3 9	92% 103%	16	34
藤岡	利用者数 利用量	12 87	7 46	▲ 5 ▲ 41	58% 53%	2	6
富岡	利用者数 利用量	17 102	24 196	7 94	141% 192%	2	6
吾妻	利用者数 利用量	6 57	4 42	▲ 2 ▲ 15	67% 74%	3	8
沼田	利用者数 利用量	11 104	27 311	16 207	245% 299%	4	16
伊勢崎	利用者数 利用量	50 347	40 191	▲ 10 ▲ 156	80% 55%	12	38
桐生	利用者数 利用量	80 545	21 197	▲ 59 ▲ 348	26% 36%	13	37
太田・館林	利用者数 利用量	80 616	55 476	▲ 25 ▲ 140	69% 77%	20	62

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数(人日／月)

※供給体制は空床型を含まない数字

【必要量見込み】

療養介護の利用者は緩やかに増加する見込みです。圏域ごとの大きな差はありません。

短期入所は、障害のある人の高齢化や親なき後の支援の観点から、利用者は増加する見込みです。体験利用など、より幅広いニーズが予想されることから、利用量は4割以上伸びる見込みとなっています。

○療養介護の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)	
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	335	345	346	346	103%	6	513
前橋	利用者数	48	49	49	49	102%	0	0
高崎・安中	利用者数	64	65	65	65	102%	3	221
渋川	利用者数	26	27	27	27	104%	1	100
藤岡	利用者数	18	18	18	18	100%	0	0
富岡	利用者数	12	13	13	13	108%	0	0
吾妻	利用者数	15	15	15	15	100%	0	0
沼田	利用者数	19	19	19	19	100%	0	0
伊勢崎	利用者数	29	29	29	29	100%	0	0
桐生	利用者数	44	45	46	45	102%	2	192
太田・館林	利用者数	60	65	65	66	110%	0	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人／月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

※定員は医療型児童入所支援と合わせた定員数

○短期入所の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)			R8年度 定員過不足 (試算)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員	供給量	
県全体	利用者数	440	531	570	613	139%	126	377	11,310	224
	利用量	3,162	3,766	4,157	4,599	145%				
前橋	利用者数	112	125	130	135	121%	19	70	2,100	44
	利用量	673	713	744	775	115%				
高崎・安中	利用者数	116	132	135	138	119%	24	80	2,400	50
	利用量	733	872	889	905	123%				
渋川	利用者数	34	47	50	53	156%	17	36	1,080	21
	利用量	297	366	401	436	147%				
藤岡	利用者数	7	9	11	11	157%	3	8	240	6
	利用量	46	61	73	73	159%				
富岡	利用者数	24	25	25	27	113%	2	6	180	▲ 1
	利用量	196	196	196	212	108%				
吾妻	利用者数	4	7	8	8	200%	3	8	240	4
	利用量	42	94	134	121	289%				
沼田	利用者数	27	30	29	29	107%	4	16	480	5
	利用量	311	321	315	315	101%				
伊勢崎	利用者数	40	48	54	64	160%	13	36	1,080	18
	利用量	191	267	358	544	285%				
桐生	利用者数	21	36	41	46	219%	14	38	1,140	24
	利用量	197	328	381	435	221%				
太田・館林	利用者数	55	72	87	102	185%	27	79	2,370	53
	利用量	476	547	665	782	164%				

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数の見込み(人日/月)
※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合
※定員過不足は、定員1人当たりの1ヶ月間のサービス供給量を30日として令和5年9月の供給量を算出し、令和8年度の
利用量見込みと比較して試算したもの
※供給体制は空床型を含まない数字

【確保のための方策】

療養介護は、県内全体での供給体制は充足している状況です。医療機関において提供されるサービスであることから、医療と福祉の連携をより一層強化し、サービスの質の確保を図っていくことが必要です。

短期入所は、地域で暮らす障害のある人の増加に伴い、利用ニーズはさらに高まることが予想されることから、円滑な利用方法の検討を行っていきます。また、医療型短期入所については県内に8施設と少ないことから、設備整備費助成等により充実に取り組んでいきます。

県では、重症心身障害のある人等が安心して利用できるよう、圏域における課題の抽出や社会資源の開発を推進するよう支援していきます。

(4) 居住支援系サービス(共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援、 宿泊型自立訓練、自立生活援助)

【現状と課題】

地域生活への移行が進む中、共同生活援助(グループホーム)の利用者は4年間で約5割増加し、県内で約3,000人が利用しています。圏域によっては利用実績と供給体制に開きがあり、自宅のある圏域から離れた圏域で生活している利用者が多いことがうかがえます。

共同生活援助(グループホーム)は地域での生活を希望する人の居住の場として重要な役割を担っているため、潜在的ニーズや不足感があり、また、供給体制の差が大きいことから、圏域間のバランスのとれた事業所の整備が課題です。

施設入所支援は、在宅で生活する障害のある人が増加する中、県全体では入所者が減少していますが、一部の圏域では待機者も多く、入所者が増加している圏域も見られます。

宿泊型自立訓練は、共同生活援助(グループホーム)の整備が進む中、自立訓練を利用しないで地域生活に移行する人が増えており、4年間で利用者は約5割減少しています。

自立生活援助は、令和4年度末時点では、県全体で5事業所となっています。障害者の地域生活への移行が進む中、サービスを提供できる事業所数を確保するためにも、引き続き、全県的な事業所整備を図っていくことが課題です。

○共同生活援助(グループホーム)の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	2,016	2,974	958	148%	213	3,727
前橋	利用者数	342	483	141	141%	44	747
高崎・安中	利用者数	441	675	234	153%	56	851
渋川	利用者数	134	198	64	148%	19	527
藤岡	利用者数	75	141	66	188%	8	92
富岡	利用者数	104	139	35	134%	5	135
吾妻	利用者数	89	106	17	119%	3	22
沼田	利用者数	129	176	47	136%	5	61
伊勢崎	利用者数	201	310	109	154%	26	439
桐生	利用者数	144	227	83	158%	15	283
太田・館林	利用者数	357	519	162	145%	32	570

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)

○施設入所支援の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	2,458	2,347	▲ 111	95%	48	2,574
前橋	利用者数	356	321	▲ 35	90%	6	297
高崎・安中	利用者数	477	417	▲ 60	87%	10	444
渋川	利用者数	189	194	5	103%	11	633
藤岡	利用者数	104	101	▲ 3	97%	1	50
富岡	利用者数	116	117	1	101%	2	75
吾妻	利用者数	134	131	▲ 3	98%	2	183
沼田	利用者数	153	142	▲ 11	93%	1	50
伊勢崎	利用者数	258	247	▲ 11	96%	2	190
桐生	利用者数	248	245	▲ 3	99%	8	380
太田・館林	利用者数	423	432	9	102%	5	272

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)

※供給体制は、いわゆる都民施設(詳細は 96 頁参照)の事業所数及び定員を除く。

○宿泊型自立訓練の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	77	37	▲ 40	48%	3	60
前橋	利用者数	13	8	▲ 5	62%	0	0
高崎・安中	利用者数	18	7	▲ 11	39%	1	20
渋川	利用者数	11	5	▲ 6	45%	1	20
藤岡	利用者数	4	5	1	125%	0	0
富岡	利用者数	1	0	▲ 1	0%	0	0
吾妻	利用者数	1	1	0	100%	0	0
沼田	利用者数	6	3	▲ 3	50%	0	0
伊勢崎	利用者数	7	1	▲ 6	14%	1	20
桐生	利用者数	4	2	▲ 2	50%	0	0
太田・館林	利用者数	12	5	▲ 7	42%	0	0

※宿泊型自立訓練は居住を伴うサービスのため、居住支援系サービスに位置づけています。

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)

○自立生活援助の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	0	11	11	-	5
前橋	利用者数	0	0	0	-	0
高崎・安中	利用者数	0	0	0	-	0
渋川	利用者数	0	9	9	-	2
藤岡	利用者数	0	0	0	-	0
富岡	利用者数	0	0	0	-	0
吾妻	利用者数	0	0	0	-	0
沼田	利用者数	0	0	0	-	1
伊勢崎	利用者数	0	0	0	-	0
桐生	利用者数	0	2	2	-	2
太田・館林	利用者数	0	0	0	-	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)

【必要量見込み】

共同生活援助(グループホーム)は、今後も引き続き、利用者の増加が見込まれています。令和8年度の必要量見込みに対し、県全体では定員が充足していると思込されるものの、不足する圏域もあることから、圏域間でバランスのとれた共同生活援助(グループホーム)の整備を進めていく必要があります。

施設入所支援は令和8年度までに約4%減少する見込みです。待機者の動向を見ながら、真に施設入所支援が必要な人が適切に利用できるよう定員数を調整していく必要があります。

宿泊型自立訓練については、潜在的なニーズを踏まえ、利用者の増加が見込まれていますが、県全体では供給体制に大きな不足はない状況です。

自立生活援助は、現状、サービス同様の支援を各圏域の相談支援事業所などが担っており、地域移行の推進に伴い、市町村協議会の中でもサービスの必要性について検討されるなど、潜在的なニーズを踏まえ、必要量を見込んでいます。

○共同生活援助(グループホーム)の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)		R8年度 定員過不足 (試算)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員	
県全体	利用者数	2,974	3,303	3,498	3,704	125%	221	4,076	372
前橋	利用者数	483	519	555	591	122%	45	781	190
高崎・安中	利用者数	675	793	847	899	133%	55	963	64
渋川	利用者数	198	218	227	236	119%	21	505	269
藤岡	利用者数	141	150	158	167	118%	9	130	▲ 37
富岡	利用者数	139	147	153	162	117%	5	135	▲ 27
吾妻	利用者数	106	114	117	123	116%	3	27	▲ 96
沼田	利用者数	176	194	202	210	119%	5	80	▲ 130
伊勢崎	利用者数	310	372	408	447	144%	28	553	106
桐生	利用者数	227	252	265	276	122%	14	272	▲ 4
太田・館林	利用者数	519	544	566	593	114%	36	630	37

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

※定員過不足は、令和5年9月の定員と令和8年度の利用者数見込みを比較して試算したもの

○施設入所支援の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)	
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	2,347	2,334	2,305	2,259	96%	48	2,544
前橋	利用者数	321	316	310	304	95%	6	297
高崎・安中	利用者数	417	388	377	366	88%	10	444
渋川	利用者数	194	200	199	198	102%	11	613
藤岡	利用者数	101	102	102	101	100%	1	50
富岡	利用者数	117	118	117	115	98%	2	75
吾妻	利用者数	131	135	138	134	102%	2	183
沼田	利用者数	142	144	144	141	99%	1	50
伊勢崎	利用者数	247	244	242	240	97%	2	190
桐生	利用者数	245	246	241	236	96%	8	380
太田・館林	利用者数	432	441	435	424	98%	5	262

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

※供給体制は、いわゆる都民施設(詳細は 96 頁参照)の事業所数及び定員を除く。

【令和8年度までの指定障害者支援施設の必要入所定員総数】

令和5年度末の必要入所定員総数を2,534人と設定していましたが、令和5年9月現在の定員総数は2,544人と、設定に届いていません。地域生活への移行をさらに進めるとともに、引き続き入所支援が必要な人に対して施設入所支援のサービスを提供できる体制を確保するため、各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数を次のとおり設定します。

○各年度の必要入所定員総数の見込み

項 目	入所定員総数 (令和5年9月現在)	見 込 数		
		令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
必要入所定員総数	2,544人	2,534人	2,524人	2,514人

※必要入所定員総数については、県内入所施設のうち、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び東京都との協定等により定員の約9割以上が東京都民である施設(いわゆる「都民施設」)の定員は含みません。

○宿泊型自立訓練の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)	
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	37	50	53	53	143%	3	60
前橋	利用者数	8	8	8	8	100%	0	0
高崎・安中	利用者数	7	9	9	9	129%	1	20
渋川	利用者数	5	8	9	9	180%	1	20
藤岡	利用者数	5	6	7	7	140%	0	0
富岡	利用者数	0	1	1	1	-	0	0
吾妻	利用者数	1	4	1	0	0%	0	0
沼田	利用者数	3	3	3	2	67%	0	0
伊勢崎	利用者数	1	1	1	2	200%	1	20
桐生	利用者数	2	1	1	2	100%	0	0
太田・館林	利用者数	5	9	13	13	260%	0	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

○自立生活援助の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	11	27	27	32	291%	5
前橋	利用者数	0	2	2	2	－	0
高崎・安中	利用者数	0	0	1	1	－	0
渋川	利用者数	9	10	11	11	122%	2
藤岡	利用者数	0	2	2	2	－	0
富岡	利用者数	0	3	2	2	－	0
吾妻	利用者数	0	0	0	2	－	0
沼田	利用者数	0	3	2	2	－	1
伊勢崎	利用者数	0	1	1	1	－	0
桐生	利用者数	2	3	3	5	250%	2
太田・館林	利用者数	0	3	3	4	－	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

【確保のための方策】

入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する人や、親元から自立して生活する人は、今後とも増加し、こうした方々の住まいの場として、共同生活援助(グループホーム)のニーズはさらに高くなっていくことが予想されます。特に、地域への移行に併せて、今後は重い障害がある人の利用も見込まれることから、県では、圏域間のバランスを考慮しつつ、重い障害がある人にも対応した共同生活援助(グループホーム)について、積極的に整備を進めていきます。

また、共同生活援助(グループホーム)の設置に当たっては、消防法や建築基準法等の関係法令等を遵守し、利用者の安全・安心な生活の場の確保に努めるとともに、運営事業者に対して適切なサービス提供を促していきます。

施設入所支援は、日常生活の支援に加え、将来を見据えた支援を行えるよう、施設従事者の資質向上に取り組めます。

宿泊型自立訓練は、事業所が限られていることから、適切なニーズの把握と利用につなげていけるよう、相談支援従事者の資質向上に努めます。

自立生活援助は、一人暮らしを希望する障害のある人のみでなく、親なき後の支援としても有効なサービスです。利用者の希望に適切に対応できるよう、必要な情報の把握と迅速な情報提供を行います。また、市町村協議会でサービスの必要性について検討されていることを踏まえ、群馬県障害者自立支援協議会でも、引き続き、課題等の検討を行い、地域による供給体制に偏りが生じないよう、全県的な事業所整備の推進を図ります。

(5) 相談支援(計画相談支援(障害児相談支援)、地域移行支援、地域定着支援)

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して生活するうえで、本人や家族などが相談できる環境や障害福祉

サービスを利用するための情報提供、親なき後の支援など、相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。

これまで、県では、群馬県障害者自立支援協議会において、県内の相談支援体制の整備の方策について協議するとともに、アドバイザーを派遣するなど、市町村協議会と連携しながら、地域の相談支援体制の充実・強化を図ってきました。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターに対しては、センター間の情報共有や課題検討を行う場を設け、センターの充実・強化を図るよう働きかけてきました。

さらに、県では、相談支援従事者の質の向上を図るため、法定研修における講義科目・時間数の拡充やOJT実施などに取り組んできました。

計画相談支援を担う指定特定相談支援事業所の数とそこに所属する相談支援専門員数は年々増加していますが、障害福祉サービス等の利用者の増加率が相談支援専門員の増加率を上回っていることから、相談支援専門員の負担が大きくなっており、早急に対策を講じる必要があります。なお、地域移行支援や地域定着支援については、事業所は一定数確保されているものの、十分に利用されている状況とはいえません。

○相談支援の利用実績と供給体制

サービス	圏域名	区分	利用実績				供給体制 (R5.3)
			H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数
計画相談支援 (障害児相談支援含む)	県全体	利用者数	3,474	4,729	1,255	136%	143
	前橋	利用者数	644	869	225	135%	19
	高崎・安中	利用者数	855	1,078	223	126%	32
	渋川	利用者数	214	344	130	161%	11
	藤岡	利用者数	90	149	59	166%	4
	富岡	利用者数	146	164	18	112%	5
	吾妻	利用者数	101	122	21	121%	8
	沼田	利用者数	304	209	▲ 95	69%	2
	伊勢崎	利用者数	400	616	216	154%	28
	桐生	利用者数	243	355	112	146%	11
	太田・館林	利用者数	477	823	346	173%	23
地域移行支援・地域定着支援	県全体	利用者数	30	27	▲ 3	90%	45
	前橋	利用者数	9	7	▲ 2	78%	4
	高崎・安中	利用者数	3	3	0	100%	13
	渋川	利用者数	14	17	3	121%	5
	藤岡	利用者数	0	0	0	－	1
	富岡	利用者数	0	0	0	－	2
	吾妻	利用者数	0	0	0	－	1
	沼田	利用者数	1	0	▲ 1	0%	1
	伊勢崎	利用者数	3	0	▲ 3	0%	2
	桐生	利用者数	0	0	0	－	5
	太田・館林	利用者数	0	0	0	－	11

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)

【必要量見込み】

計画相談支援の必要量は、県全体では、2割以上増加する見込みです。今後も、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員を確保・育成していくことが必要です。

地域移行支援・地域定着支援は、地域移行の進展に伴い、今後、利用者の増加が見込まれるため、障害のある人のニーズに適切に対応できるよう、相談支援専門員の更なる質の向上を図るとともに、自立生活援助を効果的に組み合わせるなどして、地域生活への移行をさらに促進させていくことが求められています。

○相談支援の必要量見込みと供給体制

サービス	圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
				R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
（障害児相談支援含む） 計画相談支援	県全体	利用者数	4,729	5,217	5,489	5,824	123%	150
	前橋	利用者数	869	901	928	955	110%	22
	高崎・安中	利用者数	1,078	1,145	1,174	1,205	112%	34
	渋川	利用者数	344	387	416	453	132%	11
	藤岡	利用者数	149	184	173	184	123%	4
	富岡	利用者数	164	160	163	173	105%	5
	吾妻	利用者数	122	177	182	188	154%	8
	沼田	利用者数	209	227	228	228	109%	2
	伊勢崎	利用者数	616	683	774	882	143%	28
	桐生	利用者数	355	384	410	437	123%	11
	太田・館林	利用者数	823	969	1,041	1,119	136%	25
地域移行支援・地域定着支援	県全体	利用者数	27	70	79	93	344%	45
	前橋	利用者数	7	16	17	18	257%	5
	高崎・安中	利用者数	3	6	6	6	200%	12
	渋川	利用者数	17	26	30	32	188%	5
	藤岡	利用者数	0	2	1	3	－	1
	富岡	利用者数	0	6	6	6	－	2
	吾妻	利用者数	0	0	1	4	－	1
	沼田	利用者数	0	3	2	2	－	1
	伊勢崎	利用者数	0	0	2	2	－	2
	桐生	利用者数	0	2	2	3	－	5
	太田・館林	利用者数	0	9	12	17	－	11

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み（人／月）

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

○指定特定相談支援事業所に従事する相談支援専門員の必要数

障害保健福祉 圏域	支給決定者数		相談支援事業所の契約者数	令和4年度相談支援専門員数		令和4年度相談支援専門員一人当たりの支給決定者数		適正な業務量への配慮	令和8年度相談支援専門員数（目標値）		令和8年度（目標値） —令和4年度実績	
	令和4年度実績 (a)	令和8年度見込み (b=a×地域ごとの支給決定者数の伸び率) 県計は122% (※1)	令和8年度見込み (c=b×0.95) (※2)	実人数 (d) (※3)	常勤換算人数 (e) (※3)	実人数ベース (f=a/d)	常勤換算人数ベース (g=a/e)	一人当たりの支給決定者数の引き下げ率 (h) (※4)	実人数ベース (i=c/(f(1-h)))	常勤換算人数ベース (j=g/(g(1-h)))	実人数ベース (k=i-d)	常勤換算人数ベース (l=j-e)
前橋	3,323	3,788	3,599	49	39.9	67.8	83.3	9.8%	59	47.9	10	8.0
高崎・安中	4,917	5,802	5,512	73	59.5	67.4	82.6	9.1%	90	73.4	17	13.9
渋川	1,405	1,742	1,655	41	33.4	34.3	42.1	0.0%	48	39.3	7	5.9
藤岡	767	897	852	6	4.9	127.8	156.5	25.0%	9	7.3	3	2.4
富岡	649	740	703	12	9.8	54.1	66.2	0.0%	13	10.6	1	0.8
吾妻	589	724	688	16	13.0	36.8	45.3	0.0%	19	15.2	3	2.2
沼田	961	1,019	968	9	7.3	106.8	131.6	25.0%	12	9.8	3	2.5
伊勢崎	2,555	3,551	3,373	51	41.6	50.1	61.4	0.0%	67	54.9	16	13.3
桐生	1,658	1,923	1,827	24	19.6	69.1	84.6	11.2%	30	24.3	6	4.7
太田・館林	4,071	5,252	4,989	47	38.3	86.6	106.3	25.0%	77	62.6	30	24.3
計又は平均	20,895	25,438	24,166	328	267.3	63.7	78.2	—	424	345.3	96	78.0

※1 県計の伸び率122%は、障害福祉サービス全体の伸び率の見込み（67頁参照）と同じ。

地域ごとの支給決定者の伸び率（見込み）は、前橋圏域114%、高崎・安中圏域118%、渋川圏域124%、藤岡圏域117%、富岡圏域114%、吾妻圏域123%、沼田圏域106%、伊勢崎圏域139%、桐生圏域116%、太田・館林圏域129%。

※2 0.95は、県独自調査の結果を踏まえた令和8年度時点のセルフプラン率を5%程度と設定したことによるもの。

※3 (d)と(e)は県独自調査、厚生労働省調査により算出したもの。

※4 (h)は県独自調査で算出した、相談支援専門員が所定労働時間内で対応可能な一人当たりの契約者数（実人数61.7人、常勤換算75.1人）と現状を比較し、圏域ごとに定めた数値（※0%は現状維持）。

【確保のための方策】

障害のある人が自立した生活を送るためには、地域の相談支援体制の強化・充実が重要になります。引き続き、市町村協議会と連携するとともに、基幹相談支援センターへの支援や、未設置地域に対するセンター設置の働きかけを行うなど、地域の相談支援体制の基盤整備を支援していきます。

また、指定特定相談支援事業所に所属する相談支援専門員の確保・育成のために、障害福祉サービス等を提供している法人に対しての事業所設置等の働きかけ、相談支援従事者初任者研修の定員拡大とともに、関係者と連携した相談支援専門員の人材育成策を検討し実施します。さらに、地域移行支援や地域定着支援については、市町村協議会や基幹相談支援センターに対して好事例を共有するなど、地域移行を希望する人のサービス利用が進むように取り組みます。

(6)障害児支援 (児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、
保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援、医療型児童発達支援、
福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援)

①障害児通所支援

【現状と課題】

児童発達支援の利用者・利用量は、4年間で約2倍に増加しており、渋川、富岡、伊勢崎、桐生、太田・館林圏域で利用者の増加が顕著です。児童発達支援センターが未整備の圏域が1箇所あり、また、平成30年度から始まった居宅訪問型児童発達支援が、2事業所しか整備されていないことが課題です。

放課後等デイサービスは、4年間で利用者・利用量ともに4割以上増加しています。利用者の増加に伴って事業所も急増していることから、サービスの質の確保を図ることが求められています。また、在宅で生活する重症心身障害児や医療的ケア児に対応できる事業所を増やしていくことが課題となっています。

保育所等訪問支援は、全圏域に事業所が整備されていますが、利用者数が4年間で約3倍に増加しており、今後もほとんどの圏域で増加する見込みのため、さらなる整備が必要です。

○児童発達支援の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	900	1,738	838	193%	131	1,457
	利用量	9,780	19,730	9,950	202%		
前橋	利用者数	144	285	141	198%	23	334
	利用量	1,967	3,981	2,014	202%		
高崎・安中	利用者数	235	363	128	154%	23	283
	利用量	2,149	3,796	1,647	177%		
渋川	利用者数	53	127	74	240%	13	120
	利用量	576	1,425	849	247%		
藤岡	利用者数	25	47	22	188%	4	40
	利用量	162	362	200	223%		
富岡	利用者数	16	39	23	244%	2	30
	利用量	142	325	183	229%		
吾妻	利用者数	24	35	11	146%	1	10
	利用量	236	236	0	100%		
沼田	利用者数	45	64	19	142%	5	50
	利用量	523	723	200	138%		
伊勢崎	利用者数	101	228	127	226%	20	210
	利用量	1,539	3,219	1,680	209%		
桐生	利用者数	20	54	34	270%	10	80
	利用量	226	619	393	274%		
太田・館林	利用者数	237	496	259	209%	30	300
	利用量	2,260	5,044	2,784	223%		

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数(人日/月)

○居宅訪問型児童発達支援の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	0	0	0	－	2
	利用量	0	0	0	－	
前橋	利用者数	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	－	
高崎・安中	利用者数	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	－	
渋川	利用者数	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	－	
藤岡	利用者数	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	－	
富岡	利用者数	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	－	
吾妻	利用者数	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	－	
沼田	利用者数	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	－	
伊勢崎	利用者数	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	－	
桐生	利用者数	0	0	0	－	1
	利用量	0	0	0	－	
太田・館林	利用者数	0	0	0	－	1
	利用量	0	0	0	－	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人／月)

○放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の利用実績と供給体制

サービス	圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
			H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
放課後等 デイサービス	県全体	利用者数 利用量	2,644 39,809	3,788 59,373	1,144 19,564	143% 149%	325	3,079
	前橋	利用者数 利用量	475 7,001	656 10,518	181 3,517	138% 150%	56	595
	高崎・安中	利用者数 利用量	732 10,542	949 13,654	217 3,112	130% 130%	72	672
	渋川	利用者数 利用量	145 2,216	205 3,308	60 1,092	141% 149%	20	175
	藤岡	利用者数 利用量	87 1,381	118 1,953	31 572	136% 141%	14	111
	富岡	利用者数 利用量	90 1,360	80 1,267	▲ 10 ▲ 93	89% 93%	8	88
	吾妻	利用者数 利用量	20 268	37 540	17 272	185% 201%	2	20
	沼田	利用者数 利用量	95 1,574	159 2,416	64 842	167% 153%	11	125
	伊勢崎	利用者数 利用量	372 5,730	573 9,381	201 3,651	154% 164%	49	483
	桐生	利用者数 利用量	133 2,288	207 3,410	74 1,122	156% 149%	27	230
	太田・館林	利用者数 利用量	495 7,449	804 12,926	309 5,477	162% 174%	66	580
保育所等 訪問支援	県全体	利用者数 利用量	44 51	133 156	89 105	302% 306%	22	
	前橋	利用者数 利用量	2 2	19 20	17 18	950% 1000%	2	
	高崎・安中	利用者数 利用量	13 13	62 73	49 60	477% 562%	6	
	渋川	利用者数 利用量	0 0	7 7	7 7	- -	2	
	藤岡	利用者数 利用量	2 2	8 11	6 9	400% 550%	1	
	富岡	利用者数 利用量	5 5	9 9	4 4	180% 180%	1	
	吾妻	利用者数 利用量	4 4	4 4	0 0	100% 100%	1	
	沼田	利用者数 利用量	6 6	7 7	1 1	117% 117%	1	
	伊勢崎	利用者数 利用量	5 7	3 3	▲ 2 ▲ 4	60% 43%	2	
	桐生	利用者数 利用量	3 5	0 0	▲ 3 ▲ 5	0% 0%	1	
	太田・館林	利用者数 利用量	4 7	14 22	10 15	350% 314%	5	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数(人日/月)

【必要量見込み】

児童発達支援のサービス必要量は、8圏域で増加する見込みとなっています。圏域ごとの必要量に合わせて整備を進めていく必要があります。

居宅訪問型児童発達支援は、通所困難な子どもを対象に、居宅に訪問して児童発達支援サービスを提供するものですが、これまでに2事業所しか整備されていません。令和8年度には、県全体で6人の利用を見込んでいるため、事業者にも広く啓発し、供給体制の整備を進めていく必要があります。

放課後等デイサービスは、サービス必要量が引き続き増加する見込みです。

保育所等訪問支援は、サービス必要量が増加することが見込まれています。事業所数が少ないことから、県内全域で事業所整備が求められます。

○児童発達支援(医療型含む)の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)			R8年度 定員過不足 (試算)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員	供給量	
県全体	利用者数 利用量	1,738 19,730	2,067 23,530	2,224 25,404	2,395 27,500	138% 139%	156	1,698	37,356	448
前橋	利用者数 利用量	285 3,981	295 4,189	300 4,260	305 4,331	107% 109%	27	374	8,228	177
高崎・安中	利用者数 利用量	363 3,796	429 4,349	455 4,618	483 4,902	133% 129%	30	341	7,502	118
渋川	利用者数 利用量	127 1,425	169 1,834	180 1,948	191 2,062	150% 145%	13	125	2,750	31
藤岡	利用者数 利用量	47 362	50 385	53 408	56 431	119% 119%	4	48	1,056	28
富岡	利用者数 利用量	39 325	45 415	52 481	60 557	154% 171%	2	30	660	5
吾妻	利用者数 利用量	35 236	33 240	28 171	24 154	69% 65%	1	10	220	3
沼田	利用者数 利用量	64 723	69 773	63 699	47 531	73% 73%	5	50	1,100	26
伊勢崎	利用者数 利用量	228 3,219	319 4,536	379 5,390	452 6,421	198% 199%	22	230	5,060	▲ 62
桐生	利用者数 利用量	54 619	57 689	57 705	61 752	113% 121%	16	130	2,860	96
太田・館林	利用者数 利用量	496 5,044	601 6,120	657 6,724	716 7,359	144% 146%	36	360	7,920	26

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数の見込み(人日/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

※定員過不足は、定員1人当たりの1ヶ月間のサービス供給量を22日として令和5年9月の供給量を算出し、令和8年度の利用量見込みと比較して試算したもの

○居宅訪問型児童発達支援の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	0	5	6	6	－	2
	利用量	0	19	29	29	－	
前橋	利用者数	0	1	1	1	－	0
	利用量	0	1	1	1	－	
高崎・安中	利用者数	0	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	0	－	
渋川	利用者数	0	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	0	－	
藤岡	利用者数	0	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	0	－	
富岡	利用者数	0	1	1	1	－	0
	利用量	0	5	5	5	－	
吾妻	利用者数	0	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	0	－	
沼田	利用者数	0	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	0	－	
伊勢崎	利用者数	0	0	0	0	－	0
	利用量	0	0	0	0	－	
桐生	利用者数	0	0	0	0	－	1
	利用量	0	0	0	0	－	
太田・館林	利用者数	0	3	4	4	－	1
	利用量	0	13	23	23	－	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人／月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数の見込み(人日／月)

○放課後等デイサービスの必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)			R8年度 定員過不足 (試算)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員	供給量	
県全体	利用者数	3,788	4,327	4,591	4,867	128%	341	3,337	73,414	▲ 167
	利用量	59,373	68,221	72,550	77,088	130%				
前橋	利用者数	656	711	766	821	125%	57	615	13,530	14
	利用量	10,518	11,447	12,333	13,218	126%				
高崎・安中	利用者数	949	1,059	1,090	1,126	119%	75	750	16,500	5
	利用量	13,654	15,456	15,890	16,397	120%				
渋川	利用者数	205	248	262	276	135%	20	180	3,960	▲ 11
	利用量	3,308	3,781	3,990	4,199	127%				
藤岡	利用者数	118	130	145	158	134%	15	151	3,322	32
	利用量	1,953	2,158	2,407	2,623	134%				
富岡	利用者数	80	83	84	86	108%	8	88	1,936	28
	利用量	1,267	1,280	1,296	1,328	105%				
吾妻	利用者数	37	46	46	51	138%	3	30	660	▲ 8
	利用量	540	774	764	834	154%				
沼田	利用者数	159	161	153	146	92%	12	135	2,970	29
	利用量	2,416	2,589	2,455	2,338	97%				
伊勢崎	利用者数	573	713	787	870	152%	50	503	11,066	▲ 173
	利用量	9,381	11,912	13,302	14,877	159%				
桐生	利用者数	207	234	247	249	120%	28	235	5,170	40
	利用量	3,410	4,034	4,255	4,289	126%				
太田・館林	利用者数	804	942	1,011	1,084	135%	73	650	14,300	▲ 122
	利用量	12,926	14,790	15,858	16,985	131%				

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数の見込み(人日/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

※定員過不足は、定員1人当たりの1ヶ月間のサービス供給量を22日として令和5年9月の供給量を算出し、令和8年度の利用量見込みと比較して試算したもの

○保育所等訪問支援の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数
県全体	利用者数	133	207	227	245	184%	22
	利用量	156	240	261	278	178%	
前橋	利用者数	19	20	21	22	116%	2
	利用量	20	20	21	22	110%	
高崎・安中	利用者数	62	95	100	104	168%	6
	利用量	73	100	105	109	149%	
渋川	利用者数	7	22	26	30	429%	2
	利用量	7	22	26	30	429%	
藤岡	利用者数	8	10	13	19	238%	1
	利用量	11	16	19	25	227%	
富岡	利用者数	9	13	14	15	167%	1
	利用量	9	13	14	15	167%	
吾妻	利用者数	4	11	13	14	350%	1
	利用量	4	15	17	18	450%	
沼田	利用者数	7	9	9	9	129%	1
	利用量	7	9	9	9	129%	
伊勢崎	利用者数	3	5	5	5	167%	2
	利用量	3	6	6	6	200%	
桐生	利用者数	0	3	4	2	－	1
	利用量	0	4	5	2	－	
太田・館林	利用者数	14	19	22	25	179%	5
	利用量	22	35	39	42	191%	

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)。利用量は1ヶ月間の延べ利用日数の見込み(人日/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

【確保のための方策】

障害のある子どもに対しては、早期から障害の軽減や基本的な生活能力の習得・向上を図り、将来の社会参加へとつないでいくことが重要です。このため、市町村の乳幼児検診等における早期発見やその後の早期療育の普及など、障害のある子どもやその家族が身近な地域で相談できる体制づくりと早期発見・早期支援の取組を推進していきます。

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援は、より身近な地域で障害特性に応じた適切なサービスを受けることができるよう、事業所の職員向けに研修を実施するなど人材育成と質的向上を図るとともに、サービス必要量見込みに対応した事業所の整備を推進していきます。

②障害児入所支援

【現状と課題】

福祉型児童入所支援の利用者は減少傾向にありますが、医療型児童入所支援の利用者はや

や増加しています。定員数は両サービスとも県全体の利用者数に対し充足しています。

福祉型児童入所支援では、強度行動障害を有する児童の増加など支援の困難なケースが増加しており、専門性を持った職員の確保が課題となっています。また、医療型児童入所支援では、医療の進歩により高度な医療的ケアを必要とする利用者が増加していることから、支援体制の整備が課題となっています。

また、障害のある子どもや家族が、将来にわたって安心して生活できるイメージを持てるよう、総合的な支援体制の構築を図ることが求められています。

○福祉型児童入所支援の利用実績と供給体制

圏域名	区分	利用実績				供給体制(R5.3)	
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	94	91	▲ 3	97%	3	106
前橋	利用者数	12	13	1	108%	1	54
高崎・安中	利用者数	14	9	▲ 5	64%	0	0
渋川	利用者数	6	6	0	100%	1	12
藤岡	利用者数	2	2	0	100%	0	0
富岡	利用者数	0	0	0	-	0	0
吾妻	利用者数	2	4	2	200%	0	0
沼田	利用者数	6	4	▲ 2	67%	0	0
伊勢崎	利用者数	13	19	6	146%	0	0
桐生	利用者数	13	12	▲ 1	92%	1	40
太田・館林	利用者数	26	22	▲ 4	85%	0	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)

○医療型児童入所支援の利用実績と供給体制

圏域名	単位	利用実績				供給体制(R5.3)	
		H31.3	R5.3	増減	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	50	54	4	108%	6	513
前橋	利用者数	3	9	6	300%	0	0
高崎・安中	利用者数	8	8	0	100%	3	221
渋川	利用者数	1	1	0	100%	1	100
藤岡	利用者数	2	1	▲ 1	50%	0	0
富岡	利用者数	0	0	0	-	0	0
吾妻	利用者数	4	2	▲ 2	50%	0	0
沼田	利用者数	1	1	0	100%	0	0
伊勢崎	利用者数	10	10	0	100%	0	0
桐生	利用者数	8	7	▲ 1	88%	2	192
太田・館林	利用者数	13	15	2	115%	0	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数(人/月)

※定員は療養介護と合わせた定員数

【必要量見込み】

障害児入所支援の利用者は、微減又は微増の見込みとなっています。

○福祉型児童入所支援の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)	
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	91	83	81	84	92%	3	106
前橋	利用者数	13	13	13	13	100%	1	54
高崎・安中	利用者数	9	7	6	6	67%	0	0
渋川	利用者数	6	7	7	7	117%	1	12
藤岡	利用者数	2	1	1	1	50%	0	0
富岡	利用者数	0	1	1	1	－	0	0
吾妻	利用者数	4	1	1	1	25%	0	0
沼田	利用者数	4	3	2	2	50%	0	0
伊勢崎	利用者数	19	19	19	18	95%	0	0
桐生	利用者数	12	9	8	10	83%	1	40
太田・館林	利用者数	22	22	23	25	114%	0	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

○医療型児童入所支援の必要量見込みと供給体制

圏域名	区分	利用実績 (R5.3)	必要量見込み				供給体制 (R5.9)	
			R6年度	R7年度	R8年度	伸び率	事業所数	定員
県全体	利用者数	54	53	54	55	102%	6	513
前橋	利用者数	9	9	9	9	100%	0	0
高崎・安中	利用者数	8	9	9	9	113%	3	221
渋川	利用者数	1	3	3	3	300%	1	100
藤岡	利用者数	1	2	2	2	200%	0	0
富岡	利用者数	0	1	1	1	－	0	0
吾妻	利用者数	2	1	1	1	50%	0	0
沼田	利用者数	1	1	1	1	100%	0	0
伊勢崎	利用者数	10	10	10	10	100%	0	0
桐生	利用者数	7	5	5	5	71%	2	192
太田・館林	利用者数	15	12	13	14	93%	0	0

※利用者数は1ヶ月間の実利用者数の見込み(人/月)

※伸び率は、令和8年度の必要量の見込みを令和5年3月の実績と比較した割合

※定員は療養介護と合わせた定員数

【令和8年度までの指定障害児入所施設等の必要入所定員総数】

引き続き入所支援が必要な子どもに対して、適切にサービスを提供できる体制を確保するため、令和8年度末までの必要な指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を次のとおり設定します。

○各年度の障害児入所施設等の必要入所定員総数の見込み

項 目	入所定員総数 (令和5年9月現在)	見 込 数		
		令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
必要入所定員総数	619人	619人	619人	619人

※上記定員には療養介護の定員も含まれています。

【確保のための方策】

障害児入所支援については、今後、増加することが見込まれる重い障害のある人に適切な対応ができるよう、強度行動障害児やたんの吸引等が必要な医療的ケア児等に対応できる人材を養成していきます。

医療型児童入所支援は、重症心身障害のある子どもが安心して利用できるよう、必要なサービス等を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを各圏域に配置し、利用者に対するきめ細かい支援を行うとともに、圏域における課題の抽出や社会資源の開発を推進するよう支援していきます。また、障害のある子どもと家族が、将来にわたって安心して生活できるイメージを持てるよう、ライフステージに沿った支援体制の構築に取り組みます。

(7) サービス必要量の見込み(圏域・市町村別)

1. 訪問系サービス

圏域名・市町村名	居宅介護						重度訪問介護					
	R6年度		R7年度		R8年度		R6年度		R7年度		R8年度	
	利用者数 人/月	利用量 時間/月	利用者数 人/月	利用量 時間/月	利用者数 人/月	利用量 時間/月	利用者数 人/月	利用量 時間/月	利用者数 人/月	利用量 時間/月	利用者数 人/月	利用量 時間/月
県合計	2,174	35,591	2,226	36,373	2,281	37,184	65	16,414	72	17,724	81	19,886
前橋	304	6,749	310	6,882	316	7,015	16	4,766	17	5,064	18	5,362
前橋市	304	6,749	310	6,882	316	7,015	16	4,766	17	5,064	18	5,362
高崎・安中	560	10,784	561	10,793	562	10,802	11	3,380	12	3,680	13	3,980
高崎市	500	10,250	500	10,250	500	10,250	10	2,970	11	3,270	12	3,570
安中市	60	534	61	543	62	552	1	410	1	410	1	410
渋川	154	2,653	161	2,781	169	2,925	5	1,629	5	1,629	6	1,979
渋川市	118	1,794	121	1,839	125	1,900	4	1,380	4	1,380	4	1,380
榛東村	17	308	20	362	23	416	0	0	0	0	1	350
吉岡町	19	551	20	580	21	609	1	249	1	249	1	249
藤岡	60	746	59	734	60	746	4	543	3	407	4	543
藤岡市	58	742	57	730	58	742	4	543	3	407	4	543
上野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神流町	2	4	2	4	2	4	0	0	0	0	0	0
富岡	48	720	50	745	52	769	2	577	2	577	2	577
富岡市	41	500	43	525	45	549	1	332	1	332	1	332
下仁田町	1	60	1	60	1	60	0	0	0	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甘楽町	6	160	6	160	6	160	1	245	1	245	1	245
吾妻	54	617	57	650	60	682	0	0	1	3	1	238
中之条町	7	55	7	55	8	62	0	0	1	3	0	0
長野原町	4	24	4	24	4	24	0	0	0	0	0	0
嬬恋村	18	193	18	193	18	193	0	0	0	0	0	0
草津町	9	64	11	78	12	85	0	0	0	0	0	0
高山村	2	25	2	25	2	25	0	0	0	0	0	0
東吾妻町	14	256	15	275	16	293	0	0	0	0	1	238
沼田	81	713	80	703	80	703	1	248	2	496	3	744
沼田市	46	474	45	464	45	464	1	248	2	496	3	744
片品村	6	33	6	33	6	33	0	0	0	0	0	0
川場村	2	9	2	9	2	9	0	0	0	0	0	0
昭和村	3	24	3	24	3	24	0	0	0	0	0	0
みなかみ町	24	173	24	173	24	173	0	0	0	0	0	0
伊勢崎	281	3,623	288	3,690	295	3,755	10	3,483	10	3,531	10	3,579
伊勢崎市	223	2,788	229	2,840	235	2,891	6	2,149	6	2,197	6	2,245
玉村町	58	835	59	850	60	864	4	1,334	4	1,334	4	1,334
桐生	269	3,545	274	3,606	280	3,681	7	391	7	391	7	391
桐生市	178	2,599	180	2,628	183	2,672	4	152	4	152	4	152
みどり市	91	946	94	978	97	1,009	3	239	3	239	3	239
太田・館林	363	5,441	386	5,789	407	6,106	9	1,397	13	1,946	17	2,493
太田市	225	3,600	238	3,808	251	4,016	4	996	6	1,495	8	1,993
館林市	54	626	56	650	58	673	1	35	2	70	3	104
板倉町	8	117	10	146	10	146	0	0	0	0	0	0
明和町	6	160	7	180	8	200	1	15	1	15	1	15
千代田町	16	219	18	247	20	274	0	0	0	0	0	0
大泉町	31	431	32	445	33	459	2	336	2	336	2	336
邑楽町	23	288	25	313	27	338	1	15	2	30	3	45

圏域名・市町村名	行動援護						重度障害者等包括支援					
	R8年度		R7年度		R8年度		R6年度		R7年度		R8年度	
	利用者数 人/月	利用量 時間/月	利用者数 人/月	利用量 時間/月	利用者数 人/月	利用量 時間/月	利用者数 人/月	利用量 時間/月	利用者数 人/月	利用量 時間/月	利用者数 人/月	利用量 時間/月
県合計	138	2,882	149	3,127	164	3,445	1	50	1	50	1	50
前橋	54	850	58	925	62	1,000	0	0	0	0	0	0
前橋市	54	850	58	925	62	1,000	0	0	0	0	0	0
高崎・安中	28	525	30	568	32	611	0	0	0	0	0	0
高崎市	9	270	10	300	11	330	0	0	0	0	0	0
安中市	19	255	20	268	21	281	0	0	0	0	0	0
渋川	3	43	3	43	3	43	0	0	0	0	0	0
渋川市	2	22	2	22	2	22	0	0	0	0	0	0
榛東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉岡町	1	21	1	21	1	21	0	0	0	0	0	0
藤岡	4	87	3	65	4	87	0	0	0	0	0	0
藤岡市	4	87	3	65	4	87	0	0	0	0	0	0
上野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富岡	3	84	3	84	4	84	0	0	0	0	0	0
富岡市	2	39	2	39	2	39	0	0	0	0	0	0
下仁田町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甘楽町	1	45	1	45	1	45	0	0	0	0	0	0
吾妻	0	0	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0
中之条町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
嬬恋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
草津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東吾妻町	0	0	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0
沼田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沼田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
片品村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川場村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みなかみ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢崎	15	624	16	690	18	780	0	0	0	0	0	0
伊勢崎市	15	624	16	690	17	760	0	0	0	0	0	0
玉村町	0	0	0	0	1	20	0	0	0	0	0	0
桐生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桐生市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みどり市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太田・館林	31	669	36	752	40	824	1	50	1	50	1	50
太田市	21	504	23	552	25	600	0	0	0	0	0	0
館林市	2	25	4	50	6	74	1	50	1	50	1	50
緩倉町	1	11	2	21	2	21	0	0	0	0	0	0
明和町	3	35	3	35	3	35	0	0	0	0	0	0
千代田町	1	13	1	13	1	13	0	0	0	0	0	0
大泉町	2	51	2	51	2	51	0	0	0	0	0	0
邑楽町	1	30	1	30	1	30	0	0	0	0	0	0

2. 日中活動系サービス

圏域名・市町村名	同行援護						生活介護					
	R6年度		R7年度		R8年度		R6年度		R7年度		R8年度	
	利用者数 人/月	利用 量 時間/月	利用者数 人/月	利用 量 時間/月	利用者数 人/月	利用 量 時間/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月
県合計	426	6,856	436	7,020	447	7,183	4,675	96,352	4,732	97,620	4,795	99,007
前橋	102	2,132	105	2,195	108	2,257	650	13,500	655	13,650	660	13,800
前橋市	102	2,132	105	2,195	108	2,257	650	13,500	655	13,650	660	13,800
高崎・安中	102	1,704	103	1,724	104	1,744	916	18,645	922	18,764	928	18,884
高崎市	92	1,600	93	1,620	94	1,640	785	15,700	770	15,800	775	15,900
安中市	10	104	10	104	10	104	151	2,945	152	2,964	153	2,984
渋川	27	450	27	450	27	450	293	6,113	296	6,179	299	6,246
渋川市	22	356	22	356	22	356	213	4,345	213	4,345	213	4,345
榛東村	1	20	1	20	1	20	39	866	41	910	43	955
吉岡町	4	74	4	74	4	74	41	902	42	924	43	946
藤岡	10	109	9	98	8	87	178	3,808	178	3,808	180	3,852
藤岡市	10	109	9	98	8	87	161	3,429	161	3,429	162	3,451
上野村	0	0	0	0	0	0	6	136	6	136	6	136
神流町	0	0	0	0	0	0	11	243	11	243	12	265
富岡	5	53	5	53	4	42	200	4,190	202	4,232	205	4,294
富岡市	4	46	4	46	3	35	126	2,633	127	2,654	129	2,696
下仁田町	1	7	1	7	1	7	32	672	32	672	32	672
南牧村	0	0	0	0	0	0	6	136	6	136	6	136
甘楽町	0	0	0	0	0	0	36	749	37	770	38	790
吾妻	13	109	13	109	14	109	200	4,379	203	4,446	206	4,512
中之条町	1	3	1	3	1	3	50	1,085	50	1,085	50	1,085
長野原町	0	0	0	0	0	0	21	462	22	484	23	506
嬬恋村	0	0	0	0	0	0	33	677	33	677	33	677
草津町	12	106	12	106	12	106	26	567	27	589	28	610
高山村	0	0	0	0	0	0	15	323	15	323	15	323
東吾妻町	0	0	0	0	1	0	55	1,265	56	1,288	57	1,311
沼田	22	197	22	197	23	207	243	5,080	244	5,105	245	5,126
沼田市	16	170	16	170	17	180	153	3,152	153	3,152	153	3,152
片品村	0	0	0	0	0	0	8	178	8	178	8	178
川場村	0	0	0	0	0	0	8	153	7	134	7	134
昭和村	1	5	1	5	1	5	20	436	21	458	21	458
みなかみ町	5	22	5	22	5	22	54	1,161	55	1,183	56	1,204
伊勢崎	46	734	48	760	50	786	486	10,118	494	10,326	503	10,557
伊勢崎市	32	560	33	574	34	588	414	8,570	422	8,778	430	8,987
玉村町	14	174	15	186	16	198	72	1,548	72	1,548	73	1,570
桐生	37	533	37	527	37	522	522	10,250	529	10,392	538	10,567
桐生市	23	373	22	356	21	340	372	7,700	378	7,825	384	7,949
みどり市	14	160	15	171	16	182	150	2,550	151	2,567	154	2,618
太田・館林	62	835	67	907	72	979	987	20,269	1,009	20,718	1,031	21,169
太田市	46	584	49	622	52	660	548	11,234	558	11,439	568	11,644
館林市	8	134	10	168	12	202	196	4,077	198	4,118	200	4,160
板倉町	2	78	2	78	2	78	34	707	34	707	34	707
明和町	2	20	2	20	2	20	33	680	34	680	35	700
千代田町	0	0	0	0	0	0	30	627	31	648	32	669
大泉町	2	17	2	17	2	17	66	1,340	66	1,340	66	1,340
邑楽町	2	2	2	2	2	2	80	1,624	88	1,786	96	1,949

圏域名・市町村名	自立訓練（機能訓練）						自立訓練（生活訓練）					
	R6年度		R7年度		R8年度		R6年度		R7年度		R8年度	
	利用者数 人/月	利用 量 人日/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月
県合計	27	459	30	523	31	554	137	2,407	149	2,624	153	2,706
前橋	7	90	7	90	7	90	22	332	24	362	24	362
前橋市	7	90	7	90	7	90	22	332	24	362	24	362
高崎・安中	2	31	2	31	2	31	28	498	28	498	29	520
高崎市	1	10	1	10	1	10	25	430	25	430	25	430
安中市	1	21	1	21	1	21	3	68	3	68	4	90
渋川	1	14	1	14	1	14	13	237	15	272	15	272
渋川市	0	0	0	0	0	0	6	105	6	105	6	105
榛東村	0	0	0	0	0	0	2	32	3	47	3	47
吉岡町	1	14	1	14	1	14	5	100	6	120	6	120
藤岡	4	88	4	88	4	88	16	341	17	362	17	362
藤岡市	3	66	3	66	3	66	16	341	17	362	17	362
上野村	1	22	1	22	1	22	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富岡	1	20	1	20	1	20	1	22	1	22	1	22
富岡市	1	20	1	20	1	20	1	22	1	22	1	22
下仁田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甘楽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吾妻	0	0	0	0	0	0	5	112	3	66	4	89
中之条町	0	0	0	0	0	0	2	44	2	44	2	44
長野原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
嬬恋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
草津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0	1	22	1	22	1	22
東吾妻町	0	0	0	0	0	0	2	46	0	0	1	23
沼田	0	0	0	0	0	0	21	291	22	304	21	288
沼田市	0	0	0	0	0	0	15	199	16	212	16	212
片品村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川場村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0	0	0	1	15	1	15	1	15
みなかみ町	0	0	0	0	0	0	5	77	5	77	4	61
伊勢崎	7	127	8	155	9	186	11	226	11	253	11	253
伊勢崎市	6	104	7	132	8	163	10	203	10	230	10	230
玉村町	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23	1	23
桐生	1	17	1	17	1	17	3	48	4	64	4	64
桐生市	1	17	1	17	1	17	3	48	4	64	4	64
みどり市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太田・館林	4	72	6	108	6	108	17	300	24	421	27	474
太田市	2	28	3	42	3	42	9	147	13	212	14	228
館林市	1	22	2	44	3	66	5	91	7	127	9	164
板倉町	1	22	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0
明和町	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20	1	20
千代田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大泉町	0	0	0	0	0	0	1	23	1	23	1	23
邑楽町	0	0	0	0	0	0	1	19	2	39	2	39

圏域名・市町村名	就労選択支援			就労移行支援					
	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度		R7年度		R8年度	
	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月
県合計		370	543	429	7,652	462	8,246	476	8,493
前橋		54	106	83	1,560	87	1,636	91	1,711
前橋市		54	106	83	1,560	87	1,636	91	1,711
高崎・安中		114	215	117	1,978	119	2,007	120	2,022
高崎市		100	200	105	1,800	105	1,800	105	1,800
安中市		14	15	12	178	14	207	15	222
渋川		31	31	31	534	35	603	36	620
渋川市		10	10	16	278	16	278	16	278
榛東村		7	7	2	35	4	70	5	87
吉岡町		14	14	13	221	15	255	15	255
藤岡		13	13	18	290	19	306	19	306
藤岡市		13	12	17	279	18	295	18	295
上野村		0	0	1	11	1	11	1	11
神流町		0	1	0	0	0	0	0	0
富岡		12	13	19	342	18	324	18	324
富岡市		7	9	14	251	13	233	13	233
下仁田町		0	0	1	23	1	23	1	23
南牧村		1	1	0	0	0	0	0	0
甘楽町		4	3	4	68	4	68	4	68
吾妻		14	14	8	178	12	260	13	280
中之条町		4	1	4	87	6	131	6	131
長野原町		0	2	0	0	0	0	1	20
嬬恋村		0	0	0	0	0	0	0	0
草津町		3	5	0	0	1	15	1	15
高山村		2	1	1	22	1	22	1	22
東吾妻町		5	5	3	69	4	92	4	92
沼田		7	8	20	346	19	324	20	343
沼田市		4	4	17	292	17	292	17	292
片品村		0	0	1	21	0	0	0	0
川場村		0	0	0	0	0	0	0	0
昭和村		2	0	1	16	2	32	1	16
みなかみ町		1	4	1	17	0	0	2	35
伊勢崎		9	19	43	851	43	875	43	901
伊勢崎市		7	16	33	653	33	677	33	703
玉村町		2	3	10	198	10	198	10	198
桐生		20	21	24	414	29	490	28	443
桐生市		19	19	20	376	23	432	19	357
みどり市		1	2	4	38	6	58	9	86
太田・館林		96	103	66	1,159	81	1,421	88	1,543
太田市		48	49	33	594	40	720	43	774
館林市		10	10	10	166	12	199	14	232
板倉町		5	5	1	16	1	16	2	33
明和町		0	0	2	40	2	40	2	40
千代田町		6	6	4	53	6	80	6	80
大泉町		2	2	5	82	5	82	5	82
邑楽町		25	31	11	208	15	284	16	302

圏域名・市町村名	就労継続支援（A型）						就労継続支援（B型）					
	R8年度		R7年度		R8年度		R8年度		R7年度		R8年度	
	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月
県合計	938	18,530	1,005	19,895	1,081	21,427	4,366	79,519	4,599	83,791	4,838	88,168
前橋	128	2,470	133	2,567	138	2,663	733	13,414	753	13,780	768	14,054
前橋市	128	2,470	133	2,567	138	2,663	733	13,414	753	13,780	768	14,054
高崎・安中	230	4,506	231	4,526	233	4,567	1,035	18,454	1,087	19,387	1,138	20,303
高崎市	190	3,690	190	3,690	190	3,690	900	16,240	950	17,140	1,000	18,040
安中市	40	816	41	836	43	877	135	2,214	137	2,247	138	2,263
渋川	51	1,068	52	1,087	53	1,107	293	5,381	299	5,495	305	5,610
渋川市	39	835	39	835	39	835	211	3,819	211	3,819	211	3,819
榛東村	5	100	6	119	7	139	37	707	41	783	45	860
吉岡町	7	133	7	133	7	133	45	855	47	893	49	931
藤岡	27	556	28	576	29	597	183	3,194	189	3,297	195	3,404
藤岡市	25	523	26	543	27	564	175	3,028	181	3,131	186	3,218
上野村	1	22	1	22	1	22	0	0	0	0	0	0
神流町	1	11	1	11	1	11	8	166	8	166	9	186
富岡	26	502	31	597	38	732	120	2,256	125	2,350	129	2,425
富岡市	21	416	25	495	31	614	78	1,474	81	1,531	84	1,588
下仁田町	1	15	1	15	1	15	14	244	14	244	14	244
南牧村	1	23	1	23	1	23	7	147	7	147	7	147
甘楽町	3	48	4	64	5	80	21	391	23	428	24	446
吾妻	25	512	31	646	36	753	112	2,324	119	2,466	122	2,533
中之条町	6	127	7	148	7	148	36	691	37	710	37	710
長野原町	3	46	3	46	4	61	4	81	4	81	5	102
嬬恋村	1	21	2	42	2	42	18	360	18	360	17	340
草津町	0	0	2	46	4	92	7	141	10	201	11	221
高山村	4	65	4	65	4	65	5	85	6	102	6	102
東吾妻町	11	253	13	299	15	345	42	966	44	1,012	46	1,058
沼田	11	220	11	220	11	220	196	3,680	200	3,754	203	3,809
沼田市	5	96	5	96	5	96	115	2,024	117	2,059	119	2,094
片品村	1	23	1	23	1	23	7	133	8	152	8	152
川場村	0	0	0	0	0	0	6	132	6	132	6	132
昭和村	2	39	2	39	2	39	17	345	18	365	18	365
みなかみ町	3	62	3	62	3	62	51	1,046	51	1,046	52	1,066
伊勢崎	92	1,898	105	2,176	120	2,498	669	11,771	738	13,043	817	14,507
伊勢崎市	91	1,875	104	2,153	119	2,475	578	10,115	647	11,387	725	12,833
玉村町	1	23	1	23	1	23	91	1,656	91	1,656	92	1,674
桐生	100	1,895	105	1,991	113	2,144	370	6,667	382	6,875	400	7,177
桐生市	78	1,466	82	1,542	85	1,598	245	4,729	251	4,844	257	4,960
みどり市	22	429	23	449	28	546	125	1,938	131	2,031	143	2,217
太田・館林	248	4,903	278	5,509	310	6,146	655	12,378	707	13,344	761	14,346
太田市	153	3,014	165	3,251	177	3,487	302	5,647	331	6,190	360	6,732
館林市	48	912	53	1,007	58	1,102	157	2,952	162	3,046	167	3,140
板倉町	8	178	10	223	12	268	27	535	29	574	31	614
明和町	5	110	6	130	7	140	23	530	24	540	25	550
千代田町	5	101	6	121	7	141	33	630	36	688	39	745
大泉町	10	189	10	189	10	189	63	1,159	65	1,196	67	1,233
邑楽町	19	399	28	588	39	819	50	925	60	1,110	72	1,332

圏域名・市町村名	就労定着支援			療養介護			短期入所					
	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度		R7年度		R8年度	
	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月	利用者数 人/月	利用 量 人日/月
県合計	109	117	128	345	346	346	531	3,766	570	4,157	613	4,599
前橋	26	28	32	49	49	49	125	713	130	744	135	775
前橋市	26	28	32	49	49	49	125	713	130	744	135	775
高崎・安中	28	29	30	65	65	65	132	872	135	889	138	905
高崎市	22	22	22	55	55	55	95	665	95	665	95	665
安中市	6	7	8	10	10	10	37	207	40	224	43	240
渋川	7	7	8	27	27	27	47	366	50	401	53	436
渋川市	6	6	6	19	19	19	27	148	27	148	27	148
榛東村	0	0	1	3	3	3	7	53	8	62	9	70
吉岡町	1	1	1	5	5	5	13	166	15	192	17	218
藤岡	3	4	4	18	18	18	9	61	11	73	11	73
藤岡市	3	4	4	15	15	15	9	61	11	73	11	73
上野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0
富岡	11	11	12	13	13	13	25	196	25	196	27	212
富岡市	8	8	9	5	5	5	15	134	15	134	17	150
下仁田町	1	1	1	4	4	4	4	22	4	22	4	22
南牧村	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
甘楽町	2	2	2	3	3	3	6	40	6	40	6	40
吾妻	8	9	10	15	15	15	7	94	8	134	8	121
中之条町	3	3	3	4	4	4	4	74	5	91	6	108
長野原町	1	0	0	3	3	3	1	7	0	0	0	0
嬬恋村	0	0	0	4	4	4	1	6	1	6	1	6
草津町	0	0	0	2	2	2	0	0	1	30	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0	1	7	1	7	1	7
東吾妻町	4	6	7	2	2	2	0	0	0	0	0	0
沼田	7	6	6	19	19	19	30	321	29	315	29	315
沼田市	4	4	4	13	13	13	23	263	23	263	23	263
片品村	0	0	0	2	2	2	2	24	2	24	2	24
川場村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0	0	0	2	5	2	5	2	5
みなかみ町	3	2	2	4	4	4	3	29	2	23	2	23
伊勢崎	8	8	8	29	29	29	48	267	54	358	64	544
伊勢崎市	4	4	4	25	25	25	41	239	47	330	57	516
玉村町	4	4	4	4	4	4	7	28	7	28	7	28
桐生	7	8	9	45	46	45	36	328	41	381	46	435
桐生市	7	8	9	33	34	33	22	236	26	282	30	328
みどり市	0	0	0	12	12	12	14	92	15	99	16	107
太田・館林	4	7	9	65	65	66	72	547	87	665	102	782
太田市	2	3	4	34	34	34	42	307	51	372	60	438
館林市	1	2	3	14	14	14	11	96	14	122	17	148
板倉町	1	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	2
明和町	0	0	0	1	1	2	6	30	7	35	8	40
千代田町	0	0	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0
大泉町	0	0	0	5	5	5	5	41	5	41	5	41
邑楽町	0	0	0	6	6	6	7	72	9	93	11	113

3. 居住系サービス

圏域名・市町村名	自立生活援助			共同生活援助			施設入所支援			宿泊型自立訓練		
	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月
県合計	27	27	32	3,303	3,498	3,704	2,334	2,305	2,259	50	53	53
前橋	2	2	2	519	555	591	316	310	304	8	8	8
前橋市	2	2	2	519	555	591	316	310	304	8	8	8
高崎・安中	0	1	1	793	847	899	388	377	366	9	9	9
高崎市	0	0	0	650	700	750	330	320	310	8	8	8
安中市	0	1	1	143	147	149	58	57	56	1	1	1
渋川	10	11	11	218	227	236	200	199	198	8	9	9
渋川市	8	8	8	161	164	167	147	145	143	5	5	5
榛東村	0	1	1	25	27	29	28	29	30	1	1	1
吉岡町	2	2	2	32	36	40	25	25	25	2	3	3
藤岡	2	2	2	150	158	167	102	102	101	6	7	7
藤岡市	2	2	2	135	142	149	85	85	83	6	7	7
上野村	0	0	0	4	4	4	7	7	7	0	0	0
神流町	0	0	0	11	12	14	10	10	11	0	0	0
富岡	3	2	2	147	153	162	118	117	115	1	1	1
富岡市	2	2	2	89	93	97	73	73	72	1	1	1
下仁田町	1	0	0	24	24	24	21	21	21	0	0	0
南牧村	0	0	0	8	8	8	5	5	5	0	0	0
甘楽町	0	0	0	26	28	33	19	18	17	0	0	0
吾妻	0	0	2	114	117	123	135	138	134	4	1	0
中之条町	0	0	1	36	37	38	31	31	30	1	1	0
長野原町	0	0	0	8	8	8	14	16	16	0	0	0
嬬恋村	0	0	0	19	19	20	20	20	20	0	0	0
草津町	0	0	0	15	16	17	18	18	16	0	0	0
高山村	0	0	0	10	10	11	11	11	10	1	0	0
東吾妻町	0	0	1	26	27	29	41	42	42	2	0	0
沼田	3	2	2	194	202	210	144	144	141	3	3	2
沼田市	2	2	2	110	113	116	83	81	79	2	2	2
片品村	0	0	0	12	12	12	5	5	5	0	0	0
川場村	0	0	0	10	11	12	3	3	3	0	0	0
昭和村	0	0	0	19	20	20	14	14	14	0	0	0
みなかみ町	1	0	0	43	46	50	39	41	40	1	1	0
伊勢崎	1	1	1	372	408	447	244	242	240	1	1	2
伊勢崎市	0	0	0	320	354	391	213	212	211	1	1	1
玉村町	1	1	1	52	54	56	31	30	29	0	0	1
桐生	3	3	5	252	265	276	246	241	236	1	1	2
桐生市	1	0	1	170	177	183	179	175	171	1	1	2
みどり市	2	3	4	82	88	93	67	66	65	0	0	0
太田・館林	3	3	4	544	566	593	441	435	424	9	13	13
太田市	0	0	0	280	291	303	196	194	191	7	10	10
館林市	2	2	2	121	123	125	102	100	96	2	2	2
板倉町	0	0	0	26	27	30	22	20	17	0	1	1
明和町	1	1	1	18	19	20	17	17	17	0	0	0
千代田町	0	0	0	22	22	24	22	22	20	0	0	0
大泉町	0	0	0	44	46	47	36	35	35	0	0	0
邑楽町	0	0	1	33	38	44	46	47	48	0	0	0

4. 相談支援

圏域名・市町村名	相談支援 (計画相談支援)			相談支援 (地域移行支援)			相談支援 (地域定着支援)		
	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月
県合計	3,418	3,567	3,754	26	30	38	44	49	55
前橋	566	578	590	5	5	5	11	12	13
前橋市	566	578	590	5	5	5	11	12	13
高崎・安中	751	771	791	3	3	3	3	3	3
高崎市	650	670	690	1	1	1	1	1	1
安中市	101	101	101	2	2	2	2	2	2
渋川	268	282	298	3	4	4	23	26	28
渋川市	217	230	245	2	2	2	21	23	25
榛東村	16	16	16	0	1	1	0	1	1
吉岡町	35	36	37	1	1	1	2	2	2
藤岡	119	114	125	1	1	2	1	0	1
藤岡市	103	104	114	1	1	2	1	0	1
上野村	1	1	1	0	0	0	0	0	0
神流町	15	9	10	0	0	0	0	0	0
富岡	112	113	120	3	3	3	3	3	3
富岡市	84	87	90	1	1	1	2	2	2
下仁田町	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南牧村	7	4	7	0	0	0	0	0	0
甘楽町	20	21	22	1	1	1	0	0	0
吾妻	159	165	171	0	0	4	0	1	0
中之条町	37	37	37	0	0	1	0	1	0
長野原町	5	5	7	0	0	0	0	0	0
嬬恋村	41	45	48	0	0	0	0	0	0
草津町	6	5	5	0	0	1	0	0	0
高山村	9	10	9	0	0	1	0	0	0
東吾妻町	61	63	65	0	0	1	0	0	0
沼田	170	171	174	3	2	2	0	0	0
沼田市	110	110	110	2	2	2	0	0	0
片品村	14	15	15	0	0	0	0	0	0
川場村	7	7	7	0	0	0	0	0	0
昭和村	10	10	10	0	0	0	0	0	0
みなかみ町	29	29	32	1	0	0	0	0	0
伊勢崎	403	452	508	0	1	1	0	1	1
伊勢崎市	325	368	417	0	0	0	0	0	0
玉村町	78	84	91	0	1	1	0	1	1
桐生	294	311	329	2	2	2	0	0	1
桐生市	202	216	230	1	1	1	0	0	1
みどり市	92	95	99	1	1	1	0	0	0
太田・館林	576	610	648	6	9	12	3	3	5
太田市	336	360	388	3	3	3	1	1	1
館林市	95	100	105	1	1	2	1	1	1
板倉町	21	22	25	0	2	2	0	0	0
明和町	13	14	15	1	1	1	1	1	1
千代田町	38	40	42	0	0	2	0	0	2
大泉町	38	38	38	1	1	1	0	0	0
邑楽町	35	36	37	0	1	1	0	0	0

5. 障害児支援

圏域名・市町村名	児童発達支援						放課後等デイサービス					
	R8年度		R7年度		R8年度		R8年度		R7年度		R8年度	
	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月
県合計	2,087	23,530	2,224	25,404	2,395	27,500	4,327	68,221	4,591	72,550	4,867	77,088
前橋	295	4,189	300	4,260	305	4,331	711	11,447	766	12,333	821	13,218
前橋市	295	4,189	300	4,260	305	4,331	711	11,447	766	12,333	821	13,218
高崎・安中	429	4,349	455	4,618	483	4,902	1,059	15,456	1,090	15,890	1,126	16,397
高崎市	400	4,120	430	4,420	460	4,720	960	14,020	990	14,440	1,020	14,860
安中市	29	229	25	198	23	182	99	1,436	100	1,450	106	1,537
渋川	169	1,834	180	1,948	191	2,062	248	3,781	262	3,990	276	4,199
渋川市	88	880	96	960	104	1,040	164	2,394	175	2,555	186	2,716
榛東村	26	294	29	328	32	362	46	741	49	789	52	837
吉岡町	55	660	55	660	55	660	38	646	38	646	38	646
藤岡	50	385	53	408	56	431	130	2,158	145	2,407	158	2,623
藤岡市	50	385	53	408	56	431	130	2,158	145	2,407	158	2,623
上野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富岡	45	415	52	481	60	557	83	1,280	84	1,296	86	1,328
富岡市	36	342	42	399	49	466	52	853	53	869	54	886
下仁田町	1	0	1	0	1	0	3	47	3	47	3	47
南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甘楽町	8	73	9	82	10	91	28	380	28	380	29	395
吾妻	33	240	28	171	24	154	46	774	46	764	51	834
中之条町	8	71	5	45	5	45	21	351	25	418	26	434
長野原町	5	24	6	28	6	28	3	3	3	3	3	3
嬬恋村	15	63	13	55	9	38	2	8	1	4	3	12
草津町	2	13	3	20	3	20	1	10	2	20	2	20
高山村	0	0	0	0	0	0	4	52	3	39	3	39
東吾妻町	3	69	1	23	1	23	15	350	12	280	14	326
沼田	69	773	63	699	47	531	161	2,589	153	2,455	146	2,338
沼田市	46	465	41	414	31	313	101	1,667	91	1,502	81	1,337
片品村	5	44	6	52	2	17	4	67	4	67	5	84
川場村	0	0	0	0	0	0	8	110	8	110	8	110
昭和村	6	83	7	97	8	110	11	171	11	171	11	171
みなかみ町	12	181	9	136	6	91	37	574	39	605	41	636
伊勢崎	319	4,536	379	5,390	452	6,421	713	11,912	787	13,302	870	14,877
伊勢崎市	284	4,203	344	5,057	417	6,088	632	10,681	705	12,056	787	13,615
玉村町	35	333	35	333	35	333	81	1,231	82	1,246	83	1,262
桐生	57	689	57	705	61	752	234	4,034	247	4,255	249	4,289
桐生市	34	466	38	521	40	548	139	2,419	141	2,453	140	2,436
みどり市	23	223	19	184	21	204	95	1,615	106	1,802	109	1,853
太田・館林	601	6,120	657	6,724	716	7,359	942	14,790	1,011	15,858	1,084	16,985
太田市	315	3,465	359	3,949	403	4,433	524	8,384	555	8,880	586	9,376
館林市	158	1,122	163	1,157	168	1,193	216	3,175	246	3,616	286	4,204
板倉町	11	89	10	81	11	89	17	253	19	283	15	224
明和町	25	370	27	390	29	410	34	460	35	480	36	500
千代田町	9	116	10	129	11	142	13	200	15	231	17	262
大泉町	59	620	62	651	65	683	78	1,334	80	1,368	82	1,402
邑楽町	24	338	26	367	29	409	60	984	61	1,000	62	1,017

圏域名・市町村名	保育所等訪問支援						居宅訪問型児童発達支援					
	R6年度		R7年度		R8年度		R6年度		R7年度		R8年度	
	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月	利用者数 人/月	利用量 人日/月
県合計	207	240	227	261	245	278	5	19	6	29	6	29
前橋	20	20	21	21	22	22	1	1	1	1	1	1
前橋市	20	20	21	21	22	22	1	1	1	1	1	1
高崎・安中	95	100	100	105	104	109	0	0	0	0	0	0
高崎市	90	95	95	100	100	105	0	0	0	0	0	0
安中市	5	5	5	5	4	4	0	0	0	0	0	0
渋川	22	22	26	26	30	30	0	0	0	0	0	0
渋川市	15	15	19	19	23	23	0	0	0	0	0	0
榛東村	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
吉岡町	6	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0
藤岡	10	16	13	19	19	25	0	0	0	0	0	0
藤岡市	8	8	11	11	17	17	0	0	0	0	0	0
上野村	2	8	2	8	2	8	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富岡	13	13	14	14	15	15	1	5	1	5	1	5
富岡市	7	7	7	7	8	8	1	5	1	5	1	5
下仁田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甘楽町	6	6	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0
吾妻	11	15	13	17	14	18	0	0	0	0	0	0
中之条町	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
長野原町	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0
嬬恋村	2	2	4	4	5	5	0	0	0	0	0	0
草津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東吾妻町	4	8	4	8	4	8	0	0	0	0	0	0
沼田	9	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0	0
沼田市	5	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0
片品村	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
川場村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和村	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
みなかみ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢崎	5	6	5	6	5	6	0	0	0	0	0	0
伊勢崎市	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
玉村町	2	3	2	3	2	3	0	0	0	0	0	0
桐生	3	4	4	5	2	2	0	0	0	0	0	0
桐生市	1	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
みどり市	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
太田・館林	19	35	22	39	25	42	3	13	4	23	4	23
太田市	9	17	10	19	11	20	1	10	2	20	2	20
館林市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
板倉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明和町	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
千代田町	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
大泉町	4	8	4	8	4	8	0	0	0	0	0	0
邑楽町	4	7	5	9	6	11	0	0	0	0	0	0

6. 重度障害者の利用見込み

圏域名・市町村名	福祉型児童入所支援			医療型児童入所支援			障害児相談支援			生活介護利用者のうち 強度行動障害を有する者		
	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月
県合計	83	81	84	53	54	55	1,799	1,922	2,070	576	579	583
前橋	13	13	13	9	9	9	335	350	365	120	120	120
前橋市	13	13	13	9	9	9	335	350	365	120	120	120
高崎・安中	7	6	6	9	9	9	394	403	414	122	122	123
高崎市	6	5	5	8	8	8	360	370	380	107	107	108
安中市	1	1	1	1	1	1	34	33	34	15	15	15
渋川	7	7	7	3	3	3	119	134	155	87	87	87
渋川市	5	5	5	2	2	2	78	93	112	74	74	74
榛東村	1	1	1	0	0	0	12	12	14	3	3	3
吉岡町	1	1	1	1	1	1	29	29	29	10	10	10
藤岡	1	1	1	2	2	2	65	59	59	0	0	0
藤岡市	1	1	1	2	2	2	63	57	57	0	0	0
上野村	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富岡	1	1	1	1	1	1	48	50	53	10	11	12
富岡市	1	1	1	1	1	1	33	34	36	0	0	0
下仁田町	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甘楽町	0	0	0	0	0	0	14	15	16	10	11	12
吾妻	1	1	1	1	1	1	18	17	17	2	2	2
中之条町	1	1	1	1	1	1	5	5	5	0	0	0
長野原町	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
嬭恋村	0	0	0	0	0	0	4	4	4	2	2	2
草津町	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0
東吾妻町	0	0	0	0	0	0	5	4	4	0	0	0
沼田	3	2	2	1	1	1	57	57	54	14	15	16
沼田市	1	1	1	1	1	1	33	33	30	10	10	10
片品村	0	0	0	0	0	0	9	9	9	0	0	0
川場村	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0
昭和村	1	1	1	0	0	0	2	2	2	0	0	0
みなかみ町	1	0	0	0	0	0	10	10	10	4	5	6
伊勢崎	19	19	18	10	10	10	280	322	374	22	22	22
伊勢崎市	17	17	17	10	10	10	212	254	305	0	0	0
玉村町	2	2	1	0	0	0	68	68	69	22	22	22
桐生	9	8	10	5	5	5	90	99	108	78	79	80
桐生市	7	7	7	5	5	5	58	64	70	45	46	47
みどり市	2	1	3	0	0	0	32	35	38	33	33	33
太田・館林	22	23	25	12	13	14	393	431	471	121	121	121
太田市	11	11	11	7	7	7	237	261	286	70	70	70
館林市	4	4	4	2	2	2	85	95	105	40	40	40
板倉町	0	0	0	0	0	0	10	10	10	0	0	0
明和町	0	0	0	0	0	0	6	7	8	11	11	11
千代田町	0	0	1	0	0	0	8	9	11	0	0	0
大泉町	3	3	3	0	0	0	26	27	28	0	0	0
邑楽町	4	5	6	3	4	5	21	22	23	0	0	0

圏域名・市町村名	生活介護利用者のうち 高次脳機能障害を有する者			生活介護利用者のうち 医療的ケアを必要とする者			短期入所利用者のうち 強度行動障害を有する者			短期入所利用者のうち 高次脳機能障害を有する者		
	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月
県合計	49	51	51	78	79	80	69	71	74	4	4	4
前橋	0	0	0	0	0	0	23	23	23	0	0	0
前橋市	0	0	0	0	0	0	23	23	23	0	0	0
高崎・安中	22	24	24	46	47	48	6	6	6	2	2	2
高崎市	22	23	23	45	46	46	5	5	5	2	2	2
安中市	0	1	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0
渋川	1	1	1	21	21	21	14	14	14	0	0	0
渋川市	0	0	0	14	14	14	9	9	9	0	0	0
榛東村	1	1	1	5	5	5	1	1	1	0	0	0
吉岡町	0	0	0	2	2	2	4	4	4	0	0	0
藤岡	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤岡市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富岡	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0
富岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下仁田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甘楽町	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0
吾妻	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0
中之条町	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
長野原町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
嬬恋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
草津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東吾妻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沼田	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0
沼田市	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0
片品村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川場村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みなかみ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
伊勢崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玉村町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
桐生	1	1	1	7	7	7	9	11	13	0	0	0
桐生市	1	1	1	0	0	0	7	8	9	0	0	0
みどり市	0	0	0	7	7	7	2	3	4	0	0	0
太田・館林	23	23	23	2	2	2	10	11	12	2	2	2
太田市	11	11	11	0	0	0	3	3	3	0	0	0
館林市	10	10	10	2	2	2	6	6	6	2	2	2
板倉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明和町	2	2	2	0	0	0	1	2	3	0	0	0
千代田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大泉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
邑楽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

圏域名・市町村名	短期入所利用者のうち 医療的ケアを必要とする者			共同生活援助利用者のうち 強度行動障害を有する者			共同生活援助利用者のうち 高次脳機能障害を有する者			共同生活援助利用者のうち 医療的ケアを必要とする者		
	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月	利用者数 人/月
県合計	10	10	10	110	112	114	26	29	30	10	11	11
前橋	0	0	0	60	60	60	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	60	60	60	0	0	0	0	0	0
高崎・安中	0	0	0	8	9	10	19	22	23	6	7	7
高崎市	0	0	0	6	7	7	19	21	22	6	7	7
安中市	0	0	0	2	2	3	0	1	1	0	0	0
渋川	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
渋川市	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
榛東村	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
吉岡町	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0
藤岡	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
藤岡市	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
上野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富岡	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下仁田町	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甘楽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吾妻	0	0	0	2	2	2	0	0	0	1	1	1
中之条町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
長野原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
嬬恋村	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0
草津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東吾妻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沼田	0	0	0	3	3	3	1	1	1	0	0	0
沼田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
片品村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川場村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
みなかみ町	0	0	0	2	2	2	1	1	1	0	0	0
伊勢崎	0	0	0	5	5	5	1	1	1	0	0	0
伊勢崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玉村町	0	0	0	5	5	5	1	1	1	0	0	0
桐生	3	3	3	23	24	25	2	2	2	2	2	2
桐生市	3	3	3	22	23	24	1	1	1	1	1	1
みどり市	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
太田・館林	2	2	2	6	6	6	2	2	2	1	1	1
太田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館林市	2	2	2	6	6	6	1	1	1	1	1	1
板倉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明和町	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
千代田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大泉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
邑楽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 県の地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援や移動支援、意思疎通支援など、地域の実情等に応じて市町村が中心となって実施するものです。

県では、広域的な対応が必要な事業や専門性の高い相談支援のほか、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業などを実施し、市町村を支援する役割を担います。

地域生活支援事業体系

県

必須事業

(1) 専門性の高い相談支援事業

- 発達障害者支援センター運営事業
- 障害者就業・生活支援センター事業
- 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- 障害児等療育支援事業

(2) 専門性の高い意思疎通支援事業

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

(3) 広域的な支援事業

- 都道府県相談支援体制整備事業
- 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（※）

※こども家庭庁の設置に伴い、「児童虐待防止対策等総合支援事業」に移管

支援

(専門・広域・人材)

市町村

必須事業

- | | |
|------------------|---------------|
| ➤ 理解促進研修・啓発事業 | ➤ 意思疎通支援事業 |
| ➤ 自発的活動支援事業 | ➤ 日常生活用具給付等事業 |
| ➤ 相談支援事業 | ➤ 手話奉仕員養成研修事業 |
| ➤ 成年後見制度利用支援事業 | ➤ 移動支援事業 |
| ➤ 成年後見制度法人後見支援事業 | ➤ 地域活動支援センター |

注：上記のほか、任意事業があります。

（１）専門性の高い相談支援事業

【発達障害のある人への支援】

○発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う拠点として群馬県発達障害者支援センターを設置・運営し、相談支援、発達支援、就労支援、啓発や研修などを実施するなど、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携して、各ライフステージにおける総合的な支援体制の整備や支援者の育成を進めていきます。

また、より身近な地域で発達障害に関する相談を受けることができるよう、発達障害者地域支援マネジャーの派遣や発達障害相談支援サポーターの配置により、市町村における相談支援体制の充実強化に取り組んでいきます。

【一般就労支援】

○障害者就業・生活支援センター事業

障害者就業・生活支援センターにおいて、市町村やハローワーク、就労移行支援事業所などの関係機関と連携しながら、障害のある人の就業とそれに伴う日常生活または社会生活上の相談支援を一体的に行うとともに、障害者雇用を行う事業主等に対する相談支援を実施します。

【高次脳機能障害のある人への支援】

○高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

高次脳機能障害支援拠点機関を前橋赤十字病院に設置し、高次脳機能障害のある人に対し、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する支援コーディネーターが、日常生活や社会復帰に向けた支援及び医療ケア・リハビリテーションに関する専門的な相談を行います。

【障害のある子どもへの支援】

○障害児等療育支援事業

保健・医療・福祉・教育の連携のもと、身近な地域で、乳幼児期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の推進を図ります。今後は、関係機関と連携し、より身近な地域で適切な療育が受けられるよう、支援体制の強化を図ります。

【発達障害のある人及びその家族等への支援】

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し必要な知識や方法を身につけるため、各市町村においてペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を開催できるよう、早期家族支援研修等の実施により支援体制の整備を進めていきます。

また、発達障害のある人や家族等が集まって互いの悩みや不安を共有し支え合うピアサポート活動の促進に加え、一定のトレーニングを受けた発達障害のある子どもの親がメンターとなって同じ立場の親に寄り添うペアレントメンター活動への支援などに積極的に取り組んでいきます。

【事業実績・実施見込み】

事業名・項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者支援センター運営事業				
センターの実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
センターの実利用者数	918人	920人	920人	920人
センターの相談支援件数	2,542件	2,450件	2,400件	2,350件
センターから関係機関への助言件数	20件	20件	20件	20件
センターの外部機関や地域住民への研修・啓発	10回	15回	15回	15回
発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	4件	8件	8件	8件
発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・啓発	14回	12回	12回	12回
障害者就業・生活支援センター事業				
センター登録者数	5,193人	5,270人	5,310人	5,350人
年間就職者数	540人	544人	546人	548人
高次脳機能障害支援普及事業(支援拠点機関)				
支援拠点箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
支援拠点の実利用者数	142人	150人	150人	150人
障害児等療育支援事業				
実施圏域数	9圏域	9圏域	9圏域	9圏域

※障害児等療育支援事業について、中核市は独自に実施するため、前橋圏域(前橋市のみ)を除く9圏域の実施

(2) 専門性の高い意思疎通支援事業

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】

○手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

聴覚障害のある人や中途失聴者等の自立と社会参加を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を養成するための研修を実施していきます。

○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳、介助員を養成するための研修を実施していきます。

○失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成するための研修を実施していきます。また、派遣事業については、養成状況を踏まえ、派遣体制の検討を進めていきます。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害のある人や中途失聴者等の自立と社会参加を図るため、市町村での対応が困難な専

門性の高い手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施していきます。

○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する事業を実施していきます。

【市町村間相互の連絡調整】

○意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間相互の連絡調整事業

手話通訳者・要約筆記者の広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村では対応困難な市町村間の連絡調整を行います。

【事業実績・見込み】

事業名	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者				
養成研修(養成数)	9人	20人	20人	20人
派遣人数	648人	1,115人	1,130人	1,145人
要約筆記者				
養成研修(養成数)	15人	30人	30人	30人
派遣人数	685人	685人	685人	685人
盲ろう者向け通訳・介助員				
養成研修(養成数)	8人	30人	30人	30人
派遣人数	383人	530人	530人	530人
失語症者向け意思疎通支援者				
養成研修(養成数)	12人	20人	20人	20人

※養成研修の実績は研修修了者数

※手話通訳者の養成数は、実践コースの受講者数

※要約筆記者は、2年間の研修課程

(3) 広域的な支援事業

【相談支援体制の強化】

○都道府県相談支援体制整備事業

障害のある人への支援体制について、広域的・専門的な見地から協議する場として、群馬県障害者自立支援協議会を設置・運営するとともに、アドバイザーを派遣して、市町村協議会等への助言や情報提供を行うなど、市町村協議会と連携しながら地域の相談支援体制の強化・充実を進めていきます。

【精神障害のある人への支援】

○精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害のある人の自立した日常生活や社会参加を図るため、地域移行を推進するための会議の開催やピアサポート事業の活用をはじめとする地域移行・地域生活支援事業など、広域調整や専門性が高い相談支援等に取り組んでいきます。

【医療的ケア児・重症心身障害のある人への支援】

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

日常生活を営むために医療的ケアを必要とする子どもや重症心身障害のある子ども等が地域で安心して生活できるよう、各市町村又は圏域において配置が求められている「医療的ケア児等コー

ディネーター」や地域の障害児通所支援事業所、保育所及び学校等における支援者を養成する研修を実施します。

【発達障害のある人の支援体制強化】

○発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

医療・保健・福祉・教育・労働・司法・警察等の関係機関による群馬県発達障害者支援地域協議会を設置し、発達障害のある人への支援体制について、地域の状況や発達障害者支援センターの活動状況を検証し、地域の実情に応じた体制整備を進めていきます。

【事業実績・見込み】

事業名	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県相談支援体制整備事業				
アドバイザー人数	12人	12人	12人	12人
精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
地域生活支援広域調整会議等事業 (サブ協議会開催回数)	1回	2回	2回	2回
地域移行・地域生活支援事業 (ピアサポート新規養成数)	12人	15人	16人	17人
(精神科病院訪問回数(交流活動))	19回	40回	70回	100回
(交流患者延べ数)	232人	400人	700人	1,000人
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業				
協議会の開催回数	2回	2回	2回	2回
医療的ケア児等コーディネーターの養成				
医療的ケア児等コーディネーター数 (累計)	52人	82人	82人	82人

(4) 市町村が行う地域生活支援事業への支援

市町村が行う地域生活支援事業は、障害のある人やその家族等からの相談支援や移動支援、日中活動の場となる地域活動支援センターの運営など、地域の実情に応じて住民に身近な市町村が中心となって実施するものです。

県では、市町村における事業実施の状況把握や情報提供を行うなど、市町村の各種事業の実施を促進するとともに、専門的・広域的な地域生活支援事業を展開することで市町村における取組を支援し、障害のある人の相談支援・地域生活支援の体制整備を進めていきます。

第5章 その他の数値目標

第4章の数値目標の他に、障害者施策を効果的に推進するため、これまでの実績を踏まえ、基本目標ごとに以下の目標を設定します。

基本目標① お互いの理解の促進、共生社会の実現

	項 目	R3 年度末 (実績)	R4 年度末 (実績)	R8 年度末 (目標)
1	DET(障害平等研修)の県内での受講者数	2,036人／年	3,058人／年	2,500人／年
2	「心の輪を広げる体験 作文・障害者週間のポ スター」応募数	86作品／年	74作品／年	250作品／年
		24作品／年	24作品／年	90作品／年
3	障害者芸術文化活動事業の開催 地域数と参加者満足度(※) (中毛、西毛、吾妻、利根沼田、 東毛地域)	—	—	5地域 (各地域で 1事業以上・各 事業の参加者満 足度80%以上)
4	県障害者スポーツ大会の参加 人数	669人／年	662人／年	1,900人／年

※群馬県障害者芸術文化活動支援センター各種事業の参加者アンケートにおける満足度より設定

基本目標③ 安全で安心できる地域づくり

	項 目	R3 年度末 (実績)	R4 年度末 (実績)	R8 年度末 (目標)
1	「人にやさしい福祉のまちづくり条 例」適合証交付数	115件	118件	140件
2	思いやり駐車場利用証制度の協力 施設数	864施設	867施設	900施設

※「基本目標② 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援」の推進状況を計る指標は、第4章の数値目標を使用。

第6章 資料編

1 障害のある人に関する統計資料

1 障害のある人に関する資料

(1) 身体障害者手帳交付者数

身体障害者手帳交付者数は、令和4年度末現在、67,040人で、県人口の3.48%を占めています。障害の種類では、肢体不自由が31,252人と最も多くなっています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障害種類別)

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	69,085	69,266	68,088	67,791	67,040
県人口に占める割合	3.50%	3.53%	3.49%	3.50%	3.48%
視覚障害	3,874	3,866	3,820	3,760	3,652
聴覚・平衡機能障害	7,124	7,159	7,264	7,375	7,395
音声・言語・そしゃく機能障害	727	702	693	702	695
肢体不自由	34,404	34,182	32,735	32,048	31,252
内部障害	22,956	23,357	23,576	23,906	24,046

※数字は各年度末現在

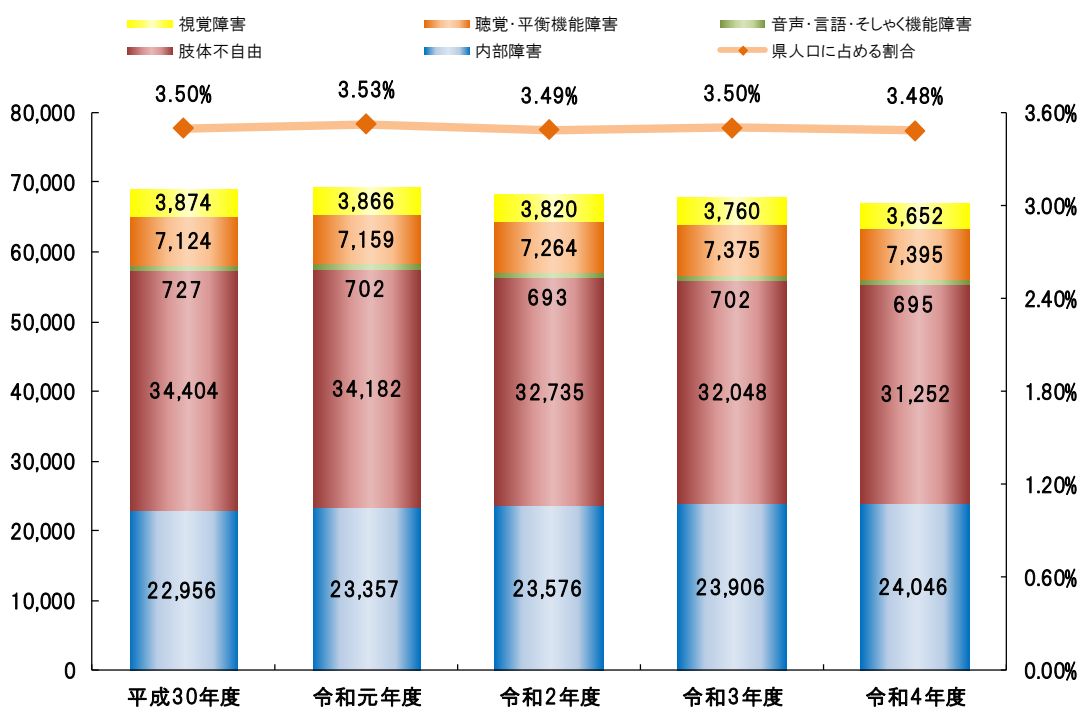
※「県人口に占める割合」は年度末人口(住民基本台帳)をもとに計算

身体障害者手帳交付者数の推移(障害程度別)

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	69,085	69,266	68,088	67,791	67,040
重度(1・2級)	36,553	36,544	36,121	35,690	35,219
中度(3・4級)	24,090	24,354	23,777	23,989	23,846
軽度(5・6級)	8,442	8,368	8,190	8,112	7,975

身体障害者手帳交付者数(障害種類別)及び県人口に占める割合の推移



(2)療育手帳交付者数

療育手帳(※)交付者数は、令和4年度末現在、16,668人で、県人口の0.87%を占めています。人数、県人口に占める割合ともに増加しています。

※知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付するもの。

療育手帳交付者数の推移(障害程度別)

(単位：人)

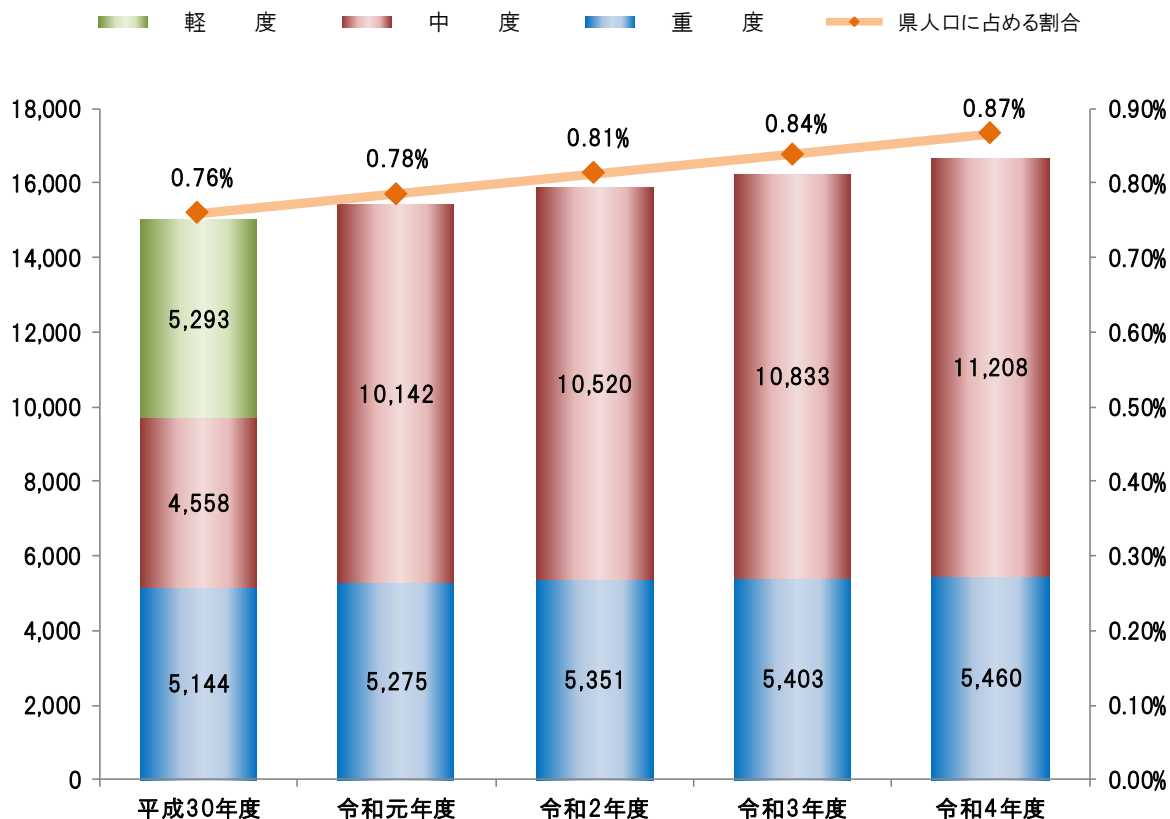
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	14,995	15,417	15,871	16,236	16,668
県人口に占める割合	0.76%	0.78%	0.81%	0.84%	0.87%
重 度	5,144	5,275	5,351	5,403	5,460
中 度	4,558	10,142	10,520	10,833	11,208
軽 度	5,293				

※各数字は年度末現在

※令和元年度から、中度、軽度を統一し、中軽度としている。

※「県人口に占める割合」は年度末人口(住民基本台帳)をもとに計算

療育手帳交付者数(障害程度別)及び県人口に占める割合の推移



(3)精神障害のある人

県内の精神障害のある人のうち、令和4年度末現在で通院医療費の公費負担を受けている方は、29,374人で、精神科病院に入院している方は4,359人となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、令和4年度末で17,044人となっており、うち1級が3,889人、2級が7,853人、3級が5,302人となっています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	24,269	25,713	28,628	28,176	29,374

※各年度末時点の受給者数

精神科病院入院患者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神科病院入院患者数	4,478	4,414	4,481	4,426	4,359

※各年度末時点の県内精神科病院入院患者数

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障害程度別)

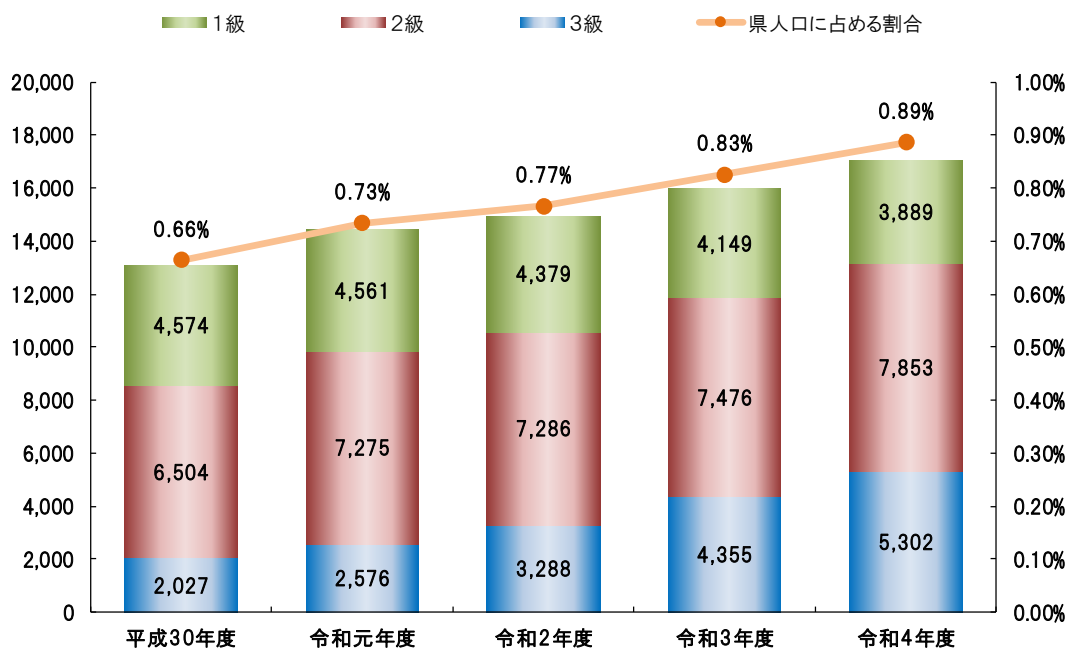
(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	13,105	14,412	14,953	15,980	17,044
県人口に占める割合	0.66%	0.73%	0.77%	0.83%	0.89%
1 級	4,574	4,561	4,379	4,149	3,889
2 級	6,504	7,275	7,286	7,476	7,853
3 級	2,027	2,576	3,288	4,355	5,302

※各年度末時点の手帳所持者数

※県人口に占める割合は年度末人口で計算

精神障害者保健福祉手帳交付数(障害程度別)と県人口に占める割合の推移



(4)難病患者

指定難病医療給付の受給者数(疾患ごとの延べ人数)は、令和4年度末現在で15,145人で、県人口の0.79%を占めています。

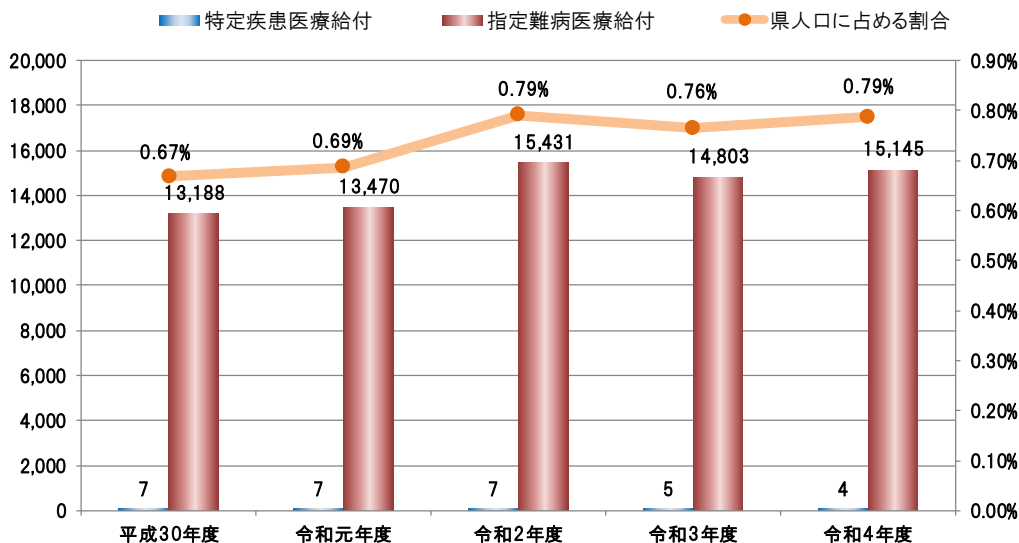
なお、平成25年4月から、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」(難病患者等)が、障害者総合支援法における障害者と認定されており、障害者総合支援法対象疾病検討会で対象とされた難病等の369疾病(令和6年4月から)が、障害福祉サービス等の対象とされています。

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患医療給付	7	7	7	5	4
指定難病医療給付	13,188	13,470	15,431	14,803	15,145
県人口に占める割合	0.67%	0.69%	0.79%	0.76%	0.79%

※数字は各年度末現在

難病患者に係る医療給付受給者数の推移



【参考】

指定難病対象疾病の推移

	特定疾患医療給付	指定難病医療給付						
	～H26.12	H27.1～	H27.7～	H29.4～	H30.4～	R元. 7～	R3. 11～	R6. 4～
疾患数	56疾病	110疾病	306疾病	330疾病	331疾病	333疾病	338疾病	341疾病

障害者総合支援法対象疾病の推移

	H25.4～	H27.1～	H27.7～	H29.4～	H30.4～	R元. 7～	R3. 11～	R6. 4～
疾患数	130疾病	151疾病	332疾病	358疾病	359疾病	361疾病	366疾病	369疾病

(5)特別支援教育の状況

①特別支援学校に在学する幼児児童生徒の状況

県内特別支援学校(国・公・私立)の幼児・児童・生徒数は、令和5年5月現在、2,301人となっています。

県内特別支援学校の幼児・児童・生徒数の推移

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	2,300	2,298	2,287	2,285	2,301
幼稚部	29	26	20	17	15
小学部	780	802	794	801	800
中学部	444	437	460	506	513
高等部	1,047	1,033	1,013	961	973

※数字は各年度の5月1日現在

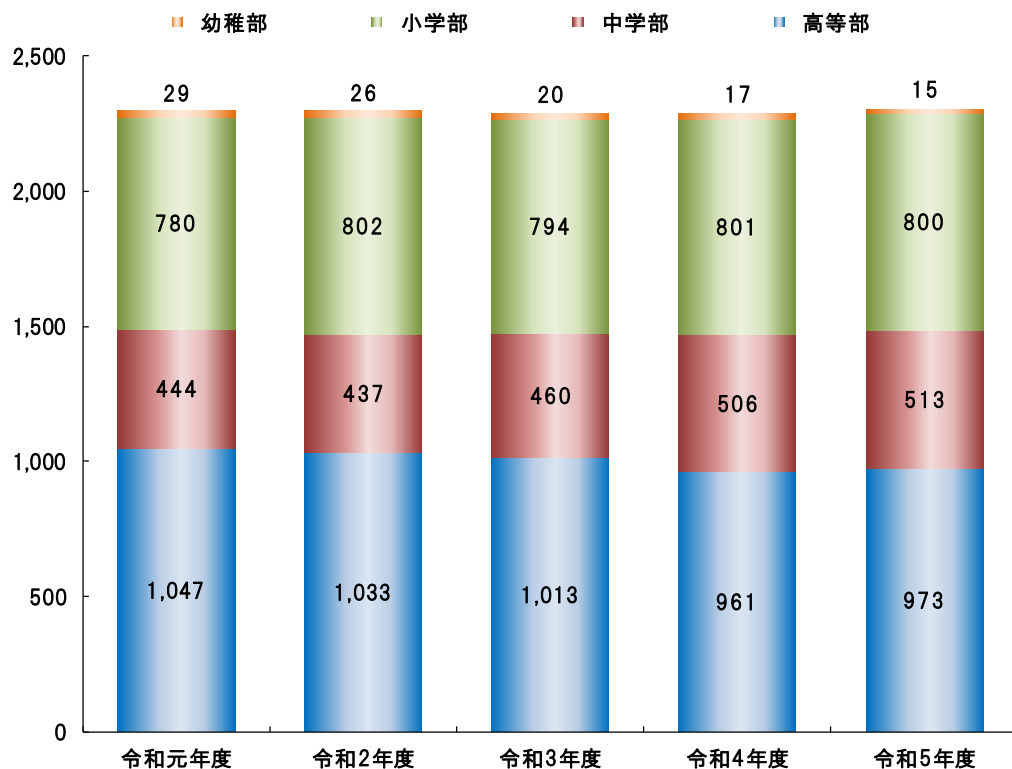
県内特別支援学校高等部卒業生の進路

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	324	313	353	325	306
福祉施設(入所・通所)利用者	201	186	205	207	186
一般就労者	99	106	126	96	93
その他	24	21	22	22	27

※高等特別支援学校を含む

県内特別支援学校の幼児・児童・生徒数の推移



②特別支援学級の状況

県内の小中学校における特別支援学級の児童・生徒数は、令和5年5月現在、5,186人であり、全体として増加傾向にあります。

県内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	3,427	3,788	4,130	4,664	5,186
小学校	2,312	2,619	2,849	3,255	3,556
知的	1,126	1,241	1,329	1,434	1,535
自閉・情緒	1,115	1,294	1,420	1,718	1,925
その他	71	84	100	103	96
中学校	1,115	1,169	1,281	1,409	1,630
知的	559	554	614	660	724
自閉・情緒	535	595	645	723	868
その他	21	20	22	26	38

※数字は各年度の5月1日現在

③通級による指導の状況

県内の小中学校において通級による指導を受けている児童・生徒数は、令和5年5月現在、3,621人であり、全体として増加傾向にあります。

県内小・中学校において通級による指導を受けている児童・生徒数の推移

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	3,471	3,529	3,440	3,594	3,621
小学校	3,182	3,202	3,102	3,172	3,151
言語	1,701	1,706	1,630	1,580	1,597
自閉・情緒	724	559	724	756	728
LD・ADHD	718	913	740	824	806
難聴等	39	24	8	12	20
中学校	289	327	338	422	470
言語	1	0	4	9	14
自閉・情緒	131	103	169	202	213
LD・ADHD	141	203	164	209	241
難聴等	16	21	1	2	2

※数字は各年度の5月1日現在

(6)障害者雇用の状況

・ 県内民間企業における障害者雇用の状況（各年6月1日現在）

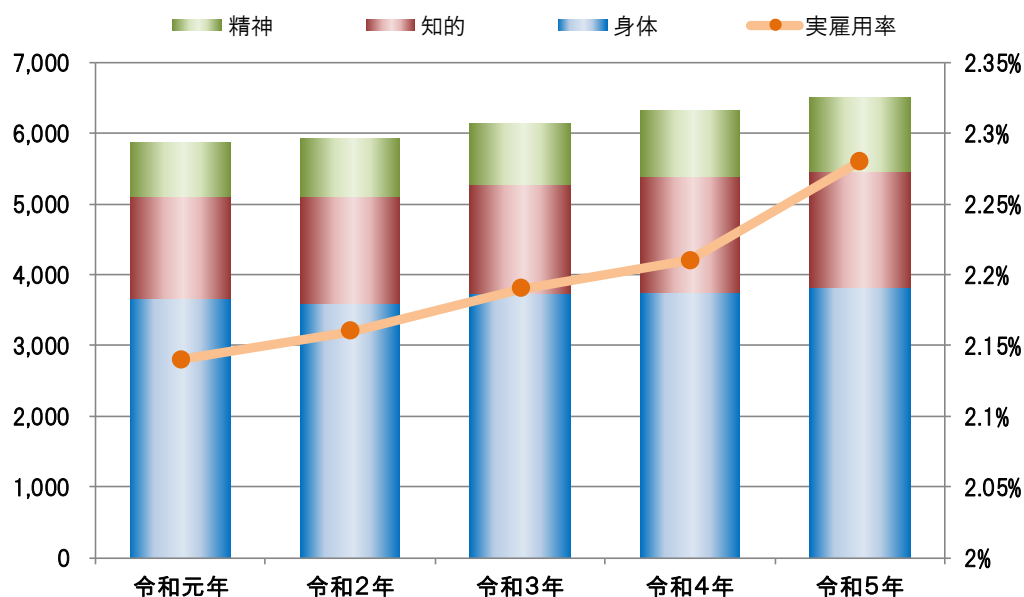
県内民間企業（※1）における障害者雇用については、雇用障害者数（※2）、実雇用率、法定雇用率（※3）達成企業割合のいずれも増加傾向にあります。

	雇用障害者数（※2） （人）				実雇用率 （%）	法定雇用率 （※3） 達成企業割合 （%）
	合計	身体	知的	精神		
令和元年	5,859.0	3,668.5	1,445.0	745.5	2.14	56.0
令和2年	5,920.0	3,609.5	1,490.5	820.0	2.16	56.6
令和3年	6,136.0	3,723.0	1,554.5	858.5	2.19	55.1
令和4年	6,313.0	3,757.5	1,638.5	917.0	2.21	54.3
令和5年	6,512.0	3,820.0	1,645.0	1,047.0	2.28	56.1

（出典）厚生労働省群馬労働局発表資料

- （※1） 対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上規模の企業。
（令和6年4月から従業員40人以上、令和8年7月から従業員37.5人以上）
- （※2） 短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてカウントしている。また、短時間労働者である重度身体障害者・重度知的障害者および精神障害者（精神障害者については令和5年度から当分の間）については1人を1カウント、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
- （※3） 法定雇用率は2.3%。
（令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げ）

県内民間企業における雇用障害者数及び実雇用率



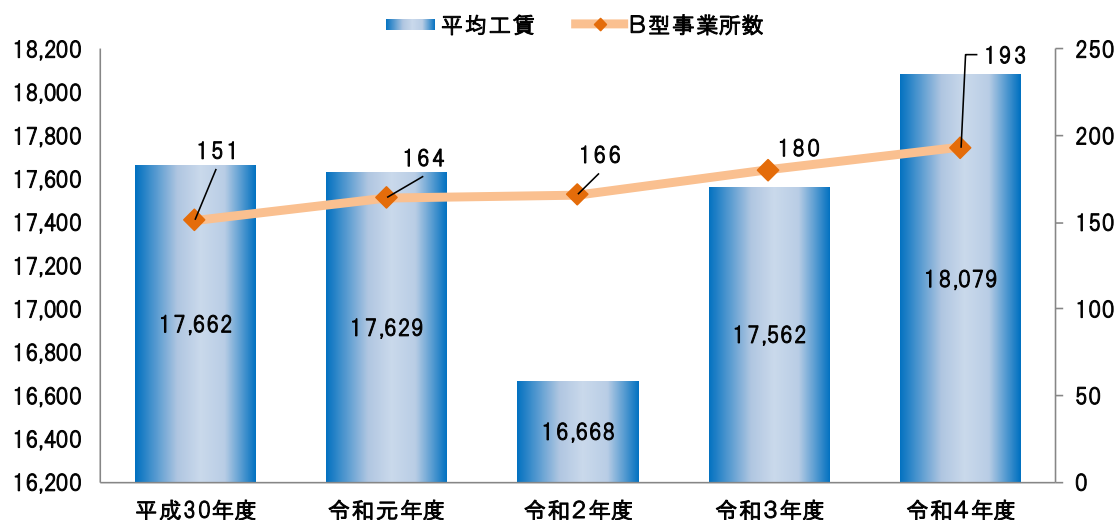
(7)就労継続支援B型事業所における平均工賃

県内の就労継続支援B型事業所数は増加傾向にあるものの、平均工賃額は令和2年度には新型コロナウイルス感染症による事業所の生産活動収入の減少や工賃の減少等の影響により大きく減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向にあります。

また、全国平均と比較して、群馬県の平均工賃は高い水準で推移しています。

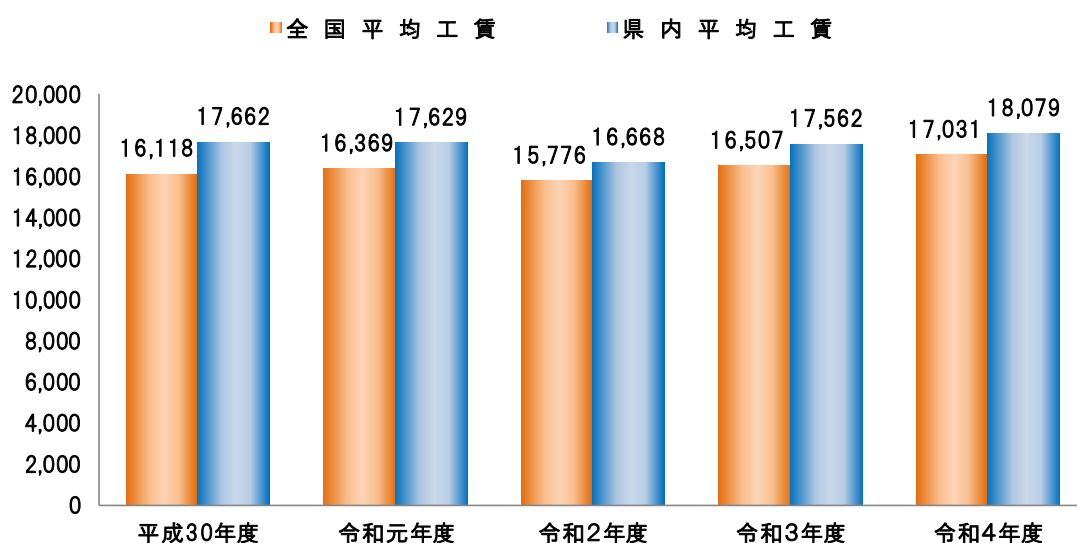
群馬県内B型事業所及び平均工賃

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
B型事業所数	151	164	166	180	193
平均工賃	17,662	17,629	16,668	17,562	18,079



県内平均工賃と全国平均工賃の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全国平均工賃	16,118	16,369	15,776	16,507	17,031
県内平均工賃	17,662	17,629	16,668	17,562	18,079



2 計画策定の経過

計画の策定にあたっては、群馬県障害者施策推進審議会及び群馬県障害者自立支援協議会、群馬県工賃向上推進会議等において検討を進めるとともに、パブリックコメントを実施しました。

(1)検討の経過(令和5年度)

月 日	会 議 名 等
7月 27 日	第1回県難聴児早期支援体制整備推進協議会
7月 31 日	第1回県障害者自立支援協議会(障害福祉計画・障害児福祉計画について)
8月 3 日	第1回県障害者施策推進審議会(バリアフリーぐんま障害者プラン8改定版の骨子案について)
10月 3 日	令和5年第3回前期県議会健康福祉常任委員会で計画の概要を説明
10月 27 日	第1回県工賃向上推進会議(工賃向上計画について)
11月 20 日	第2回県障害者自立支援協議会(障害福祉計画・障害児福祉計画について)
11月 29 日	第2回県難聴児早期支援体制整備推進協議会
12月 7 日	令和5年第3回後期県議会健康福祉常任委員会で計画の原案を説明
12月 15 日	第2回県障害者施策推進審議会(バリアフリーぐんま障害者プラン8改定版の素案について)
12月 19 日	第2回県工賃向上推進会議(工賃向上計画について)
1月 22 日	計画(案)に関するパブリックコメントの実施(2月 20 日まで)
3月 6 日	第3回県難聴児早期支援体制整備推進協議会
3月 11 日	第3回県障害者自立支援協議会(障害福祉計画・障害児福祉計画について)
3月 11 日	第3回県障害者施策推進審議会(バリアフリーぐんま障害者プラン8改定版の原案について)
3月 27 日	計画(案)に関するパブリックコメントの結果公表

【パブリックコメントとは】

国や地方公共団体などの行政が、新たな行政計画等を策定するときに、その案を公表し、県民等からのコメント(意見)を求める制度。

(2)群馬県障害者施策推進審議会名簿

(委員任期:R3.10.1～R6. 9.30)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
杉田 安啓	(公社)群馬県身体障害者福祉団体連合会・会長	
江村 恵子	(一社)群馬県手をつなぐ育成会・会長	
吉田 英子	群馬県重症心身障害児(者)を守る会・会長	
中島 穰	(公社)群馬県知的障害者福祉協会・会長	
眞下 宗司	群馬県身体障害者施設協議会・会長	
吉邑 玲子	群馬県精神障害者家族会連合会・会長	
服部 真弓	(公社)日本精神科病院協会群馬県支部・支部長	
高森 勉	群馬県自閉症協会・会長	
和泉 俊子	(公社)群馬県視覚障害者福祉協会・理事	(～R5.9.30)
茂木 勤	(公社)群馬県視覚障害者福祉協会・会長	(R5.10.1～)
早川 健一	(一社)群馬県聴覚障害者連盟・理事長	
飯塚 智宏	群馬県せきずい損傷者協会・会長	
笹澤 繁男	(特非)群馬県精神障害者社会復帰協議会・副理事長	(～R5.9.30)
半田 卓穂	(特非)群馬県精神障害者社会復帰協議会・副理事長	(R5.10.1～)
瀧本 理絵子	群馬県難病団体連絡協議会・役員	
霜田 浩信	群馬大学共同教育学部・教授	会長
栗原 陽子	群馬県民生委員児童委員協議会・副会長	
渡邊 秀臣	(公社)群馬県医師会・理事	
荻原 京子	(公社)群馬県看護協会・会長	(～R5.7.20)
神山 智子	(公社)群馬県看護協会・会長	(R5.7.21～)
岩佐 純	(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部 群馬障害者職業センター・所長	
清田 和泉	群馬県特別支援学校長会	
鈴木 利定	群馬県介護福祉士養成校協議会・会長	
伊藤 美保子	(一社)群馬建築士会高崎支部・会員	(～R5.9.30)
関 美和子	(一社)群馬建築士会女性委員会・副委員長	(R5.10.1～)

(3)群馬県障害者自立支援協議会名簿

(委員任期:R4. 6.15～R6. 6.14)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
小澤 温	筑波大学大学院・人間総合科学学術院 リハビリテーション科学学位プログラム・教授	会長
眞下 宗司	群馬県身体障害者施設協議会・会長	
若井 隆弘	(公社)群馬県知的障害者福祉協会・副会長	
半田 卓穂	(特非)群馬県精神障害者社会復帰協議会・副理事長	
江村 恵子	(一社)群馬県手をつなぐ育成会・会長	
小川 悦子	群馬県精神障害者家族会連合会・副会長	
大島 主好	(公社)群馬県身体障害者福祉団体連合会・身体障害者相談員	
中村 建児	(一社)群馬県社会就労センター協議会・会長	
佐藤 さかえ	群馬県福祉作業所連絡協議会	
仲丸 守彦	利根沼田障害者相談支援センター 所長兼主任相談支援専門員	
米田 真一	みどり市障がい者基幹相談支援センター 主任相談支援専門員	副会長
佐藤 あゆみ	障害者就業・生活支援センター トータス・所長	
梅澤 正樹	厚生労働省群馬労働局職業安定部職業対策課 ・地方障害者雇用担当官	
伊藤 隼人	(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬支部 群馬障害者職業センター・主任障害者職業カウンセラー	
星野 弘美	(一社)群馬県社会福祉士会	
松本 淳	群馬県教育委員会特別支援教育課・次長	
松岡 彩	群馬県立精神医療センター・医療局部長	
永井 武男	富岡市福祉課・課長	
小池 さつき	東吾妻町保健福祉課・課長	

(4)群馬県工賃向上推進会議名簿

(委員任期:R3. 4. 1～R6. 3.31)

氏 名	所 属	備 考
佐藤 正昭	群馬県身体障害者施設協議会	
糸井 綾	群馬県知的障害者福祉協会	
萬谷 高文	群馬県精神障害者社会復帰協議会	
坂田 広幸	群馬県福祉作業所連絡協議会	
加藤 学	群馬県社会就労センター協議会	
宮下 修司	群馬県社会就労センター協議会	
石川 益雄	群馬県社会就労センター協議会	
安澤 陽平	就労継続支援A型・就労移行支援事業所エコネット・おおた	
藤原 理緒	群馬県社会福祉協議会	
山本 卓哉	前橋市福祉部障害福祉課	
近藤 敏彦	太田市福祉こども部障がい福祉課	
野口 晴美	安中市保健福祉部福祉課	
杉山 智法	群馬県健康福祉部健康福祉課	
井野 勇一	群馬県農政部農業構造政策課	

(5)群馬県難聴児早期支援体制整備推進協議会名簿

(委員任期:R5. 6.14～R7. 6.13)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
多賀谷 泰弘	群馬県耳鼻咽喉科医会・会長	
茂木 雅臣	群馬大学附属病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科・准教授	
長井 今日子	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 群馬県地方部会・乳幼児医療委員会委員長	
佐藤 雄一	群馬県医師会・理事	
今泉 友一	群馬県医師会・理事	
岡田 明子	群馬県立聾学校・校長	
小原 透	群馬県言語聴覚士会・理事	
茂木 京子	NPO法人きらきら・理事長	
金澤 貴之	群馬大学共同教育学部特別支援教育講座・教授	
古屋 信彦	NPO法人難聴者支援センター・理事長	
堀米 泰晴	(一社)群馬県聴覚障害者連盟・副理事長	
須藤 亜貴子	群馬県聴覚障害者親の会・会長	
黒岩 隆治	群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ・館長	
花田 晴美	太田市健康づくり課・所長代理	
野寺 美枝	嬭恋村健康福祉課・課長補佐	

裏表紙の絵

『家路』

永井 勝二

作者コメント「年寄りの仲睦まじい様子を描きました。」

※令和２年度群馬県障害者作品展 出展作品



バリアフリーぐんま障害者プラン 8

編集・発行 群馬県

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

健康福祉部障害政策課

TEL 027-223-1111(代表)

FAX 027-224-4776